

(第一類 第五号)

第一類 第五号

大

藏

委

員

議

錄

第

三

十

(日) (月)

昭和五十六年五月十三日(水曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 締貴 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 相沢 英之君

今枝 敬雄君

木村武千代君

近藤 鉄雄君

椎名 素夫君

中村正三郎君

平沼 赴夫君

毛利 松平君

柳沢 伯夫君

与謝野 馨君

佐藤 親樹君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

玉置 一弥君

簗輪 幸代君

小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵大臣

郵政大臣

國務大臣

内閣官房長官

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長

官房審議室長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

山口 光秀君

委員の異動  
五月十三日

補欠選任

大蔵大臣官房審  
梅澤 節男君

同日

今枝 敬雄君  
山中 貞則君

浦野 休與君  
近藤 鉄雄君

小杉 隆君

柿澤 弘治君  
柿澤 弘治君

今枝 敬雄君  
山中 貞則君

浦野 休與君  
近藤 鉄雄君

小杉 隆君

五月十三日

金融機関の週休一日制実施のための銀行法等の  
一部を改正する法律案(堀昌雄君外七名提出、  
第九十三回国会衆法第一五号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

大衆増税反対及び内職・パートタイム収入の非  
課税限度額引き上げ等に関する請願(五十嵐広  
三君紹介)(第四五〇九号)

同外一件(塙田庄平君紹介)(第四五一〇号)

大衆増税と大型消費税導入反対及び不公平税制  
是正等に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第四  
五一一号)

同外一件(小林恒人君紹介)(第四五一一号)

同外三件(島田琢郎君紹介)(第四五一三号)

同(塙田庄平君紹介)(第四五一四号)

大衆増税及び全自営業者の記帳義務法制化反対  
等に関する請願外一件(戸田菊雄君紹介)(第四  
五一五号)

同(鳥居一雄君紹介)(第四五六六号)

同(前川旦君紹介)(第四五六七号)

同(湯山勇君紹介)(第四五六八六号)

同(武田一夫君紹介)(第四五六八七号)

同(西中清君紹介)(第四五六八七号)

大型簡接税導入反対及び歳出削減に関する請願

(白井日出男君紹介)(第四五一九号)  
同(大原一三君紹介)(第四五二〇号)  
同(高村正彦君紹介)(第四五二二号)  
同(佐藤觀樹君紹介)(第四五二二号)  
同外五件(塙崎潤君紹介)(第四五二三号)  
同外十七件(島村宣伸君紹介)(第四五二四号)  
同(田村良平君紹介)(第四五二五号)  
同外二件(竹本孫一君紹介)(第四五二六号)  
同谷垣專一君紹介)(第四五二七号)  
同谷洋一君紹介)(第四五二八号)  
同中山利生君紹介)(第四五二九号)  
同外四件(野中英二君紹介)(第四五三〇号)  
同(山崎拓君紹介)(第四五三一號)  
同(山下元利君紹介)(第四五三二号)  
同外四件(足立篤郎君紹介)(第四五六八号)  
同(青木正久君紹介)(第四五六九号)  
同外一件(稻村利幸君紹介)(第四五七〇号)  
同(今枝敬雄君紹介)(第四五七一號)  
同外一件(植竹繁雄君紹介)(第四五七二号)  
同(木村俊夫君紹介)(第四五七三号)  
同(今枝敬雄君紹介)(第四五七四号)  
同外十件(岸田武君紹介)(第四五七四号)  
同後藤田正晴君紹介)(第四五七五号)  
同(柳沢伯夫君紹介)(第四五七六号)  
同外四件(地崎宇三郎君紹介)(第四五七七号)  
同(中野四郎君紹介)(第四五七八号)  
同(葉梨信行君紹介)(第四五七九号)  
同外一件(船田元君紹介)(第四五八〇号)  
同(渡辺栄一君紹介)(第四五八一号)  
同(水平豊彦君紹介)(第四五八一號)  
同(柳沢伯夫君紹介)(第四五八二号)  
同(渡辺栄一君紹介)(第四五八三号)  
同(大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願  
(北山愛郎君紹介)(第四五三三号)  
同(武部文君紹介)(第四五三四号)

参考人出頭要求に関する件

同(梅野泰一君紹介)(第四五三五号) 同(野坂浩賢君紹介)(第四五六六号)

大衆増税及び大型消費税導入反対に関する請願

外二件(甘利正君紹介)(第四五三七号)

共済年金改善に関する請願(小川省吾君紹介)

(第四五三八号)

同(中西績介君紹介)(第四五三九号)

共済年金の改善に関する請願(中西績介君紹介)

(第四五四〇号)

は本委員会に付託された。

五月十一日

金利引き下げに関する陳情書(大阪市東区内本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会頭佐伯勇)

(第一七九号)

大衆増税と大型消費税導入反対に関する陳情書

(島正光外二件(東京都千代田区神田神保町二の二の三中小企業事業分野確保協議会長中村寿一外二十五名)(第一八〇号)

同外二件(北海道空知郡上砂川町議会議長松島正光外二件(東京都千代田区神田神保町二の二の三中小企業事業分野確保協議会長中村寿一外二十五名)(第一八〇号)

自動車関係諸税の増税反対等に関する陳情書外六件(草津市議会議長新庄伝次外六名)(第一八三号)

同外二件(名古屋市中区三の丸一の四の二名古屋弁護士会長森田和彦)

(第一二三号)

譲渡所得に係る特別控除額の引き上げ等に関する陳情書(群馬県北群馬郡吉岡村議会議長大林幹一)(第一二三四号)

税制の是正及び所得減税に関する陳情書外三件(山口県議会議長貞兼一外三名)(第一二三五号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

けれども、これでは毎年変えていかなければならぬという性格のものになってしまいます。いわゆる

その取り扱い件数で人件費を割る、こういうやり

方なのであります。そのことが果たして正しい計

算方法かどうかということになると、経済情勢が

変化すれば、たとえば建築申請の届け出などがす

っと減る、あるいは不動産の登記もずっと減ると

いうような状況もあるわけですから、それでいくと今度はべらぼうに高くしなくちゃならなくなる

ということで、変動要素のないもので計算する必

要があるのでないか、これは要請しておきま

す。後で理事会にも配つていただくことになつて

おりますが、きわめて安易な計算方法である。大

臣もこれは一回ごらんになつていただきたい。忙

しいでしようけれども、一応目を通していただく

ことを約束していただきたい、こういうふうに思

いますが、よろしいですか。

○鷹賀委員長 これより会議を開きます。

銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のた

めの相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する

法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律案の各案を一括して議題といたします。

この際 参考人出頭要求に関する件についてお

話をいたします。

すなわち、ただいま議題となつております銀行

法案外三案について、本日、参考人として日本銀

行監査前川春雄君の出席を求め、その意見を聴取

いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

○鷹賀委員長 御異議なしと認めます。よって、

順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大臣がいる間に若干要請だけ先にしておきます。

一般手数料の問題でいろいろ議論がありました。その後私の手元に算出根拠をいただきました

度別の差を見ますと、三十、三十、三十、五十三年だけが五十兆、こういう数字になつております。これで銀行の店舗数を見ますと、大体二万店余ということになります。都市銀行、全国銀行、相互銀行その他を含めまして、郵便の店舗数は入

つてないのであります。昭和五十年度で比較するといふと、昭和五十年度で比較するといふと、預貸率で見ま

すと、預貸率で見ますと、一方、預貸率で見ま

か言つておりますけれども、一方、預貸率で見ま

かは問題がありますが、全国で八三・一だったの

が現在七三・七、都市銀行が八五・六が七四・

三、地方銀行が八〇・五が七二・二、それから長期が八〇・四が七二・一、信託が七七・五からこ

れは上がつて八二・一、こういう預貸率になつて

いる。総体的に見ますと、銀行の数があつても競争が激しくなるだけであつて、二〇%の預貸率

が特別上がらない限り過当競争に追い込まれることは必至である。ある意味においては統合などを図りながらセーブをしなければならぬという状況に逆に来ているのではないか。ところが、いままで争が激しくなるだけであつて、二〇%の預貸率

とは必至である。ある意味においては統合などを

争が激しくなるだけであつて、二〇%の預貸率

が特別上がらない限り過当競争に追い込まれることは必至である。ある意味においては統合などを

○渡辺國務大臣 預金の量がふえないのに店舗の数をふやせば過当競争になるではないか、私は一面そういう面もあるうかと存します。問題は、町の真ん中に幾つも銀行が密集をしておって、そういう状態よりもむしろ金のかからない、人件費も場所代も減価償却もかかるいようなもつと安直な——どうせ店舗を認めるとすれば簡易郵便局みたいな安直な店舗を認めた方が資金コストも安くいいのではないか、したがって、現在のものをそのままにしてふやすというだけが能ではなくて、むしろ現在のものを整理して、それでコストのかからないように數をふやすということがあわせて考える必要がある、そう思つております。銀行がでっかい建物で、個所が少ないから土地の一番いいところを占領して、大理石の建物をつくつて、むしろそんなところは入りづらくなってしまふ。それで郵便局に負けた負けたと言つても、これも能のない話だ。私はそういうところの見直しもやつたらいいのではないか、そう思つておりますから、店舗をふやすについては、たぶやせばいいといふばかりではない、そう思います。

○沢田委員 銀行局長どうですか、いまの大臣の答弁で、私は、一方があえたらどこか削る、これからはこういう原則に立つべきであると思う。この数字からいくとどうしてもそうなる。そうなればどうしても預金集めに厳しさが出る、あるいは長時間労働をすることがいい悪いの問題は別として無理が起きる、こういうことに必然的なだろうと思う。だから現在の店舗数の中身を変えていく、一つの大きな店舗をつぶすならつぶして、そして三つに分けるなどけていいけれども、これはふえることになりますが、まあミニながらミニにすることもいが、これ以上は総体的な数量は限界に来ているというふうに私は判断するわけであります。ただ、ニュータウンができるとか、そういうふうなものによつて変わることはあります、しかし一方では、その背景としてはまた過疎も生まれているわけです。ですから、その意味においての整合性というものを持たなければいけぬと私は思う。

大臣の答弁の後に銀行局長に聞くというのは、面面そういう面もあるうかと存します。問題は、町の真ん中に幾つも銀行が密集をしておつて、そういう状態よりもむしろ金のかからない、人件費も場所代も減価償却もかかるいようなもつと安直な——どうせ店舗を認めるとすれば簡易郵便局みたいな安直な店舗を認めた方が資金コストも安くいいのではないか、したがって、現在のものをそのままにしてふやすというだけが能ではなくて、むしろ現在のものを整理して、それでコストのかからないように數をふやすということがあわせて考える必要がある、そう思つております。銀行がでっかい建物で、個所が少ないから土地の一番いいところを占領して、大理石の建物をつくつて、むしろそんなところは入りづらくなってしまふ。それで郵便局に負けた負けたと言つても、これも能のない話だ。私はそういうところの見直しもやつたらいいのではないか、そう思つておりますから、店舗をふやすについては、たぶやせばいいといふばかりではない、そう思います。

○沢田委員 お答えいたしました。五十六年度及び五十七年度に二年度まとめまして最近店舗通達を出したわけですが、おっしゃいましたように大店舗というものはできるだけ減らしていきたいというような考え方から、今度は小型店舗あるいは機械化店舗の重点主義というものを打ち出したわけでございます。

それで、先日申し上げましたのは、要するに店舗設置に当たりまして振りかえ制というようなものを経営者の自主判断で認める、したがつてその場合の振りかえ比率は、たとえば普通店舗を一店舗守えられたところは普通店舗をやめてよろしい、小型店舗を三店舗というふうに振りかえてもよろしいといふことを申し上げたわけですが、その考え方というのは、要するに銀行が街角、街角で壯麗な建物を建てておるということをできるだけ防いで、過疎地とか今までわりあい店舗が少ないところ、利用者の利便から見てプラスであるというところに小型の店舗をつくっていくといふ方向に方針を出したわけでございます。そこでその場合に、まず一般店舗につきましては従来よりも減らしておるわけでございます。従来認めておった数よりも一般店舗の数を減らしまして、その減らした一般店舗も場合によってはやめてよろしい、小型店舗に切りかえてよろしい、その場合には小型店舗を三つつくつてよろしい、そういう意味で申し上げたわけでございまして、全体の店舗の数がそらふえるというような考え方はございません。おっしゃいました配置転換でございます。

○渡辺國務大臣 まさに新設させる振りかえでございますが、この配

置転換の枠は今度拡大させるということになつておりまして、全体としては自由化、弾力化と申しますが、店舗の数の自由化ではなくて、むしろ経営者の自主判断の自由化というようなつもりであります。

○沢田委員 大臣は所用があるようでありますから結構ですが、いまの話の中で、ある意味においては総量を規制しようということを私は言つていらっしゃるんですよ。特定の条件のところについては一応考へるが、それをペーパーにしようというのではないけれども、しかし総量規制をしなければこれはもう無理が起りますよ。えさをやるのですがから、いまあなたはいい顔をしてやつておられるかもしがれぬけれども、後になつてそのことがね返つてくることになるわけですから、それには決断が必要です。ですから、いまは何でも販路を広げていつて預金量を集めたいとするし、勇氣も必要なんですよ。ですから、いまの銀行側の主張であります。しかしそれは、いままでできてきたそれぞれのエリアをある程度固定化をしてその中で勝負をしていくということにならないと、過当競争をより激化させる以外の何物でもなくなる。これはいまの数字を見て結果的にどうなるでしょう。だから総量をある程度規制していく、大臣の言つたような方向で見直しをすれば三つに分けていいといったら店舗数は逆にふえていつてしまつて、そのエリアの中の争いはより激しくなる。まあ管理社会と言われておりますから、自由主義社会だから幾らやつてもいいのですよ。それは信用が大切だということなのかもしないけれども、またきょうの新聞でもかえつて信頼を害しているでしょう。これは総会屋対策もそうですねけれども、なぜそこで断固として聞おかれるだらうと思って、あなたが弱いと言つていいのではないが、弱いということになるのかな、まあそういうことなので、あなたのところがどうもそういふことになりかねない。だからあなたにもう一回それを確認の意味で質問をしておくわけあります。

○沢田委員 次に、銀行局の「銀行局金融年報」五十五年度版に、相互銀行の主要勘定で「支払承諾」と「支払承諾見返」があるのであります。簿外貸付はこの諸表の中に含まれておるが、あなたが言うような趣旨も含めまして、店舗の許可に当たりましては十分配意してまいりたいと思います。

○渡辺國務大臣 私は沢田委員の言うのももっともである、そう思うのです。したがつて、余り過当競争にならないようになければならない。しかし全体の預金量がふえますから店舗数がいままでと同じだといふわけにはいかないでしょうが、あなたが言うような趣旨も含めまして、店舗の許可に当たりましては十分配意してまいりたいと思います。

○沢田委員 次に、銀行局の「銀行局金融年報」五十五年度版に、相互銀行の主要勘定で「支払承諾」と「支払承諾見返」があるのであります。簿外貸付はこの諸表の中に含まれておるが、過去に問題になりました簿外はすべて表面に出させましたので、そのケースの中に入つて

ということだと思います。

○沢田委員 これは五十五年度版ですから五十五年三月末現在ですが、過去に問題になつたものが入っているということは、たとえば大光であるとか平和であるとか、そういうようなものも含まれていると理解してよろしいですか。

○米里政府委員 おっしゃるような過去に問題になりました分は全部表へ出させましたので、そういった意味では入っているということをございます。

○沢田委員 名前を出すことはなるべく避けようと思ったのですけれども、たとえば今度の誠備グループの問題で出ていた簿外貸し付け、これは五十五年三月以後の問題ですが、これらはこの中には入っていないんじゃないかと思うのですが、一たんそれを入れさせてまたすぐ出る、一回どうぼううしてつかまえてみて放したらまたどうぼうする、こういうことは銀行局としてはどういふうに判断されているのですか。

○米里政府委員 いま御指摘のありました事実につきましては、私どもまだそういう状態にあるといふように考えておりません。

○沢田委員 名前は言わないということでしたからなるべく言わないようにして、いこうと思うのですが、いずれにしても相互銀行全般についてもう一回再検査といいますか再監査をやつてほしい、これがきょうは要望にしておきますが、やつてもらえるかどうかということです。非常に日数がかかりますからワーストならワーストで結構ですが、ベストテンくらいを挙げてそれを実施でもらう、これが一つであります。

それからもう一つは、誠備グループ関係の全貌について報告をしていただく考えはないかどうか。これは細切れ的にいろいろ言われているわけであります、全貌がある程度委員会において報告をしていただきたいと思いますが、その二点についてお伺いをいたします。

○米里政府委員 まず最初の債務保証の問題でございますが、相互銀行の債務保証が非常に大きな

問題があるということは最近その感を深くいたしております。そういう意味で、今度の銀行法改正にも関連いたしまして、一つは相互銀行に対しつせん融資と申しますか、株式を担保とするいわゆるあつせん融資、こういったものに対する規制の枠を規制するという措置を講じ、あわせまして業界の自主申し合わせで債務保証の総量規制という措置をとらせております。その債務保証の実態につきましては、私どもの方で絶えず資料を両側から徴求して、その突き合わせということを行っておりますし、それにあわせまして、検査の際その資料を活用するということを現に進めております。

それから誠備グループ全般のお話ということをございますが、個々の金融機関の取引の問題にどうしても入ってまいりますので、それを一つ一つ明らかにするということは御勘弁願いたいと思います。

○沢田委員 証券局も同じ意味においてこの誠備グループ問題について、やむを得ないものはあるかもわかりませんが、ある一定の限度まではそのルート、資金の流れ、そういうものについて委員会で報告をしていただくなっています。時間の関係で私の方で中身は言わないので、報告をしていただけます。

○吉本(宏)政府委員 誠備グループ問題につきましては、去る二月十六日加藤外務員が逮捕されまして以降いわゆる指定銘柄と言われます株式の株価が暴落いたしまして関係証券業者がかなり苦境に立つたということが第一でございます。

○沢田委員 統いて、通達を出されたそうであります、その通達の写しを私たちに出していただけます。

○吉本(宏)政府委員 誠備グループ問題につきましては、銀行の同一人に対する債務保証の限度について

銀行局長通達を出しております。これは、

○沢田委員 では出してください。

統いて、いま証券局長の方の話では何か終結したわけでござりますが、先般この誠備グループの再発防止策と言うべきものを見たところを公表いたしまして、今後そういういわゆる投機的な取引、特に投資者の意向を十分しんしゃくしないで

格上げとして一括発注、一括受注するという取引につきまして証券会社サイドから規制を強化す

ることにいたしました。それとあわせて外務官制

度に対する規制も強化する、それと証券会社のあつせん融資と申しますか、株式を担保とするいわゆるあつせん融資、こういったものに対する規制も強化しようということで先般的な再発防止策並びに今後の証券業者の営業姿勢を正すという措置をとった次第でございます。そういうことでございますので、私どもとしては本件についてはこれまで処置をとった、かようになります。

○沢田委員 では、三つ確認していきますが、一つは、こういう政府から発表される今後の問題について、いわゆる支払い承諾、簿外といふものは今まで後で聞きますが、発生しない、もし発生した場合どうするかはまだ後で聞きますが、発生しない、銀行は今後はそういう運営をされるものである、こういうふうに確認してよろしいですか。

○米里政府委員 簿外で保証を行うことは公共性のある金融機関としてまことに好ましくないといふうに考えております。私どもも再び発生するかの指導してまいりたいと思っております。

○沢田委員 統いて、通達を出されたそうであります、その通達の写しを私たちに出していただけます。

○吉本(宏)政府委員 去年の十一月二十四日に「相互銀行の同一人に対する債務保証の限度について」

銀行局長通達を出しております。これは、

○沢田委員 では出してください。

統いて、いま証券局長の方の話では何か終結したわけでござりますが、先般この誠備グループの再発防止策と言うべきものを見たところを公表いたしまして、今後そういういわゆる投機的な取引、特に投資者の意向を十分しんしゃくしないで

格上げとして一括発注、一括受注するという取引につきまして証券会社サイドから規制を強化す

ていると言われております。また銀行そのものも担保として取つた株券が相当値下がりをしたといふことでこれまた百億程度の損害が出ている、こ

うことであるわけありますので、もう一回調査をする必要があるということが一つと、この問題の内容についてはあばくものはあばいて、

正直するものは肅正をして措置をしていくことが正しい措置である、罪を憎んで人を憎まずという言葉もありますが、金融機関であるという立場から見ると、きのうの参考人の説明でも相互銀行協会ではできません、銀行からでもやつてもららぬ以外にないんですということを協会長も言つてゐる程度処理していかなければならぬ、これがわかる程度処理していくかなければならぬ、こういう事件だと思いますので、いま言われたことをもう一回言い直していただいて、きちんとこの結果をつけるよう、その内容を明確にするとともにその結論をきちんとつけて報告できる状態に

くらいいであります。そうなればやはり行政の手でこれをある程度処理していくかなければならぬ、こういう事件だと思いますので、いま言われたことをもう一回言い直していただいて、きちんとこの結果をつけるよう、その内容を明確にするとともにその結論をきちんとつけて報告できる状態に

おられます。その後で聞きますが、今後は発生しない、もし発生した場合どうするかはまだ後で聞きますが、発生しない、銀行は今後はそういう運営をされるものである、こういうふうに確認してよろしいですか。

○吉本(宏)政府委員 では出してください。

統いて、いま証券局長の方の話では何か終結したわけでござりますが、今後とも金融機関から大口の融資につきましてはいづれも担保など徴してはおりませんが、今後の担保処分等の動向いかんによりましては、場合によつて損失が発生するということもあります、場合によつて損失が発生するということもありますが、大口の融資につきましてはいづれも担保など徴してはおりませんが、今後の担保処分等の動向いかんによりましては、場合によつて損失が発生するということがあります。

○沢田委員 では出してください。

統いて、いま証券局長の方の話では何か終結したわけでござりますが、先般この誠備グループの再発防止策と言つべきものを見たところを公表いたしまして、今後そういういわゆる投機的な取引、特に投資者の意向を十分しんしゃくしないで

開に行つたところでございます。今後ともに十分厳正に指導してまいりたいと考えております。

○吉本(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように誠備グループの問題に関する省令は、このような事件の再発を防止しなければならないという観点から、私ども五六六日付で総合対策を実施することにいたしまして、その一つは、証券会社の健全性の準則等に関する省令、この省令の一部を改正いたしまして、証券会社がいわゆる投機的な取引を助長するような営業姿勢をしてはならない、このような行為をする場合には正措置を命ずるということにいたしました。例示として書いてございますのは、「あらかじめ顧客の意思を確認することなく、ひんぱんに顧客の計算において有価証券の売買をしている場合」一が「特定かつ多数の投資者を勧説して有価証券の売買取引についての委任を受けている者から、あらかじめ投資者の意思を確認することなく一括注文を受けている場合」、第三番目に「特定かつ少数の銘柄の株式について一律的な過度の勧説を行い、公正な価格形成を損なうおそれがある行為をしている場合」、これらにつきましては、従来も証券局長を通達というような形で指導を行つてしましましたが、今般これを省令に格上げいたしまして、罰則を伴う措置にいたしたわけでございます。

さらに、先ほども申し上げましたが、「外務員の管理に当たつては十分な注意を払うこと」とあるいは「証券会社の営業に從事する役職員が投資顧問業者又は投資グループの重要な業務に実質的に従事することは、慎むこと」さらに「証券会社が、証券取引に関連して、顧客に資金借入れの保証、斡旋等の便宜を供与することについては、慎重を期すること」、これらは通達の形で発出しております。

さらに、今回の誠備グループ問題に関する省令に対してもかねてから検査を行つております。さて、これに対しても何らかの措置をとらざるを得ない、このよう考えております。また、誠備問題に関連しましてかなり損失をこうむった証券会社に対してはかねてから検査を行つております。

会社が若干ございます。これらにつきましては、私ども十分監督をしておりまして、いやしくも経営が困難に陥るということについては十分対策を講じてまいりたい。現在の段階では、まず非常な問題になるのではないか、このように

で考えております一般のディスクロージャーとは制度が違う面もあるらうかと思います。ただ、いずれにいたしましてもそういうようなF.R.B.の届け出内容、それからたとえば一番自発的なディスクロージャーが進んでおると言われておりますパンク・オブ・アメリカのディスクロージャーコードといったようなものは、今後のわが国のディスクロージャーに当たりまして参考になるというふうに考えております。

○沢田委員 時間の関係で次に参りますが、週休二日制の問題をわが党も出しておられますし、今回

政府も、まあ週休二日制を出したとは言えない状況なんあります。土曜日営業しなければならぬといふ項目が外れたということだけに現階段はすがない。きのうの参考人等も言われていることでもありますけれども、日本が一千時間ぐらいに抑えたいあるいは千九百時間ぐらいに労働時間をある程度抑えなければならないという状況を考えてみたときには、郵便の問題もありますけれども、どういう段階を踏んでこの週休二日制に進めたいか。西ドイツその他でも——いま公務員は四週五休でやつております。この四週五休の中で、第三の土曜日なら第三の土曜日は休むということにしてある、あるいは金融機関も第三の土曜日は休むということにする、こういうところから思つてあります。その点いかがでしよう。

○米里政府委員 遇休一日の具体的な実施につきましては、現在金融機関サイドでは全銀協が中心になりましたして、まず対外的なPR、それから内部体制の整備といったようなことを中心に検討を進めております。また、公務員も含めました週休二日全体の問題としては、御承知のように関係省庁の連絡会議がございまして、そこでいろいろ諸問題を詰めておるということございます。

進め方にはいろいろなやり方があるらうかと思ひますし、おっしゃるようなことを一案かと思いますが、さらに今後いろいろ複雑な諸関係がござりますのでその辺を実施に当たつて詰めてまいります。

同時に公務員の週休一日はどうなるかといったようなことをも勘案しながら総合的に検討が進められしていくという状況にあらうかと思います。

○沢田委員 検討ということだけれども、法律で土曜日の営業義務を外した、当面は外しただけである。これからは週休二日制というものへ向けてともかく一步前向きに前進していくといふことは間違いないでしようね。首を縊に振つて立つてもらわなくてもいいでしょ

う。そして、それを進めるためにはどういうことが、いまの公務員も必須条件ですが、必須条件とそのエリアにおける可能性の中の条件と二つあると思うのです。金融機関なら金融機関だけの一つの判断に基づくもの、たとえば大企業などいうものは週休一日制にみんな現実はなっちゃつてているわけですね。ですから金融機関だけが何も先行というか、後追いでしょうか、後追いでやっていくことも不可能ではないというふうに思うのですが、いかがですか。

○沢田委員 ですが、これは公務員と一緒にすればならぬ、情勢を見ながらというのは必須条件じやないと私は思うのですが、その点はいかがですか。金融の問題と公務員の週休の問題は、密接な関係はあるけれども必須条件ではない。金融機関だけで独自に判断できるものであるというふうに思います

が、いかがですか。

○米里政府委員 金融機関が土曜日を具体的に休むかどうかというような問題につきましては、一番大きな問題の一つは郵便局との関係がどうなるかということであるらうかと思います。したがいまして、そういった郵便局における貯金業務といふものがどういう取り扱いになるか、それとイコール

週休二日が実現するまでにはいろいろな問題が

あります。

先ほど申し上げました関係省庁の連絡会議などもございますので、全くの自主性というよりは役所も逐次これを指導しながら全体の情勢を進めていくことがあります。

○沢田委員 確認しますと、第一條である金融機関の自主性は、週休二日制に関してはないと聞いています。しかし、そこは金融機関として構成しておられます

法律的な書き方でございますので、土曜、日曜に

絶対に開いてはいけないというような解釈にはな

らないかと思います。

しかし、そこは金融機関と

して信用秩序を全体として構成しておられます

で、できるならば特殊な利用者の利便その他の問

題のある場合を除きまして一齊に週休二日に移る

なりすることの方が望ましいというように考えて

おります。

先ほど申し上げました関係省庁の連絡会議など

もございますので、全くの自主性というよりは役

所も逐次これを指導しながら全体の情勢を進めて

いくかと思います。

○沢田委員 いくと、こういふことにならうかと思

います。

○米里政府委員 これがございまして、金融機関が

全体が週休二日に

なつても、土曜、日曜ぜひ店を開かなければならぬ

ないという場合もあるらうかと思います。そういう

意味で、必ずすべて統一的ということでもない

いところは今度は公共性だ。これはいわゆる使い

題というのもある。この法制面の問題は今度の銀行改正で一つの突破口が開かれたというふうに考えておりますが、さらに銀行の内部体制を整備していくというような問題もある、いろいろな問題があるらうかと思いますが、その中における公務員、特に郵便局との問題が非常に大きな問題であるというふうに私どもは思つております。

○沢田委員 政令で決められた後は、自主的運営

にゆだねるものなのぢやないのですか。それと

も、政令に定められてなおかつ自主的運営はで

きないのか。私は、自主的運営というのはもろ刃の剣だとこの間も言つたのだ。自主的な運営とい

うのは、またそれだけ責任が重くなりますよとい

うことです。それを、あくまでも政令にゆだねて、

れば、親のすねをかじつて子供みたいに氣楽

なものなのだ。ところが、自由になればなつただ

け、今度はそれだけ苦勞が多くなる。だから、こ

れはもろ刃の剣だと私は言つたわけであります

が、自主的な運営にゆだねたのならば、どこか団

体交渉で決めようと、やつて問題はないのぢやな

いですか。それを、あくまでも政令にゆだねて、

銀行局がなつかつ管理下に置いておくとい

うことは、行き過ぎになりませんか。

○米里政府委員 銀行の休日というのは、公共性

が非常に高い金融機関にとって一般預金者あるい

は国民大衆に影響するところが非常に大で

いことから、営業日が法律で定められ、その法

律の具体的な内容が今回政令にゆだねられたとい

うことでございますから、公共性の高い金融機関

として、やはり信用秩序全体を維持していくため

に、原則としては統一的にやつていくことが望ま

しいのだと考えております。

○沢田委員 原則的に統一だということが行政の

越權ではないのかということですね。そのこ

とまで触れることが、果たして銀行局の権限な

どどうか。だとすれば、銀行の公共性が高い、高

いと、これだけうたい文句に言つならば、金融機

関は、さつき言つたような開示制度の問題にして

も、あるいは簿外貸し付けの問題にしても、ある

いは該備なんかの貸し付けで損害を受けたよう

な問題にしても、もっと制裁を受けなければならぬ

立場にあると私は思うのです。そういうところ

では今度は自主性だ、自由だと言つて、都合のい

分けといふものなのですね。だから、今度公共性と自由といふものをどうバランスをとつていくかということは大変大切なことだ。もう時間がなくなりましたが、いまの答弁は不公正な議論だと私は思うのです。どこまでが自由でどこまでが公共性で縛られるのか、それを縛りきしなければいかぬことだと思うのです。ここまででは自主性に任せます、これからは公共性ですから監督下に置きます、そういう線引きをする意思はありますか。

○米里政府委員 金融機関は、公共性、社会的責任を持つていて、反面、私企業としての自主性を持たなければならぬというようなことから、金融機関の公共性に着目して、それが法的な規制が必要であるという分野について法律の条文規定を定めて御審議願いたい、こういう考え方でございまして、それが法的な規制が必要であるといふことにならうかと思うのです。

○沢田委員 この点はまだあります、先般、新聞に出てゐるのを見たのでございましたが、これは国税庁に聞きたいのですが、虎の門病院の眼科の部長さん、虎の門病院というのは公益法人、その公益法人の眼科部長の預金が出ている。三井銀行日比谷支店に通帳がある。そこにあるのがね屋さんから毎月リベートとして振り込まれていた。これは、定期にまではなかったようですが、普通預金だと仮定すると、税金の上では、税制としてはどう取り扱われるわけですか。虎の門病院眼科部長という名称は、公益の名称なのですか、個人の名称なのですか。

○小幡政府委員 ただいまの虎の門病院の問題でございますが、私も新聞でそういう実事について報道されているのを見たわけでございますけれども、私ども自身どういうふうな関係にあるかといたしまして、それでこの預金は解約しましたというお話を承つておるわけでござりますが、それによりますと、すでにその預金は解約し返戻したというようなことだというふうに聞いて

おるわけでございます。そういうふうなことでござりますと、すでに返されているということであれば、課税関係は生じないのではないかというふうに思います。

○沢田委員 そういうことを聞いているのじゃないのだ。税法上どうなるのかと聞いているのです。

○小幡政府委員 税法上の関係で申しますと、虎の門病院につきましては、国家公務員の共済組合の病院ということでござりますので、法人税法によりますと、これについては、この病院事業に関連いたします収入というものにつきましては課税はされないと、このように相なっております。

○沢田委員 それからまたこの預金の関係でございますけれども、これがもし眼科部長個人のものであればどうかという気になるわけですが、眼科

部長さん個人の預金ということになりますれば、これは所得税法によります預金利息についての源泉徴収というものが行われるということになろうかと思ひます。

○沢田委員 そういうことを聞いているのじゃなくて、税法上どうなるのかということでお尋ねなれば、私はがね屋さんから毎月リベートとして振り込まれた。これは、定期にまではなかったようですが、普通預金だと仮定すると、税金の上では、税制としてはどう取り扱われるわけですか。虎の門病院眼科部長といふ名前は、公益の名称なのですか、個人の名称なのですか。

○小幡政府委員 ただいまの虎の門病院の問題でございますが、私は新聞でそういう実事について報道されているのを見たわけでござりますけれども、私ども自身どういうふうな関係にあるかといたしまして、それでこの預金は解約しましたといふことです。

○沢田委員 だつて、これは常識じゃないですか。事実関係といつたって、私は言つてゐるのだから。虎の門病院眼科部長という名前で預金をさ

ますれば、先ほど申し上げましたように、虎の門病院は法人税法上この病院事業について課税されませんから、したがいまして課税関係は生じませんし、もしも預金が眼科部長さん個人のものであるということになれば、その預金については源泉課税がされる、こういうことにならうかと思うわけでございます。

○沢田委員 まあいい、その辺でこの問題はとめておきましょう。逃げたい気持ちわかる。

○沢田委員 それで、個人だとすると、警察署刑事局からもおいでをいたいでいますが、こういう公益病院が百何十萬かにわたつて銀行の口座をつくつて、四二四〇一四九か、そういうローテーをつくつて、毎月金をリベートで、眼科の医者が診断したもののが百何十萬かにわたつて銀行の口座をつくつて、それがもし眼科部長個人のものであればどうかという気になるわけですが、眼科部長さん個人の預金というふうに相なつております。

○沢田委員 それは所得税法によります預金利息についての源泉徴収というものが行われるということにならうかと思ひます。

○沢田委員 そういうことを聞いているのじゃなくて、税法上どうなるのかとお尋ねなれば、私はがね屋さんから毎月リベートで、眼科の医者が診断したもののが百何十萬かにわたつて銀行の口座をつくつて、それがもし眼科部長個人のものであればどうかというふうに相なつております。

○沢田委員 それからまたこの預金の関係でございますけれども、これがもし眼科部長個人のものであればどうかといふことになるわけですが、眼科

部長さん個人の預金というふうに相なつております。私は、そういうことが許されることではないのです。私は、そういうことが許ること

かかもしれませんけれどもあえて私は問題にしているわけであります。もしも今後こういうことでどんどん弱い者がいじめられ首を切られていくならば、これは世の中の秩序が保てなくなつていくであろう一つの芽だ、こういうふうに考えてこの問題をあえて取り上げたわけであります。

○小幡政府委員 だから、けんか両成敗、もしどうしてもあれでござります。

○小幡政府委員 まあいい、その辺でこの問題はとめておきましょう。逃げたい気持ちわかる。

○小幡政府委員 それで、個人だとすると、警察署刑事局からもおいでをいたいでいますが、こういう公益病院が百何十萬かにわたつて銀行の口座をつくつて、それがもし眼科部長個人のものであればどうかといふことになるわけですが、眼科

部長さん個人の預金というふうに相なつております。

○小幡政府委員 それからまたこの預金の関係でございますけれども、これがもし眼科部長個人のものであればどうかといふことになるわけですが、眼科

部長さん個人の預金というふうに相なつております。

○小幡政府委員 それは所得税法によります預金利息についての源泉徴収というものが行われるということにならうかと思ひます。

○小幡政府委員 そういうことを聞いているのじゃなくて、税法上どうなるのかとお尋ねなれば、私はがね屋さんから毎月リベートで、眼科の医者が診断したもののが百何十萬かにわたつて銀行の口座をつくつて、それがもし眼科部長個人のものであればどうかといふことになるわけですが、眼科

部長さん個人の預金というふうに相なつております。

○小幡政府委員 それからまたこの預金の関係でございますけれども、これがもし眼科部長個人のものであればどうかといふことになるわけですが、眼科

部長さん個人の預金というふうに相なつております。

○小幡政府委員 それは所得税法によります預金利息についての源泉徴収というものが行われるということにならうかと思ひます。

○小幡政府委員 最後に、郵政省からおいでをいたしましたので、貯金局と人事局から週休一日制について――いつもやり玉に上がるのが郵政省であります。郵政省並びです。郵政省がやれば私の方もやります。

○小幡政府委員 これは職権乱用にもなるというふうにも思ひますから、ひとつきちんと整理をしてほしいと申します。

○小幡政府委員 で、貯金局と人事局から週休一日制について――いつもやり玉に上がるのが郵政省であります。郵政省がますやつていく手だてを講じてほしい

○小幡政府委員 ところが、こういうふうに思ひますから、こういうふうに思ひますから、郵政省がますやつていく手だてを講じてほしい

行関係につきましては土閥開店なさる法的な基盤整備ができることになるというようなことをも念頭に置きまして、私どもさらに今後十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。  
○沢田委員 これから検討だなんていう話ぢやないのですよ。具体的にあなたの方はもうすでにやっているわけなのだから、次にどういう段階で進めていきたいか、その方向ぐらい示すのが——これから検討しますと言つて、紺屋のあさつてといふことではないけれども、そういう答弁で済まさるものはではないだろうと思う。何年これをやりました、何人の人がここで言つきましたか。そういうのはばかにしている答弁です。だからもう少し真剣に、それは各省でまとまる、まとまらないの問題は別として、郵政省としてはこういう考え方で週休二日制に踏み出したいのだ、その時期はたとえば銀行局が反対したから待ちますと言つたら、それは理由があるからいいのだ。ただあなたの方が検討だなんてことで答弁するのには、片方は銀行法がまだ通らないのだから、これは検討でもしようがないけれども、あなたの方はもう実際に踏み込んでいるのだから、もう少し現実的な答弁をしてくださいよ。いかがですか。  
○小倉説明員 御指摘の点につきましては私どもも真摯に考えておるわけでございますが、いま申し上げましたように郵便局ならではというような業務をやつている面もございます。また全国に広く所在するという点もございますので、十分に利用者の方々のコンセンサス、御共感というものをいただかなければ国営の機関といたしましてまた問題が生じかねないのではないか。御指摘の点も十分よくわかつておるわけでございますが、やはりそういう客観的な情勢というものを十分考えながら——いま申しましたように、一歩一歩進展していくと、いう客観情勢をもよく了解しておるのでござりますが、現実にいますぐ具体的なスケジュールをお示しするような状況ではございませんので、そういう御指摘の点を十分に考えながら今まで進めてまいりたいということで、そういう考え方を

○沢田委員 あなたを怒っているのではない、しかられると思つていては困るのだけれども、問題は、もう週休二日制に進む寸前に来ている。だから、郵政省はコンセンサスを得られるよう努力をしながら実現に向かつて努力したいと思います。そういう答弁をするのだよ。それならばいいんだよ。コンセンサスを得られるならばというのと根本的に違うのだ。私が言つたように答弁してみなさい。

○小倉説明員 先生がおっしゃいますようにコンセンサスを得られるならばということではございませんで、コンセンサスを得ていくようにということであることはだしかでござりますので、そのような感覚でおくみ取りいただければ幸いと願います。

○綿貫委員長 正森成一君。

○正森委員 それでは銀行法等の改正案について質問をさせていただきます。できるだけ重複しないようにとは思いますが、他党がいままでに大部分質問されましたので、部分的に重複する点があるのはお許し願いたいと思います。なるべく観点を変えて質問をしていきたいと思います。

まず第一に、銀行法案の「目的」のところでござります。第一条の一項に金融制度調査会の小委員会案と同じものが入っておりますが、第二項に「この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。」こうなつてゐるのです。

それで、私はここに六法全書を持ってきておりますが、一般的に戦後一定の時期に至つてから制定される法律には、第一条に目的というのを入れるのが通例になつてゐるのです。そのような法律のうち典型例を調べてみたのですが、このような一つの条項の中に目的と同時に運用についての基準というものが同居しているという法律はめったらないのです。

たとえば破壊活動防止法という法律がありま

す。これは非常に問題になつた法律で大論戦になりましたが、保守的な政党の方々も反対なさつた法案です。これは「この法律の目的」として、第一条に「この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。そして第二条に分けて「この法律の解釈適用」、「この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。」こういうぐあいにしてあるのです。

あるいは、同じようく乱用の危険の多い警察法という法律がありますが、これも第一条にこの法律の目的が書いてあり、「第一条の『警察の責務』といふところで、警察は犯罪の予防や鎮圧や捜査をしなければならないが、『いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干涉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。』といふように、第二条にその運用の基準というは定めてあるのですね。法律を一々挙げませんが、ほかにたくさんあるわけです。

いかなる理由で、こういう本来なら法の運用の基準とすべきもの、そして、わが国の法律では、もし定めるなら、それは第二条に別項目を立て定めるようなものを第一条の「目的」の中に入れたのか、そこが法体系としてもわからぬし、しかも金融制度調査会の原案に入つておらないということですから、伺いたいと思います。

**○米里政府委員** まず、この「自主的な努力を尊重するよう」という第二項を入れました理由でございますが、第一条の第一項では公共性ということを強くうたつておる。それで、従来の銀行法は、昭和二年の古い法律でございましたので、目的規定はなかつた。今度新たに目的規定を插入するという場合に、公共性ということがまず力説さ

されなければならないことであるということは、おつしやるとしておりだと思います。今回の銀行法改正に当たりまして、近代的な立法ということから、いろいろな点で現行法よりもかなり中身があえたというようなことで、公共性の面が全体として強く出てまいったということであろうかと思います。

そういった場合に、同時に、公共性を持つた金融機関ではあるけれども、しかし、やはり私企業としての自主的な努力というようなもの、つまりある意味では、適正な競争を通じての金融効率化の実現というものが反面あることが忘れられてはならない、公共性が特に強く出てきた現在、同時に、銀行の私企業性というもののよさというのも十分認識しておかなければならぬといったような考え方から、いわば確認的規定として第二項が入ってまいったということであつたと思います。

そこで、私どもも法制局と相談します際に、いろいろ他の法律で一体どういうものがあるだろうかということは検討したわけでございます。一、二例を申し上げますと、私立学校法という法律で、第一条の「目的」の中に、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」というような規定がございます。それから日本赤十字社法、これは第一条に目的をうたいまして、第三条に、「この自主性は、尊重されなければならない。」という、「自主性の尊重」という見出しのついた条文が入っております。他にも幾つかございますが、全然例がないわけでもない。しかし、これはいわば確認的規定ということの意味を持つておるものだと、いうようなことで、挿入するという政策的判断をしたわけでございます。

○正森委員 米里局長から懇切な御説明がありましたが、前段の部分の説明は、他の議員にもお述べになつたことで、よく知つてゐるのですね。私が質問しましたのは、まさに第一条の「目

的の中には、項を分けて、本来目的でないものを規定するのは異例ではないか、こう言っているわけです。他の法律で、なるほど運用の基準とかあるは乱用してはならないということを決めた法律はあるわけですね、私が幾つか指摘しましたように第三条に入れるとかいうことで、目的は目的、運用の基準は運用の基準というようになつていてのが法律のたてませんですね。それを目的の中の一つと読み取らざるを得ないよう、第一項と第二項が一条「目的」と書いて、それに第一項と第二項があるということは、本来運用の基準であるべきものを利用の中にすり込ませるという、やはり法技術上の非常な不整合性があるのではないかというふうに思つておる。私が指摘しましたその点については、米里局長から答弁がなかつたように思つたのですね。

それで、私の方からあえて指摘しますと、私は弁護士ですから法律は比較的知つておりますが、すべての法律を知つているわけではありません。六法全書ではつと見たら、こういう規定の仕方をしている法律が一つだけあるのですね。

それは何かといふと、警察官職務執行法なんです。これはこう書いてあるのです。「この法律の目的」第一条の一、「この法律は、警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職權職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」それで二項に、「この法律に規定する手段は、前項の目的のために必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。」こうなつておるのです。私の見ている限りでは、この法律以外には、目的の中によつて、亂用したらいかぬとか、運用の基準にわたるようなものが載つておるものはないのです。

なぜ警察官職務執行法にこういうのが入れられただかといふと、たしか昭和三十三年にも、警職法の改正といふのがありました。反対でつぶれたたの改訂では、そもそもこれができましたときに、国民の發動される前に警察官の実力行動の基準を決めたものですから、乱用の危険が非常に大きいというので、強烈な反対があつたのです。そこで、どうではない、目的の中に乱用してはいかぬのだということを入れるということでこの法律ができるのですね。

そうすると、銀行法というものはそういう危険なものなのだろうか。銀行法というものは、國民のお金を預かって、そしてそれで貸し付けをしたり、手形割引をしたり、資金運用をやるという免許を受けた業者を監督し、あるいはそのあり方を決める法律なんですね。本来、警察官がピストルでバーレンと撃つたりこん棒でぶん殴つたりという、國民の自由と生命に重大な関係がある、その権限を規制するような法律ではないのですね、業法の一種ですから。そういうものに、第一条の「目的」の中に、目的のいわば不可分の一つとして自主性を重んじるなんて入れるというのは、これは、日本本の今までの法体系では希有のことですね。入られるなら、第二項とか第三条として、運用の基準として入れるべきである。

これは、なるべく都合のいいことは自分たちの思ひうだいという面については自主性を尊重してほしいが、それが到底してほしくないけれども、自分らがやりたいはいかがですか。

○米里政府委員　まず法律の書き方につきまして反映されているぬぐい去ることのできない証拠であるというように評価せざるを得ないのです。

いという銀行協会の露骨な意図がみことに法案にござつたのですが、私は、私どももいろいろ調べたわけですが、実はそれが、まさに法律の書き方ににつきまして、そのまま条文に採用できるようないいんだといふ考えのようではあります。それがこの法律の運用の仕方についても非常に大きな影響を与えてくると思うのです。単に運用の基準じやなしに、銀行法の目的そのものであるかのように規定の仕方は適切でないということを指摘しておきたいと思います。

次に、第二章の業務関係について伺いたいと思ひます。

この業務関係の中では今度は逆のことが起つたのです。金融制度調査会の小委員会の報告書が、そのところに、そのまま条文に採用できるようないいんだといふ考え方のようではあります。これはこの法律の運用の仕方についても非常に大きな影響を与えてくると思うのです。単に運用の基準じやなしに、銀行法の目的そのものであるかのように規定の仕方は適切でないということを指摘しておきたいと思います。

○米里政府委員　おっしゃるような規定が小委員会意見として出ておったのは事実でございます。これはいろいろ議論の過程でこの条文を入れるかに入れておるというものは重大な片手落ちではあります。それには幾つかの項目がまた出でておりますが、その大きな項目は、毎決算期の利益の配当額の五分の一以上を積み立てていかなければならぬ、これは健全性の確保のためですね。それから、同一人に対する信用供与の総額が自己資本の一一定割合を超えてはいかぬという規定、いわゆる大口融資規制と言われてゐるものであります。しかし、この小委員会報告ではそれに先立つて、第一項目に「銀行は、業務の遂行に当たり、自己資本を充実し、また資産の流動性を維持する等経営の健全性を確保するよう努めなければならない。」という文言があります。そして、これは私の承認しておるところでは大蔵省原案、あるいは銀行局原案とも言われております。その中には、たしかに、小委員会项目として入つておったと思うのです。小委員会報告でも出ており、大蔵省原案でも出ており、それがまさに銀行の業務ないしは経営の基本になるようなものが入つておらない。それはなぜ入つておらないか、これまでの答弁を聞いておりますと、第一項の「目的」の中に入つておるからそれと、第一項の「目的」の中に入つておるからそれといふんだといふ考えのようではあります。しかし、第一項の「目的」は、あくまでこの法案の目的であつて、大衆の預金を預かつておる銀行側の経営上の責務あるいは原則としてというのとはまた別のはずであります。したがつて、これは第二章のどこかに総則的に入れるべきであったにもかかわらず入れておられない。一方、銀行の主張を聞いておきたいと思います。

おつしゃるような規定が小委員会意見として出ておつたのは事実でございます。

として健全経営に努めなければならないということとは「目的」で当然読めるのではないだろうか、もしその健全経営の原則というようなものだけを他の条文に入れますと、銀行の公共性は何も健全経営だけに限ったことではない、資金配分を適正にやらなければならぬとか、あるいはまた、資金の吸収面でも十分国民のニーズにこたえるような努力をしなければならないとか、いろいろな意味での公共性があろうかと思いますが、そのうちの健全経営というものを一般的原則の中から一つ取り出して一つの条文にするようなことはどうも適当でないのではないかというような意見が強くなりまして、この条文がなくても、結局健全経営、自己資本の充実とか資産の流動性の維持といふように思いますが、

○正森委員 論理といふものは何とでも理屈の立つもので、ああ言えばこう言う、こう言えばああと言うという言葉がありますけれども、それならやはり、社会主義社会ではない、資本主義社会だから自由企業は当然であるということになれば、第一条第二項に自主性の尊重的な規定を入れなくてもいいわけですね。まさに米里局長のいまの答弁をそっくりお返しすれば、第一条の第二項に入れなくてもいいといふ議論になるわけですね。それをば片や入れ片や入れないのはなぜであるかといふに思いますが、その点を指摘して、次に進ませていただきます。

今度は、大口融資規制の問題について伺います。大口融資規制については大蔵省から資料をいたしましたが、四十九年十一月二十五日には自己資本の二〇%という限度額をクリアしていないものが銀行数で四十四行、件数で九十九件あった、そ

れが五十五年九月三十日現在では銀行数で八行、件数で九件に減つておるということのようであります。さらに言いますと、とのつまりは、件数が九件ということですが、対象としては三井銀行とあります。三井銀行とあとは信託銀行が五つということのようあります。ほかの銀行等の名前についてはあえて申しません。

そこで伺いたいと思いますが、これからは名前を挙げて言いますから、出所を申しておきます。これは「金融ジャーナル」の八〇年の十一月号、日本貿易会企画部長古澤實氏の論文であります。この方が書いておられる論文によると、「大口融資規制が発動された際、大手商社のなかでは、三井物産、三菱商事、丸紅、伊藤忠商事、住友商事、日商岩井、トーメン、安田産業の八社が規制基準を超えた借入をしていました。」こういうやあいになっております。商社は全部基準を超えているわけであります。そのとき規制されたのは、普通銀行は二〇%，長期信用銀行、信託銀行は三〇%，外國為替銀行は四〇%という制限で、「貸出金には、長期・短期貸付金のほか、手形割引、外貨建て貸出、海外店貸出も含まれていた。」こうなっておりま

すね。そのときに規制されたのは、普通銀行は二〇%，長期信用銀行、信託銀行は三〇%，外國為替銀行は四〇%という制限で、貸出金には、長期・短期貸付金のほか、手形割引、外貨建て貸出、海外店貸出も含まれていた。」こうなっておりました。それが、念のために言つてください。一項の例外を決めておりまして、「ただし、信用の供与を受けている者が合併を又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人にに対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合」、ここまでによろしい。「その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」この「その他政令で定めるやむを得ない理由」というのでどういうことを考えておられますか。

○米里政府委員 現在政令案を検討中でございま

すが、いま考えております「やむを得ない理由」というのが一項、二項と二つございまして、一番目は、予見しがたいような緊急の資金の必要が生じて、限度額を超えて信用供与をしないこととした場合に、その事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあるときというものが第一点です。それから第二点が、一般電気事業その他の国民経済上重要な事業を行つてゐる場合であつて、限度額を超えて信用供与をしないこととすれば事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあるとき、大体この二つがいまの検討されている案でございま

す。

○正森委員 いまの御答弁は、一項だけでなしに、二項の「これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。」という条文がありますね、それも含めて御答弁になつたわけですか。

○正森委員 違いますか。それじゃ二項のその点についてお答えを願います。

○米里政府委員 第二項の、適用除外とする信用供与を定める政令の中身でございますが、政府関係機関に対する信用供与というものを指定するこ

とを考えております。

○正森委員 三項の「前二項に定めるもののほかが五十五年九月三十日現在では銀行数で八行、件数で九件に減つておるということのようであります。さ

ういう点からしますと、私は伺つておきたい

と思うのですが、十三条を見てください。十三条には「同一人に対する信用の供与」となって三項まで決まっております。それで、他の議員も質問されたり向きましたが、念のために、第一項の例外を決めておりまして、「ただし、信用の供与を受けている者が合併を又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人にに対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合」、ここまでによろしい。「その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」この「その他政令で定めるやむを得ない理由」というのでどういうことを考えておられますか。

○米里政府委員 この十三条は、非常に政令、省令があちらこちらに出てまいりまして恐縮です

が、いまおっしゃいましたその二〇%というの

は、この条文で言いますと三行目、「当該銀行の資本及び準備金の合計額に政令で定める率を乗じて得た額」、これが二〇%というやうに考えてお

るわけです。

○正森委員 それからいまおっしゃいました第三項の「必要な事項は、大蔵省令で定める。」という省令の中身、これもまだ現在検討中でござりますが、この省令の中身というのは信用の供与の計算方法、それから自己資本の計算方法などを定める省令を考

えておりまして、その信用の供与の計算方法の中

で商業手形の割引あるいは預金、国債担保貸し

あるいはまた輸出代金保険債権設定貸し出しといつたようなものを除外することを考えております。

○正森委員 そうなりますと、行政指導でいままでやつておきましたときには、国債担保とか商業

手形割引などを含めて二〇%の枠内にしてお

たようなもの

を外すから、商業銀行と信託銀行では違うでしょ

うが、今回の大蔵省令案がもしくは既に決まりましたとすれば、国債担保とか商業

手形割引などを含めて二〇%の枠内にしてお

たようになつていて、概略で結構ですから、わかれれば言つてください

○正森委員 いや、違います。

い。

**○米里政府委員** いま四つばかり計算から除外するものを申し上げましたが、そのうち預金担保貸し、国債担保貸し、それから最後に輸出代金保険質権設定貸し出しというのを申し上げたわけです。が、これは貿易手形と言われておるものですが、貿易手形自体は外為勘定でございまして、除外とかなんとかいう性格のものではございませんので、それに相当するものとして輸出代金保険質樁設定貸し出しというものを考えておるわけです。この三つにつきましては統計はございませんが、少なくとも預金担保貸し出し及び国債担保貸し出しあはほとんど数字は現状ではネグリジブルでございます。それから輸出代金保険質樁設定貸し出しあは若干数字があると思いますが、何%というほどなものになるかどうかということで、問題になるのは商業手形の割引でございます。これが大体都市銀行の総貸し出しのうちの一割ぐらいを占めておるということです。それから逆算いたしますと、規制比率一〇%は、実質規制比率と申しますか、換算してみますと二五%ぐらいになる、長期信用銀行の三〇%は三〇・六%ぐらいになる、外為専門銀行四〇%は四六・八%ぐらいになるという計算になります。

**○正森委員** そのことによつて大口融資規制が緩められる問題点があると思いますが、その運用について今は今後見守つていきたいというように思ひます。そのことによつて資金の公正な配分というものが害されることのないように切に希望しております。ディスクロージャーについて伺います。

この点については同僚議員が多く質問をされておりましたが、私としてはやはりどうしても黙視す

れません。それはたとえばディスクロージャーの点

について書面を作成し、本店並びに命令で定めるそ他の営業所及び代理店に備え付け公衆の縦覧に供さなければならぬ。供するものとするじゃな

いんですね。「供さなければならぬ。」(付)「上記(付)の書面には、貸出、有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すものであつて、適切な資金の供給が行われることに資するため開示することが必要と認めて大蔵大臣が定める事項について、大蔵大臣の定めるところにより記載しなければならない。」こうなりますと、少なくとも貸し出しや有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すもの、これで大蔵大臣が決定したものは、必ず縦覧に供しなければならないことになるんですね。ところが今度の場合には「縦覧に供するものとする。」こうなつておるだけでは、それは供しなければならないだけれども、法律で供しなければならないとなつてないから、供してもいいし供さなくてもいい、精神はディスクロージャーするんでしょうけれども。そしてその中身も金融制度調査会の原案なら、こういう項目はしっかりと著しい後退であることは免れない、私はこう思うのです。米里局長は、いやいや、現在の銀行もう自主的に大幅にディスクロージャーして資金運用の状況といふのはやられておるが多いし、本来自動的なものに任せるということも金融制度調査会には書いてあるんだから、というよう答弁をすると思いますけれども、その答弁では答弁になつてないと思うのです。ですから、かくも明白に書いてあるのになぜそういう点を抜かしたりするのか言つておれば言つた通りです。迪スクロージャーの点について二項の竹のところに、これは金融制度調査会ですが、「銀行は、毎營業年度終了後一定の期間内に、業務及び財産の状況に關する事項に

ついて書面を作成し、本店並びに命令で定めるそ他の営業所及び代理店に備え付け公衆の縦覧に供さなければならぬ。供するものとするじゃな

いんですね。「供さなければならぬ。」(付)「上記(付)の書面には、貸出、有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すものであつて、適切な資金の供給が行われることに資するため開示することが必要と認めて大蔵大臣が定める事項について、大蔵大臣の定めるところにより記載しなければならぬ。」こうなりますと、少なくとも貸し出しや有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すもの、これで大蔵大臣が決定したものは、必ず縦覧に供しなければならないことになるんですね。ところが今度の場合には「縦覧に供するものとする。」こうなつておるだけ

では固定化されてしまつて、それぞれのディスクロージャーというものが相互の競争によって逐次発展を遂げていくというような余地がない、非常に固定的なものになつてしまふんではないかとい

うことで、銀行の自主努力にまつた方がこの制度の性格から見てもより実りが多いのではないかとうように考えたわけでございます。

**○正森委員** 私が局長がそう言われるであろうと

いう答弁に少しばかりバリエーションをつけた答弁なんですけれども、しかし米里さんそれはちゃんと通らないですね。というは、必要的記載事項を決めたらそれで固定されるかというとそうでないで、要是必要的記載事項の決め方なんですね。必要的記載事項では最小限度のことを、資

金運用の状況を決めて、それで役所はいつでもやるんだけれども、その他の銀行が必要と認める事項、こうしておけばそこで銀行は一生懸命競争するわけです。これだけやればもう能事終わるなりで、これ以上はもう開示したらいかぬのだ、大蔵大臣が命令してないんだというようなことを言つてください。それで済むわけですね。だからそういう規定の仕方をすれば資金運用の状況、資金の流れ、中小企業にどれだけ出しているか、特定企業にどれだけ出しているかというような知りたいことも知りたい、それ以外に銀行は私のところはこんなことをやつているんですよ、だからうちの銀行をごひいきくださいと言いたいですね、やりたいことは何ぼでもできるわけですから。だからそういう法律の規定は十分可能なんですね。だから必要的記載事項を決めたら銀行の自主性がなくなつてしまふことが想うのです。米里局長は、いやいや、現在の銀行もう自主的に大幅にディスクロージャーして資金運用の状況といふのはやられておるが多いし、本来自動的なものに任せるということも金融制度調査会には書いてあるんだから、というよう答弁をすると思いますけれども、その答弁では答弁になつてないと思うのです。ですから、かくも明白に書いてあるのになぜそういう点を抜かしたりするのか言つておれば言つた通りです。迪スクロージャーの点について二項の竹のところに、これは金融制度調査会ですが、「銀行は、毎營業年度終了後一定の期間内に、業務及び財産の状況に關する事項に

ついて書面を作成し、本店並びに命令で定めるそ他の営業所及び代理店に備え付け公衆の縦覧に供さなければならぬ。供するものとするじゃな

いんですね。「供さなければならぬ。」(付)「上記(付)の書面には、貸出、有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すものであつて、適切な資金の供給が行われることに資するため開示することが必要と認めて大蔵大臣が定める事項について、大蔵大臣の定めるところにより記載しなければならぬ。」こうなりますと、少なくとも貸し出しや有価証券保有の状況その他資金運用の概況を示すもの、これで大蔵大臣が決定したものは、必ず縦覧に供しなければならないことになるんですね。ところが今度の場合には「縦覧に供するものとする。」こうなつておるだけ

では固定化されてしまつて、それぞれのディスクロージャーというものが相互の競争によって逐次発展を遂げていくというような余地がない、非常に固定的なものになつてしまふんではないかとい

うことで、銀行の自主努力にまつた方がこの制度の性格から見てもより実りが多いのではないかとうように考えたわけでございます。

**○渡辺國務大臣** ディスクロージャーの問題は御

議論のようなことがいっぱいあつたわけです。どういうふうに書くかまず政府・与党の中で議論がありました。そこばかりじやなくて監督規定の問題とかいっぽいあるわけですから。そこでいつまでも議論をしておつてもこれは切りのつかない話で、政府・与党一体でやつて与党が認めないというふうなものを国会に提案するわけにもいかないことでありますから、そこで私の責任で決めたのでもありますから、そこで私の責任で決めたのでもありますから、そこでは責任で決めたのでもありますから、そこでは責任で決めたのです。いろいろありますから、実質的にみんなやるということになればそれを極端にやらぬとかそういうふうなものを国会に提案するわけにもいかないことでありますから、そこで私の責任で決めたのでもありますから、そこでは責任で決めたのです。いろいろありますから、実質的にみんなやるということになればそれを極端にやらぬとかそういうふうなものを国会に提案するわけにもいかないことでありますから、そこで私の責任で決めたのでもありますから、そこでは責任で決めたのです。いろいろありますから、実質的にみんなやると

**○正森委員** 渡辺大蔵大臣は自信あつてのことだと思つります。大臣は政治力もあり某医師会長

とでもはでやり合われるわけで、ぎょろつとにらまれば一にらみでディスクロージャーが出てくる

ということかもしません。しかし、大蔵大臣に

木さんも、私がいろいろ言いましたら、それは調査会は関知せざるところだ、つまりそれは大蔵省がやつたんだ、金融制度調査会はもつとい案を

考えておつたんだ、節度のある方だからそこまではおつしやらなかつたけれども、だけれども言外

にそうおつしやりたいんだなということがわかる

言い方をされたのです。その点については、銀行

局長が二年間にわたつて非常に苦労されたとい

うけれども、またそれがあつたからこそ銀行法ができることになつたのでしょうか

でも、国民のサイドから見ると非常に遺憾ですね。渡辺さんは政治家の渡辺さんですね。渡辺さんに一

は、こう思はざるを得ないので、その決断をさせられたのは政治家の渡辺さんですね。渡辺さんに一

は、こう思はざるを得ないので、その決断をさせられたのは政治家の渡辺さんですね。渡辺さんに一

もいろいろあります。おとなしい方もおられるわけです。そんなに目が大きくない人もいます。だからそういう人の場合でも平均的なディスクローズができるようにするにはやはり法律でなければならぬのです。だからそういう点では遺憾な点であるというふうに思われるを得ないのです。

さらに、細部ですか局長に伺いたいと思いますが、私が非常に問題があると思いますのは、渡辺大蔵大臣、現行法に比べても後退しているのじやないかと思われる面があるのです。局長、細かい条文ですからお手元の条文を見てほしいのですが、現在の銀行法を見ていたら、現在の銀行法も結局第十条で業務報告書を出さなければいけない、第十一條で主務大臣の定める様式による貸借対照表を作成しこれを公告しなければいかぬというようなことが決めてあるのです。これは公告するわけですから最小限度公衆に知らせるわけです。これに対して、もしやらなかつた場合にどういう罰則あるいは制裁が科せられるかといひますと、現行法では第三十四条で次のような場合には「銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス」罰金等臨時措置法がありますから罰金の額はもつと高くなるのですね。その内容は「業務報告書又ハ監査書ノ不実ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依り官庁又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ」こうなつてますよ。だから官庁だけになしに公衆をだまくらかしたら一年以下の懲役になりますよ。こうなつてます。

それだけではなくて、三十五条を見ますと、「本法ニ依リ銀行ニ備へ置クベキ書類ノ備付若ハ載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不実ノ記載ヲ為シタルトキ」、「本法ニ定メタル届出若ハ公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不実ノ届出若ハ公告ヲシタルトキ」という二つは一万円以下の過料に処する、こうなつてます。

だから公衆に対してうそのことを言つたり書いたりした場合には一年以下の懲役もしくは十万円

以下の罰金という刑罰——刑罰ですからこれは違います。ところが、今度の銀行法の改正ではいかがですか。どうかというように見てみますと、必要的記載事項が訓示規定に変わつただけでなしに、罰則を見ますと、まず第一に六十三条を見ていただきますと、大臣に対して業務報告書を出さなかつたりあるいは記載しなかつたり、うそを書いたという者は、これは刑事罰になるのです。しかしそれは五十分円以下の罰金に処するということと、刑はうんと軽くなつてます。そして他方、第二十条で定めてある貸借対照表等の公告ですが、この

「公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。」というのは、これは百万円以下の過料だけなんですね。いいですか。そして、われわれが一番問題にするいわゆるディスクロージャーの規定の二十一條については刑事罰もなければ過料という行政罰もない、こういう仕組みになつてます。だから、ある意味では、すべての点について現行法よりも処罰は軽くなつておるといふことなんですね。まして、公衆の縦覧に供しなければならぬという点は、必要的記載事項でなくて訓示規定だから、やつてもやらなくともいい。それで、だまくらかしてやろうと思つてうそを書いておつても、前と違つて刑事罰も科せられなければ過料も取られない。やりたいほうだけいい。さすが目的事項に自主性を入れてくれただけはある、よかつたよかつたと、こうなる。これで

それが果たして適当かどうか、自主性の問題のうちはらから考えましても適当かどうかということで、特にその内容についてはすべて自己責任であります。大蔵省が一々事前にチェックするわけではないといふことになります。それで、だまくらかしてやろうと思つてうそを書いておつても、前と違つて刑事罰も科せられなければ過料も取れない。やりたいほうだけいい。さすが目的事項に自主性を入れてくれただけはある、よかつたよかつたと、こうなる。これで

〇米里政府委員 まず現行法の公告でございますが、おつしやるよう刑罰と過料と両方あります。だから公衆に対してうそのことを言つたり書いたりした場合には過料だけになつた

じやないか、こういうことにつきまして、現行法の三十四条の第一号の問題でございますが、「虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ」「公衆ヲ欺罔シタルトキ」とは官庁」というのはかかりませんで、この場合公告でございますから、公衆欺罔の問題でございますが、これが実は、公衆欺罔ということを立証することは非常に困難であるというよう

なことから、関係当局とも相談いたしました結果、実際に働きようがないということで落としたという経緯がございます。

それから一方、総覽の方は、これは何もからないといふことでござりますが、これはまさに不作成の問題と不実記載の問題と両方あらうかと思ひます。

不作成の問題につきましては、そういう訓示規定としての性格上罰則に書けない。

規定としての性質上罰則に書けない。

それから不実記載でございますが、不実記載を立証するためには真実であるかどうかという審査を關係当局がやらなければならぬということになりますが、これはいわゆる自主性という問題もござりますとともに、現実の問題として、全部ディスクロージャーすることを官庁で内容の適否を判断します現在、余りに官庁の事務を膨大にならしめ、それが果たして適当かどうか、自主性の問題のうちはらから考えましても適当かどうかという問題もあります。そこで、そういう点を指摘いたしまして次の点に移りたいと思うのですが、銀行を一定の、最小限度の行政指導なり監督をしようと思えば、そこから報告を求めたり、報告だけでは不十分な場合に検査をしなければなりませんね。この検査についてのつまり監督関係の規定もまた非常に懸切丁寧になつてます。

比較をいたしますと、現行の銀行法では、「何時ニテモ」報告を求めることができるし、「何時ニテモ」検査をすることができるといふようになつてます。これは二十条の規定であります。ある意味では乱暴な規定ですが、「主務大臣ハ何時ニテ

モ銀行ヲシテ其ノ業務ニ関スル報告ヲ為サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得」第一十二条、「主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得」ということで、渡辺さんは強大な権限を持つてゐるわけです。「何時ニテモ」ですかね。銀行というものは、あの銀行は危ないぞということがわかつてから行くといふのじゃだめなんです。健全にやつておるだらうけれども、念のため調べておくと、いふのでなければ不健全なものを見発見することもできないのですね。そういうことをおもんばかりて現行銀行法は、公衆の預金を預かっているのだからといふので「何時ニテモ」と、こうなつてゐるのです。

それを受けて金融制度調査会の答申ではどうなつてゐるだらうかといふ点を調べてみますと、

金融制度調査会の小委員会の報告では、その点も配慮をしたので、ほかの点については制限をつけておく部分もありますけれども、百五十八ページですが、「大蔵大臣は、必要に応じ、」財産の状況に関する報告を求め、又は書類帳簿を提出させることができる。」「大蔵大臣は、必要に応じ、当該職員に銀行又は代理店の施設に立ち入り、質問又は検査をさせることができる」ということになつてゐるのですね。

ですから、現行銀行法は「何時ニテモ」と、「何時ニテモ」ではありませんから金融制度調査会は

「必要に応じ、」必要なときは、「こうなつてゐるのです。ところが、現在当大蔵委員会に提出されている法案はどうであるかといふと、「大蔵大臣

は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、」という制限がついているのです。もし銀行側が、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある」と認めるときは、というのを示せとこう開き直ってきたらどうするのですか。現行法なら「何時ニテモ」こうなつてゐるのです。また金融制度調査会なら必要ありと認めるときは、というのですから、必要があればいけるのですね。ところが、今度の場合には限

界規定を置いて、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは」こうなつて、単に報告を求める、あるいはさらに検査をすることにも監督官庁の方が重大な自己規制を課しているのですね。これはなぜですか。  
○米里政府委員 御指摘のように、金融制度調査会の答申で「必要に応じ、」と書いたものを具体的に条文化したものが「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは」、「こうなつて書き方になりましたわけで、この法律全体が、ともかく大蔵大臣が監督いたしますゆえんが、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」に大蔵大臣が監督、検査をするわけになりますから、そういう意味でこの法律のうたつておる公共性という観点、健全經營という観点から大蔵大臣が判断をするということでござりますから、特にその基準を示さなければならぬといふ、というような話ではないかと思います。

○正森委員 実際の運用ではそうするのでしょうかけれども、しかし、もっと立ち入って銀行に対しへ何かをやるというときには、それは制限規定は要りますけれども、そもそも何事が銀行に起こ

つているか起こつてないかがもう知れ渡つてわかるようになれば、そんなときに検査をしたって手おくれになる場合もあるんで、これは呉文二さん

の論文なんかにもそういう点が書いてありますね。

それで、よくわからぬけれども、場合によつたら、定期的に必要があらうがなかなかあらうが、それこそ「何時ニテモ」検査をする必要性と利益があつたわけですね。それをこううぐいに制限し

た。私はこういう制限というのはある場合にはや

つてもいいと思うのです、行政権限を発動する場合にはその発動要件と限界を明らかにするという

のが近代法の原則ですから。しかし、それならばなぜ監督規定で、当初の大蔵省原案には、監督に

ばつさりと削つてしまつて、現行の銀行法の非常にあいまいな、しかし法三条の、あたかも封建時代のお上の権限のようにやろうと思うことは何で

もできるという内容の規定の仕方になつてゐるのです。一方ではそういう規定の仕方をしてながら、そのそもそも端緒になるような報告を求めるとか職員に調査させるということだけは近代法

の形をとつて限界をつけるというのは、これは間

尺に合わない。そういうきつとした近代法的なスタイルをとるなら監督規定全般にわたつてやるべきだし、それは困るからいまの銀行法をちよい

とひらがなに直した程度でやってくれと言うならやはりそれと同じように、「何時ニテモ」報告を

でございますから、そういう意味でこの法律の

うたつておる公共性という観点、健全經營という観点から大蔵大臣が判断をするということでござりますから、特にその基準を示さなければならぬといふ、というような話ではないかと思います。

○正森委員 実際の運用ではそうするのでしょうかけれども、しかし、もっと立ち入つて銀行に対し

て何かをやるというときには、それは制限規定は要りますけれども、そもそも何事が銀行に起こ

つているか起つてないかがもう知れ渡つてわかるようになれば、そんなときに検査をしたって手おくれになる場合もあるんで、これは呉文二さん

の論文なんかにもそういう点が書いてありますね。

それで、よくわからぬけれども、場合によつたら、定期的に必要があらうがなかなかあらうが、それ

こそ「何時ニテモ」検査をする必要性と利益があつたわけですね。それをこううぐいに制限し

た。私はこういう制限というのはある場合にはや

つてもいいと思うのです、行政権限を発動する場合にはその発動要件と限界を明らかにするという

のが近代法の原則ですから。しかし、それならば

なぜ監督規定で、当初の大蔵省原案には、監督に

ばつさりと削つてしまつて、現行の銀行法の非常にあいまいな、しかし法三条の、あたかも封建時代のお上の権限のようにやろうと思うことは何で

もできるという内容の規定の仕方になつてゐるのです。一方ではそういう規定の仕方をしてながら、そのそもそも端緒になるような報告を求めるとか職員に調査させるということだけは近代法

の形をとつて限界をつけるというのは、これは間

尺に合わない。そういうきつとした近代法的なスタイルをとるなら監督規定全般にわたつてやるべきだし、それは困るからいまの銀行法をちよい

とひらがなに直した程度でやってくれと言つならやはりそれと同じように、「何時ニテモ」報告を

でございますから、そういう意味でこの法律の

うたつておる公共性という観点、健全經營という観点から大蔵大臣が判断をするということでござりますから、特にその基準を示さなければならぬといふ、というような話ではないかと思います。

○正森委員 実際の運用ではそうするのでしょうかけれども、しかし、もっと立ち入つて銀行に対し

て何かをやるというときには、それは制限規定は要りますけれども、そもそも何事が銀行に起こ

つているか起つてないかがもう知れ渡つてわかるようになれば、そんなときに検査をしたって手おくれになる場合もあるんで、これは呉文二さん

の論文なんかにもそういう点が書いてありますね。

それで、よくわからぬけれども、場合によつたら、定期的に必要があらうがなかなかあらうが、それ

こそ「何時ニテモ」検査をする必要性と利益があつたわけですね。それをこううぐいに制限し

た。私はこういう制限というのはある場合にはや

つてもいいと思うのです、行政権限を発動する場合にはその発動要件と限界を明らかにするという

のが近代法の原則ですから。しかし、それならば

なぜ監督規定で、当初の大蔵省原案には、監督に

ばつさりと削つてしまつて、現行の銀行法の非常にあいまいな、しかし法三条の、あたかも封建時代のお上の権限のようにやろうと思うことは何で

もできるという内容の規定の仕方になつてゐるのです。一方ではそういう規定の仕方をしてながら、そのそもそも端緒になるような報告を求めるとか職員に調査させる

ことだけは近代法

の形をとつて限界をつけるというのは、これは間

尺に合わない。そういうきつとした近代法的なスタイルをとるなら監督規定全般にわたつてやるべきだし、それは困るからいまの銀行法をちよい

とひらがなに直した程度でやってくれと言つならやはりそれと同じように、「何時ニテモ」報告を

でございますから、そういう意味でこの法律の

うたつておる公共性という観点、健全經營という観点から大蔵大臣が判断をするということでござりますから、特にその基準を示さなければならぬといふ、というような話ではないかと思います。

○正森委員 与党の大蔵としては御苦心のあつた

ところを思いますから、これ以上は深く質問をいたしません。

証券局長においていたいと思いますので一言伺いますが、私は証券関係についてもディスクローズする必要があると思うのです。それは個々の証券会社が、証取法に基づいて必要なことが定められておりますね、それをやるのは当然ですが、たとえば証券業協会とかあるいは場合によつたら東京証券取引所とかそういうところがディスクローズすべき点があるのでないかというように思つてゐるわけです。これはそういう趣旨の論文もございますが、特に誠備グループなどのことがあります。株が異常に高く買われているというよりもして、株が異常に高く買われているというようなことがありました場合に、そういう事実を情報公開するということによって防げることが大分あるのじやないかというように思うのです。

それで、たとえば株価収益率というのがありますね。私よく知りませんが、PBRと略称されてゐるのですが、それがこの前のときは百倍にも買われているということがございました。あるいは株価純資産倍率というのですが、略称ではPBRと言うのだそうですね。こういうものを一般に銘柄によつて公開して、かくも異常に買われているところを公開する必要もあるのじやないかと思ひますが、いかがですか。

○吉本(宏)政府委員 ただいまの株価の問題でございますが、現在、東京証券取引所におきまして、株価の急騰あるいは売買高や信用取引残高の急増が見られたような銘柄につきましては、必要に応じまして注意銘柄という制度を採用しております。注意銘柄に指定いたしますと、売買等について投資家が十分注意をするようとにすることをやつておられます。そういうことで、現実には、一般投資家に対するディスクローズが必要な行為で株価を割った数字でございますが、こういったものを取り所として公表するといふのはどうであらうかと考えております。

ただ、先般当委員会におきましても、東証の理

事長からも、この辺の問題についてはさらに検討したいということを申しておりますので、私どもいたしましても、取引所と十分協議いたしましたところがござりますが、何らか改善するようなことがあれば今後実施してまいりたい、このように考えております。

○正森委員 注意銘柄として出すというのは、それは必要な場合もあるでしょうけれども、注意銘柄として出させるというのは要注意人物というようなもので、なかなかやりにくいと思うのです。

PBRとかPBRとかを出すというのは、何もこれが注意銘柄だと言つてはいるわけじやないので、参考のために出しますと株価収益率はこうなつておりますよということで、投資家の自主的な判断にまつといふことですから、行政当局としては無用な介入の印象を与えないでよりやりやすいことではないかと思うのです。ですから、そういうディスクローズも必要ではないかというふうな声もありますが、そういう点についてはいかがですか。

○吉本(宏)政府委員 ただいまの株価のディスクローズの問題につきましては、いま申し上げましたように、PBRは現実に計算は行われているわざとございまして、これを公表するかどうかといふ問題だけございますので、東証とも十分譲りまして、投資家の便益に供するという意味におきまして、投資家の便益に供するという意味におきまして公表てもいいじやないかということになれば、これは実施してもいいのではないか、このように考えております。

それから、投資顧問法の問題でございますが、これにつきましては、いろいろ検討いたしました。アメリカでこういった制度がございまして、一つは登録制になつておる。それからもう一つは、規制の対象として、詐欺的な行為、要するに

投資家をだますとか、そういうふたよな行為に対する規制、あるいはのみ行為、証券業類似行為

について非常に細かいことはやめておくというよう

こういったものに対する規制が行われてること

は事実であります。ただ、これを日本において採用するかどうかということになりますと、御承知

がござります。刑法によつて罰せられる。また、

証券業類似行為というものにつきましては、当然証

取法による処罰の対象になつてゐるわけではありません。したがいまして、投資顧問がいわゆる投資家

に情報を提供する、その情報の内容について、これを法的に規制するという問題につきましては技術的にかなりむずかしいのではないか。かえつて、そういうふたよな声もありますが、そういう点につけて、そないつた投資顧問をストレートに規制する

よりも、証券業者のサイドから、証券会社のサイドから投資顧問とのかかわり合いを規制するといふ形にした方が実効が上がるのではないか、こう

のがありましたから、投資顧問といふのを、それを規制するための投資顧問法といふようなものを制定しないと、証券局もなかなか行動しにく

いというふたよな声もありますが、そういう点につけてはいかがですか。

○吉本(宏)政府委員 ただいまの株価のディスクローズの問題につきましては、いま申し上げましたように、PBRは現実に計算は行われているわざとございまして、これを公表するかどうかといふ問題だけござりますので、東証とも十分譲りまして、投資家の便益に供するという意味におきまして公表してもいいじやないかということになれば、これは実施してもいいのではないか、このように考えております。

○正森委員 ディスクロージャーと監督の問題を

これで一応終わらしていただきますが、その前

に、公取は来ておられますか。——私が実は心配しておりますのは、ディスクロージャーについて

訓練規定になつた。その場合に、たとえば都銀な

ら都銀が、お互いにしようじゅう会つておるわけ

ですから、うちのところはディスクローズはここまでやめておくことにした、だけれどもうちの

ところだけじやぐあいが悪いからあなたのところ

はどうかといふよなことで、資金運用の状況について非常に細かいことはやめておくというようだんだんとなつていくのではないか。つまりそれが事実であります。ただ、これを日本において採用するかどうかということになりますと、御承知がござります。刑法によつて罰せられる。また、証券業類似行為といふものにつきましては、当然証取法による処罰の対象になつてゐるわけではありません。したがいまして、投資顧問がいわゆる投資家に情報を提供する、その情報の内容について、これを法的に規制するという問題につきましては技術的にかなりむずかしいのではないか。かえつて、そういう程度のことについて何か話し合いで自己規制をやつた場合に、どうもそれが不当な取引制限だとか不公正な取引方法と言えるのだろうかと考へてみたのですが、情報の提供、サービスの提供という程度のことについて何か話し合いで自己規制をやつた場合に、どうもそれが不公正な取引制限だとか不公正な取引方法と言えるのだろうかと考へてみたのですが、情報の提供、サービスの提供という程度のことについて何か話し合いで自己規制をやつた場合に、どうもそれが不公正な取引制限だとか不公正な取引方法と言えるのだろうかと考へてみたのですが、情報の提供、サービスの提供いう疑問もあるのです。公取はそれについてどう判断しますか。

○厚谷説明員 先生ただいま御指摘になりました銀行の総覧制度につきまして、そのあり方につきまして銀行間で意見や情報交換すること自体、それは独占禁止法に触れるということはちょっとしあら投資顧問とのかかわり合いを規制するといふ形にした方が実効が上がるのではないか、こうなつたが、今回、健全性省令といふのを一部改正いたしましたから、投資顧問といふのを、それを規制するための投資顧問法といふようなものを制定しないと、証券局もなかなか行動しにく

いというふたよな声もありますが、そういう点についてはいかがですか。

○吉本(宏)政府委員 ただいま御指摘になりました銀行の総覧制度につきまして、そのあり方につきまして銀行間で意見や情報交換すること自体、それは独占禁止法に触れるということはちょっとしあら投資顧問とのかかわり合いを規制するといふ形にした方が実効が上がるのではないか、こうなつたが、今回、健全性省令といふのを一部改正いたしましたから、投資顧問といふのを、それを規制するための投資顧問法といふのを制定しないと、証券局もなかなか行動しにく

いというふたよな声もありますが、そういう点についてはいかがですか。

○厚谷説明員 先生ただいま御指摘になりました銀行の総覧制度につきまして、そのあり方につきまして銀行間で意見や情報交換すること自体、それは独占禁止法に触れるということはちょっとしあら投資顧問とのかかわり合いを規制するといふ形にした方が実効が上がるのではないか、こうなつたが、今回、健全性省令といふのを一部改正いたしましたから、投資顧問といふのを、それを規制するための投資顧問法といふのを制定しないと、証券局もなかなか行動しにく

いというふたよな声もありますが、そういう点についてはいかがですか。

○正森委員 そうすると、いまの御意見は、独占

禁止法の政策上好ましいことではないが、不公平な取引方法もしくは不当な取引制限に当たるといふことなどでござりますので、当面の措置としていま申し上げた省令の改正で措置をした、こういうことでございます。

○正森委員 ディスクロージャーと監督の問題を

これで一応終わらしていただきますが、その前

に、公取は来ておられますか。——私は心配

しておりますのは、ディスクロージャーについて

訓練規定になつた。その場合に、たとえば都銀な

ら都銀が、お互いにしようじゅう会つておるわけ

ですから、うちのところはディスクローズはここまでやめておくことにした、だけれどもうちの

ところだけじやぐあいが悪いからあなたのところ

はどうかといふよなことで、資金運用の状況について非常に細かいことはやめておくというようだんだんとなつていくのではないか。つまりそれが

事実であります。ただ、これを日本において採用するかどうかといふことになりますと、御承知

がござります。刑法によつて罰せられる。また、証券業類似行為といふものにつきましては、当然証

法になるのかと言えば、好ましいことではないけれども、しかし権限を発動するほどでもない、こういうのですね。そうすると、結局、やらぬでもいい、もちろん自分の意思でやるのは自由ですよ、ということになるのですね。ざる法になると、いうおそれがあることを私は遺憾ながら指摘せざるを得ないということで、時間が大分たつてきましたので次に移らしていただきます。

まず国債の窓版、ディーリングについて伺いたいと思います。その法律面については六十五条一項の解釈その他あります。が、一応決着がついたことで少し時間がございませんから省略しますが、私は実態面について幾つかの疑問を感じざるを得ないのです。その論点を幾つか申し上げたいと思います。

まず第一にこの窓版、ディーリングを認めるごとに、もし全体の金融資産が一定であるということになりますと、何らかのものを食うということになりますけれども、それは具体的にどうい

うことになりますか、そのときの経済情勢にもよると思いますし、かつ食うということになりますか、金融資産の增加分がどこにどう行くかという

ようなことはそのときそのときの情勢によるといふことだと思います。

○正森委員 いま銀行局長の答弁でも、やはりど

こかを食うという現象が起るということは否定できませんと受け取れる答弁だったと思うのです

ね。

さらにバンクディーリングをやりますと、銀行

というのはただでさえシグで引き受けさせられて

国債はげつぶが出るほどたくさん持つてあるわけ

ですから、これをいつでも売つていいわけですね、現先で売つてみたりいろいろなところで売つ

てみたり。そうすると、こういう恒常的な売り大

手である銀行が、果たして売り手と買い手の仲介

業者として公正な値段形成ということとでディーラーの責任が果たせるだろうかという疑問が証券業

界から出でおりますが、私はそれは無理からぬ疑問であると思うのです。

さらにこれに絡んで言いますと、銀行は資産の運用部門として国債の売買をやるのですね。一方

は仲介としてディーラー業務をやる。そうしたら

資産運用部は物すごく持つているわけですから、だからこれの損害になるようなことでこっちのお客の利益を一生懸命守るということはなかなか無理じゃなかろうか。

それからもう一つは、国債の価格がそのときそのときのニーズによって比較的自由に決せられる

こととが望ましいというものが大方の説であります

が、それについては財政当局も余り自由になり過ぎて困るという説は伝統的大蔵省の意見ですか

が、それには銀行のビヘービアの問題であらうかと思いますが、十分当局としても

気をつけなければならぬ問題だと思います。

○正森委員 やはり非常に心配な点があるとい

うことを言われた思ひのですけれども、それと同

時にもう一つ心配なのは、銀行というのは資金を貸し付けるわけですね。だから貸してもらつてい

る企業は非常に弱いです、貸してくれなかつたら

えらいことですから。そして多くの場合銀行は、

なるかどうかというのでは、これまで若干議論の

あるところであらうかと思ひますけれども、いわゆる預金と貸し出しと有価証券という関係、し

と、それから貸し出しと有価証券という関係、しかもそれは自分が発行している有価証券ではない

というようなことを考えてみますと、どうもやや

性格が違うのではないか。つまり、貸し出しと預金を相殺に持ち込めるような拘束性のあるものになるのかどうかという点は、私はどうも性格

が違うのではないかと思います。

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十号 昭和五十六年五月十三日

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕  
そういった意味で、どうも歩積み両建てでというととイコールのことが発生するかどうかかということは疑問でございますが、ただ恐らく御指摘の点は、そういったような銀行の力を利用して取引先に無理に消化をさせるのではないかというようなことがあります。そういうことがないようにつきましては、そういうことがないよう十分気をつけてまいりたいと思います。

○吉本（宏）政府委員 ただいまいろいろ御指摘がございましたが、これらの御指摘について私は、証券取引審議会におきまして窓販あるいはディーリングを実施する際にこういう問題があるぞということいろいろ御指摘をいたいでいるところでございます。今回の法改正は、そういった実態面の問題は一応別に置いて、六十五条を基本といたしまして銀行法と証取法との整合性を図ろうという観点から法律改正をお願いしたということです。したがいまして、今後窓販の実施に際しまして認可をどうするかという認可の時期等について、たびたび申し上げておりますように三人委員会の御意見も十分伺って大蔵大臣において決定しよう、こういう段取りになつております。また、仮にバンクディーリングというようなことを認めるといたしますれば、それに伴う弊害銀行が証券業務を行なう場合にも準用しようとしていたしております。また、仮にそういったディーリングを行うということになれば、やはりは証取法の規定がございますが、これを今回銀行が証券業務を行なう場合にも準用しようということにいたしております。また、仮にそういったことを認めるといたしますれば、それに伴う弊害銀行が証券業務を行なう場合にも準用しようといふのないように考へております。

○正森委員 両局長からいろいろ御意見を伺いましたが、私はやはり非常に問題があり、しかもこのういうあいに法律を整備し、六十年からは大量の借りかえもあるということになりますと、私が

いま指摘したような点は単なる危惧にとどまらないで、現実性を帯びてくるのではないかということが、とても資本のことが発生するかどうかかということが、時間がなくなりましたので質問でなしに私の方から申し上げたいと思います。

調べてみると、コール市場と手形売買市場、短期金融市場ですが、それを見てみると、大体いつでも資金の取り手というのは都銀ですね。

手形売買市場なんかでは大体九〇%ぐらい、それからコール市場の場合でも大体八〇%を超えると、手形売買市場などでは信用金庫とか相互

銀行というの、わりと小さなところがそれそれ

一〇%近く出しておると、手形売買市場などでは信用金庫と全信連が二〇%というよ

うな資金の提供者になつてているのですね。それはそ

の限りにおいてこれらの地方の中小金融機関が都

銀に対して余裕資金を提供する、こういう関係になつていているのですね。私は、こういう状況が国債

の販売という面でも出てくるのじゃないかといふ

ことをやはり思われるを得ないのです。いま銀行

局長が歩積み両建てとは違うのじゃないかといふ

意味を言いましたが、必ずしもそうとは言えない

い。その一つは、なるほど業務の拡大とかといふ

意味では、従来どおりに預金の預け入れと貸し出

し、割引だけが銀行の業務ならそうでしようけれ

ども、今度からは公共債をどれだけ取り扱つた

か、それによってどれだけ利益を売買手数料とか何とかで上げたかということが業務の一つであれば、これはやはり業務の拡大といふことで出でく

わざるを得ないわけであります。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

それを申し上げて、一言大蔵大臣、あなたは昨年十一月の相銀大会で演説をしておられますね、それは週刊東洋経済の五十六年三月十四日号に書かれています。そこで「自己責任の原則に基づき経営を合理化し、体质を強化していくことが不可欠。店舗行政の弾力化も進めるが、さらに、各銀行における業務提携、合併等、幅広い措置について、金融機関の自主的判断に基づいた検討が必要」こう言っておられるのですね。つまり金融再編成のお考えであります。再編成を必ずどんどん進めることで、それが認められると、それ

は否定しない。その点から見ますと、今度の銀行法の改正では合併だと譲渡の規定が非常に整備されているんですね。現行銀行法とは比べものにならないのです。しかもその中には異種銀行、相互銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫まで吸収できるという規定になつておるのであります。それに触なければこれはどんどん信金やら信用組合やら労働金庫まで吸収してもいいというかつこらぬといつておられます。しかし言えども、三つの点に触れないままでは、逆に言えば、三つの

ところへ行く。そして系列化することによって吸収合併されるならそれは大いに結構という発想があつたのです。しかもその中には異種銀行、相互銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫まで吸収

できるという規定期定になつておるのであります。

私はその点について一言だけ指摘しておきた

い。わが国が同じような状況にあつたのは、昭和六年の満州事変の後の昭和八年の八月に政府は銀行政策について新方針を決定して、今後は「府県

または経済的に一単位とみなされる地域内での全金融系統を整備し、金融統制を確立することを決定した。昭和十一年、いよいよ昭和十二年の支那

事変が始まる前に、当時の馬場藏相は有名な一県

金融史では次のように言つてゐるのです。「しか

ば政府は何故にかくも積極的に合同を進めたの

事変が昭和二十年にはなんと六十五に減ってしまった。これについて日銀の「満州事変以後の財政金融史」では次のように言つてゐるのです。

「ですから昭和十一年には四百九十八あった銀

行が昭和二十年にはなんと六十五に減ってしまった。これが昭和二十年にはなんと六十五に減ってしまった。これについて日銀の「満州事変以後の財政金融史」では次のように言つてゐるのです。

「ですから昭和十一年には四百九十八あった銀

行というのは恒常的に大量の国債を持つておるわ

けですから、窓販で新規国債を売るという場合に

ある程度引き上げて市場の実勢に従つた金利にするということが望ましいといふのはいろんな方面から出ておるのですけれども、それをやりたいけれども余りそれをやつたら財政負担が莫大になると、既發債の償還が暴落する。だからそれはできることによって、うんとこすつとこ入つてくる利息で利息でありますと、これは同時に銀行にとって利益であり業容の拡大になるというよう思つて利益であります。

それで、一々本当は質問で聞くべきなんですが、時間がなくなりましたので質問でなしに私の

わざるを得ないわけであります。

銀行に金が入つてくるわけですから、そしてそれを運用でくるということになるわけですから、あ

る意味では利息のかからない金が、国債を押しつけることによって、うんとこすつとこ入つてくる

ことによって、うんとこすつとこ入つてくる

銀行に窓販、ディーリングを認める、そうすると大きなところは自分の預金を減らさないよう消

ぬし、借換債は消化しなければならぬ。それには

ある地方銀行やら信金やら相銀やら、そういう

銀行に窓販、ディーリングを認める、そうすると大きなところは自分の預金を減らさないよう消

ぬし、借換債は消化しなければならぬ。それには

ある地方銀行やら信金やら相銀やら、そういう

銀行に窓販、ディーリングを認める、そうすると大きなところは自分の預金を減らさないよう消

ぬし、借換債は消化しなければならぬ。それには

ある地方銀行やら信金やら相銀やら、そういう

銀行に窓販、ディーリングを認める、そうすると大きなところは自分の預金を減らさないよう消

ぬし、借換債は消化しなければならぬ。それには

ある地方銀行やら信金やら相銀やら、そういう

ためには銀行の合併を必要としたのである。しか  
もそれは単に国債消化の技術上の便宜のためのみ  
ではなく、この種の銀行のもつ地方的特色を減殺  
しての大銀行への従属化、従ってその「国策」へ  
の順応を実現せんがためでもあった。そしてそ  
たために国債消化政策と密接な関係にある低金利  
政策を地方へ浸透させねばならなかつたが、「云  
云「地方銀行を合併させることがより根本的だと  
されたのである」というようになつてゐるのです  
ね。私は、股鑑遠からず、わが国の昭和八年から  
十一年ごろの財政状況というのは、現在の日本を  
考へる上で大いに参考にしなければならぬことだ  
と思います。

鈴木総理がレーガン大統領と会われて、日米共  
同声明で同盟関係を誇示され、そして恐らく軍  
拡が行われるであろうという状況になつてまいり  
ました。そういう状況で国債を消化するために、  
やはり低金利政策は維持しなければならぬ。だか  
ら大臣も言られておるようすに、相銀やら信金やら  
信連というのは合併だ。そして、国債の窓販を認  
めた。やはり今度の銀行法改正なり中小企業関連  
法案の改正の根底に流れる歴史の必然の方向であ  
ります。  
私の予測が当たつていなければ幸いですけれど  
も、当たつてゐる可能性もまた非常に多い。歴史  
が決定するであろうと思ひますが、渡辺さんの哲  
学を伺つて、時間が来ましたので、私の質問を終  
わります。

○渡辺国務大臣 大変歴史的事実に基づいた御解  
釈をいただいてありがとうございます。私は、  
それほど組織的に、意識的に考えてやつておるわ  
けではございません。それは御参考にして承ります  
が、銀行の合併といふようなものも、別にスケジュ  
ールやプログラムを持つて考へておるわけでもあ  
りません。それぞの銀行の健全性を図つていく  
ためには、場合によつては合同する、合併

することも必要だろう。そのときに、私いたし  
ましては、大きな金融機関が小さなところをみん  
な併合してしまつというようなやり方ではなく、  
て、まず同種の金融機関から、合併をする必要が  
あればしたらい、その上級のものとやつたら  
い、やるべきものがなきときは、大銀行と信用組  
合もそれはやむを得ないだらう、そういう考え方で  
ございまして、異種金融機関の合併を容易にする  
ということは、併合、吸收合併でなくて、まず同  
種の金融機関、またはそれに類似した金融機関、  
そういうようなものの合併を優先すべきである、  
そう考へております。

○正森委員 終わります。

○伊藤茂委員 伊藤茂君。

○伊藤茂委員 いままでの銀行法の審議を通じ

まして、法律上の諸問題がいろいろと指摘をされ  
てきました。ディスクロージャー、大口規  
制、週休二日、窓販、証券業務、いろいろと問題  
がおされました。その答弁を伺つておりますと、  
おおむね理解できる部分もござりますし、よく理  
解できない点もあります。私は、視点を変えまし  
て、今後の金融構造、金融政策、そのベースには  
産業構造、産業政策のあるわけでございま  
すが、そういう金融構造、金融政策の変化と今後  
の銀行のあり方という点から、問題を幾つか指摘  
をしてみたいと思います。

最初に指摘をしたいのですが、今までいろいろ  
な同僚議員から指摘がございましたように、今回  
の法律改正のルーツは、七〇年代初頭の列島改  
造、狂乱物価、土地の買い占めなどといふところ  
からスタートをいたしているわけであります。あれ  
から長い年月を経た今日でありますけれども、  
銀行のそのような反社会的態度といふものをどう  
探點をする第一の物差しではないだらうか、経過  
ができたのかといふことが、私は、この銀行法を  
採点をする第一の物差しではないだらうか、経過  
から來た判断の基準ではないだらうかといふ気が  
いたします。

それから、もう一つの物差し、基準を考えます  
と、高度成長から安定成長と経済条件も大きく変  
わりましたし、また、調査会の答申もございます  
ように、銀行をめぐる環境、条件も大きく変化を  
いたしました。また、今後の金融構造もさらに急  
速な変化も予想されるということであります。そ  
ういう将来展望にどう対応するのか。言うなら  
ば、金融機関が今後求められる国民経済、国民生  
活の課題に効果的に対応するのかどうかといふこ  
とが二つ目の基準ではないだらうかといふうな  
気がいたします。

そういう二つの物差しを考えてみたわけであり  
ます。が、総合して一步前進といふのか、〇・五歩  
か〇・三歩前進といふのか、というふうな気持ち  
でありますけれども、まず第一の物差しで考えま  
すと、私は、率直に言つて、大変不十分といふふ  
うなことであらうと思ひます。同僚議員からも、  
この審議の中でいろいろと指摘をされておりま  
す。

それは、金融制度調査会の答申、それから、大  
蔵省原案と言われるもの、正確には大蔵省銀行局  
案ですか、というものから今回の提案をされてい  
る法律の段階へといふ中で、大きかつたのは、數  
十日にわたつて与党内での議論があつたようであ  
ります。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕  
またその背景には、銀行が活発な政治工作をした  
ということ。ある新聞を読みましたら、銀行協会  
が自民党議員一百人ぐらいを個別訪問をして頼ん  
だというような記事も載つておりましたけれども  
も、そういう経過の中で、大変御熱心な数十日に  
及ぶところの審議が与党の中であつたようであ  
ります。

また、新聞を見ますと、そういう結果といたし  
まして、自民党が銀行に、励ます会のパーティ  
券をたくさん買ひなさいといふシケが残つて大変  
たとうふうなことであると思ひます。

言ひながら、第二項の文字はあるけれども、銀  
行為業界としてあるいは銀行協会としても結構  
でありますけれども、今度の法改正を機会に社会  
と国民にみずからフニアな、あるいはあるべき  
責任に基づいた態度を表明するといふうなこと  
は一遍もなかつたと私は思ひます。新聞のいろい  
ろな評論を見ましても、銀行法改正の原点を問う

とか、与党の銀行法改正の姿勢を問うとか、あるいは不毛に終わった銀行法審議——当委員会ではないです、前段にございましたが、委員会ではそういう新聞の社説でも、いぶんたくさん出されおりました。私はそういうのを見ますと、非常に残念なことですが、金融界に国民に向かふた見識と識見のある人はいないのかという気持ちがいたします。新聞報道を途中で見ますと、大臣もなかなか国会提出の見込みがつかないとか、本当にそう言つたのじゃないだろうと思つけれども、見出しでは継続審議もやむを得ないと大臣語るなんという段階も一部の新聞には経過上あったわけでありまして、担当された銀行局長その他いろいろと思うところがあるのではないだろうか、同じ与党の中ですからあれだけれども、そんな気はするわけあります。

私は、そういう意味からいってます最初に伺いたいのは、自主的な努力、自主性、その現実といふものを考えてみると、第二項の言葉に書いてある状況とは大分違つた、ダーティーとまでは言えませんけれども、国民に向けて、また国民経済の中での重要な部門の責任感に基づいて見識のある発言を国民に御理解を願うという姿勢が一つもなかつたというようなことを考えますと、私は官僚的監督は反対ですけれども、世論をベースにしたフェアな意味での行政指導というものは今後とも必要なのが現実ではないだろうかというふうな気がいたします。この審議の中で大臣の御答弁を伺つておりますと、とにかく銀行の方が自主的にしっかりとやるというのだから監督を削つたにしたつて、自主的にしっかりともらえばいいじゃないかと大変銀行性善説、私ども性悪説ではありますけれども、そういう姿勢の御答弁がいままでございましたが、私は現実問題としてそれだけでは足りないと、いうのが現実の姿ではないだろうかということの考え方と、それからやや具体的に言いまして、昨日もわが党中央委員会が参考人の業界の皆さんに言われておきましたが、業界自身

が自主的にたとえばディスクロージャーの面でも努力をする、これはミニマムではなくなるべくあります。また銀行協会の意見書を見ますと、マキシマムの方向に向かふた見識と見ますと、非常に残念なことですが、金融界に国民に向かふた見識と識見のある人はいないのかという気持ちがいたします。新聞報道を途中で見ますと、大臣もなかなか国会提出の見込みがつかないとか、本当にそう言つたのじゃないだろうと思つけれども、見出しでは継続審議もやむを得ないと大臣語るなんという段階も一部の新聞には経過上あったわけでありまして、担当された銀行局長その他いろいろと思うところがあるのではないか、同じ与党の中ですからあれだけれども、そんな気はするわけあります。

私は、そういう意味からいってます最初に伺いたいのは、自主的な努力、自主性、その現実といふものを考えてみると、第二項の言葉に書いてある状況とは大分違つた、ダーティーとまでは言えませんけれども、国民に向けて、また国民経済の中での重要な部門の責任感に基づいて見識のある発言を国民に御理解を願うという姿勢が一つもなかつたというようなことを考えますと、私は官僚的監督は反対ですけれども、世論をベースにしたフェアな意味での行政指導というものは今後とも必要なのが現実ではないだろうかといふうな気がいたします。この審議の中での大臣の御答弁を伺つておりますと、とにかく銀行の方が自主的にしっかりとやるというのだから監督を削つたにしたつて、自主的にしっかりともらえばいいじゃないかと大変銀行性善説、私ども性悪説ではありますけれども、そういう姿勢の御答弁がいままでございましたが、私は現実問題としてそれだけでは足りないと、いうのが現実の姿ではないだろうかということの考え方と、それからやや具体的に言いまして、昨日もわが党中央委員会が参考人の業界の皆さんに言われておきましたが、業界自身

が自主的にたとえばディスクロージャーの面でも努力をする、これはミニマムではなくなるべくあります。また銀行協会の意見書を見ますと、マキシマムの方向に向かふた見識と見ますと、非常に残念なことですが、金融界に国民に向かふた見識と識見のある人はいないのかという気持ちがいたします。新聞報道を途中で見ますと、大臣もなかなか国会提出の見込みがつかないとか、本当にそう言つたのじゃないだろうと思つけれども、見出しでは継続審議もやむを得ないと大臣語るなんという段階も一部の新聞には経過上あったわけでありまして、担当された銀行局長その他いろいろと思うところがあるのではないか、同じ与党の中ですからあれだけれども、そんな気はするわけあります。

私は、そういう意味からいってます最初に伺いたいのは、自主的な努力、自主性、その現実といふ물을考えてみると、第二項の言葉に書いてある状況とは大分違つた、ダーティーとまでは言えませんけれども、国民に向けて、また国民経済の中での重要な部門の責任感に基づいて見識のある発言を国民に御理解を願うという姿勢が一つもなかつたというようなことを考えますと、私は官僚的監督は反対ですけれども、世論をベースにしたフェアな意味での行政指導というものは今後とも必要なのが現実ではないだろうかといふうな気がいたします。この審議の中での大臣の御答弁を伺つておりますと、とにかく銀行の方が自主的にしっかりとやるというのだから監督を削つたにしたつて、自主的にしっかりともらえばいいじゃないかと大変銀行性善説、私ども性悪説ではありますけれども、そういう姿勢の御答弁がいままでございましたが、私は現実問題としてそれだけでは足りないと、いうのが現実の姿ではないだろうかということの考え方と、それからやや具体的に言いまして、昨日もわが党中央委員会が参考人の業界の皆さんに言われておきましたが、業界自身

が自主的にたとえばディスクロージャーの面でも努力をする、これはミニマムではなくなるべくあります。また銀行協会の意見書を見ますと、マキシマムの方向に向かふた見識と見ますと、非常に残念なことですが、金融界に国民に向かふた見識と識見のある人はいないのかという気持ちがいたします。新聞報道を途中で見ますと、大臣もなかなか国会提出の見込みがつかないとか、本当にそう言つたのじゃないだろうと思つけれども、見出しでは継続審議もやむを得ないと大臣語るなんという段階も一部の新聞には経過上あったわけでありまして、担当された銀行局長その他いろいろと思うところがあるのではないか、同じ与党の中ですからあれだけれども、そんな気はするわけあります。

私は、そういう意味からいってます最初に伺いたいのは、自主的な努力、自主性、その現実といふものを考えてみると、第二項の言葉に書いてある状況とは大分違つた、ダーティーとまでは言えませんけれども、国民に向けて、また国民経済の中での重要な部門の責任感に基づいて見識のある発言を国民に御理解を願うという姿勢が一つもなかつたというようなことを考えますと、私は官僚的監督は反対ですけれども、世論をベースにしたフェアな意味での行政指導というものは今後とも必要なのが現実ではないだろうかといふうな気がいたします。この審議の中での大臣の御答弁を伺つておりますと、とにかく銀行の方が自主的にしっかりとやるというのだから監督を削つたにしたつて、自主的にしっかりともらえばいいじゃないかと大変銀行性善説、私ども性悪説ではありますけれども、そういう姿勢の御答弁がいままでございましたが、私は現実問題としてそれだけでは足りないと、いうのが現実の姿ではないだろうかということの考え方と、それからやや具体的に言いまして、昨日もわが党中央委員会が参考人の業界の皆さんに言われておきましたが、業界自身

わかつておるというような時代でございます。

今後においても非常に時代の激変が激しいと思いますので、公共性ということを考える際において

も、金融界においても十分に切まとめておこなうべきだと思います。しかし、まだ十分に切まとめておこなうべきではない。そういうふうな意味合いで大企業としてのいいところ、つまり活力というものは、同時に金融機関も私企業である。したがつて私企

業としてのいいところ、つまり活力というものは、自由主義経済体制下において十分に生かしていくなければならぬ。そういうふうな意味合いで大企業としてのいいところ、つまり活力というものは、同時に金融機関も私企業である。したがつて私企

業としてのいいところ、つまり活力というものは、自由主義経済体制下において十分に生かしていく

ことが、今まで思っていたよりも、もうちょっと私は言いたいと思うのです。

○伊藤(茂)委員 水里さんからいままでと同じ話

を聞きましだけれども、私が言うのは、今までの経過を見ましても、新聞の社説その他このこと

に関する報道、それからマスコミが一齊に社説に書く姿勢というものは共通しておりますが、ある意味ではこれは国民の声ですかね。何を言つて

いるかという気がいたしました。それらのことは大蔵大臣か大蔵省銀行局長の方からしかりおくといふな答弁でございましたが、私それを伺つてい

て、一つ社会的な責任感と見識が欠けるのではないかという気がいたしました。それらのことは大蔵大臣か大蔵省銀行局長の方からしかりおくといふな答弁でございましたが、私それを伺つてい

て、一つ社会的な責任感と見識が欠けるのではないかといふがですか。

○米里政府委員 たびたび御議論が出ておりますが、金融機関というのではなくて銀行法という法律を中心としていろいろな面で法規制がなされておる。これは金融機関が他の一般の業種と違つて、預金を預かり、信用秩序を維持しておるというよ

うな意味で、非常に大きな社会的責任を負つておるということであらうかと思います。そういったまでございましたが、私は現実問題としてそれだけでは足りないと、いうのが現実の姿ではないだろ

うかということの考え方と、それからやや具体的に必要としているニーズに十分こたえていかなければならないということを今後とも努力してお

ればならないということを今後とも努力しておけばならないということを今後とも努力しておけばならない

ことは、非常に重要なことです。それで、金融環境は非常に激変をしておりますし、資金の調達面についてもあるいは運用面においても、社会的

的な内容を公表する。私は特別銀行性悪説、性善説

じゃないのですが、残念ながら今日資本主義社会ですから、資本主義というものは利潤追求が原理です。しかし今日の近代的な資本主義社会においては、公共性とか国民に対する責任とかいろいろな枠組みの中で、しかもそれを尊重しながら企業活動をしなければならないというものが今日の社会構造であろうと思ひます。どちらにしても企業というのはもうけるようやらなければ倒れてしまうわけですから利潤追求があくまでも原理である。そういう意味から言ひますと、本来的に不利なもの、あるいは自分のやつてることにダメージなことがあっても必ずからそれを進んで公表するということは原則的にはなかなか生まれない。それで社会にあるべき問題意識、問題点といろいろの不斷の闘争があつてだんだん発展をしてくるというのがこのディスクロージャーについての原則的な物の考え方ではないだらうかと私は思ひます。

ですから、いままで講論がありましたように

訓練規定になつた。それでは果たして自主性でもつてディスクロージャーは発展するのかということは疑問を感じるわけであります。さつき申し上げた本を読んでいましても、いまでも百社以上の企業が疑わしきは進んでディスクローズするようになつてSECが求めたのに対していろいろと不正献金問題などについても自主的に公表するという姿勢が見えてきました。銀行局長はこの法案提出までの経過に非常に悩まれた立場だと思いますから、銀行局長にけしからぬと言ひますが、やはりそういうものだからという気があるのです。銀行局長はこの法案提出までの経過で書き出しのところがユニアーボレーシヨンから始まっているのです。あなた方の会社とか企業とか法人、ニアコーボレーシヨンから始まっている。私も幾つかの銀行からそ

のディスクロージャーに関係をした資料をいただいて読ませてもらいましたが、それは当行、わが企業、法人は、当行はということです。それだけの違いが現実に起きているということだらうと思うのです。ですから、そういう意味から言ひますとディスクロージャーの発展についても、何も頭から性悪説で言うわけではないけれども、それを規制し要望する世論とか努力とか、あるいはある意味でのそういう社会的パワーとか行政指導とかいうものがなければ、いまわが党も情報公開法を提案をいたしましたけれども、そういう意味でのフェアな社会秩序というものは生まれないのではないだらうか、参考までに本を読んでも、何かそんな感じを深くいたしました。

また、これは銀行局長に苦言を呈しておきたいのですが、この間どなたかの御質問に対しまして、大蔵省原案あるいは銀行法大蔵原案の段階からディスクロージャーについての罰則なんかありませんでしたというようなことを言っていたの

ですが、大蔵省銀行局案というのがございまして、これを資料で出してもらいたいと言いました

らディスクロージャーについての罰則なんかありませんでしたというようなことを言っていたの

ですが、大蔵省銀行局案というのがございまして、これを資料で出してもらいたいと言いました

ら、これが本物ですから印刷を出すまでもありますせんというお話をございました。それを読んでみ

ましてもディスクロージャー、開示制度に関係を

り、これが削られて訓示規定になつて、罰則の方を削られたというのが事実の経過となつた。罰則の方を削られたというのを事実の経過と

いうわけでありまして、先ほど来議論がありましたように、ダーティーな部分は言わない、不利な

部分は言わない、PRだけになつても問題なし、企業界全体でしめし合わせても問題なしということでは困るわけであります。ですから、そういう企

業の社会的責任、金融機関の社会的責任、公共性、ディスクロージャーの歴史、現実問題としての経過から考えてみると、單に自主的にそれを合つていいディスクロージャーが行われること

幸いにして、現在各種金融機関はディスクロ

ージャーについて非常に前向きに取り組みたいといふ姿勢にございますので、できるだけ相互触発し

合つていいディスクロージャーが行われるこれが、非常に重要なことであると思います。

私は伊藤(茂)委員 私は率直に申し上げたいのです

が、米里さんがいて恐縮なんですが、いままで銀行局長を務められた多くの方が主として金融界

で、民間で主要な役割をやられている。私はこ

ういう気がするのです。国家と国民の重要なバ

ーとしての行政を担当されたわけですから、わが

地元の吉國さんなんかそうですが、そういう

方々がほかとは違ったくらいのプライドを持っ

て社会のためにあるいはあるべき業界のフェアな

発展のために支えとなつてあるというくらいの姿

から、監督だ規制だ、自主性の強化がどうだとか

法律上の条文の解釈は別にして、マスコミが一齊に言つたような意味での国民世論だと思います

し、また銀行を利用する多くの国民があり方につ

いてはそう思つていい。そういう声を代表してあ

るべきではないだらうか。何か専門家に向かつて

ディスクロージャーのそういう論理学から歴史な

いなか申し上げて恐縮なんですが、そういう意味か

ら言つてあるべき姿勢あるいはあるべきアクション

は国民を代表する行政として必要なではないだらうかと思うわけあります。大体そう思いました

が入つて。これが削られて訓示規定になつた。罰則の方を削られたというのを事実の経過と

いうわけでありまして、先ほど来議論がありまし

たように、ダーティーな部分は言わない、不利な

部分は言わない、PRだけになつても問題なし、企

業界全体でしめし合わせても問題なしといふこと

では困るわけであります。ですから、そういう企

業の社会的責任、金融機関の社会的責任、公共

性、ディスクロージャーの歴史、現実問題として

の経過から考えてみると、单に自主的にそれを

合つていいディスクロージャーが行われることが、非常に重要なことであると思います。

私は伊藤(茂)委員 私は率直に申し上げたいのです

が、米里さんがいて恐縮なんですが、いままで銀

行をめぐる環境あるいは日本の金融構造は大きな

変化をしたわけでありまして、高度成長から低成



ような記事がずいぶん出たことがございましたけれども、ややクールな、それぞれ冷静にそのメリット、デメリット、合併についてあるべき姿を考えるというふうな感じがするわけですが、

さつき申し上げたように、これは資本主義のメカニズムでありますから、一定の時点に非常に厳しい条件が、あるいは非常にラッキーな条件か、何らかの条件のもとにそういうものが進んでいく、表面化するというのも法則性としては考えられるというふうなことであるうと思います。

そういうことに関連をいたしまして、いまの局长の答弁に関係をいたしまして、二つ伺いたいのですが、一つは寡占といいますか、金融寡占、寡占の問題意識というものを一体どうとらえていくのかということが一つであります。ビルファーディング流で言えば、金融寡占資本論となるわけでありますけれども、それは別にいたしまして、現在の銀行支配資料を読みましても、一部上場非金融企業八百三十八社の中でも都銀融資シェアが三〇%、七九年ですか、長銀を加えますとシェアが四四%、あるいはこれはダイヤモンドに載った資料でありますけれども、都銀からの派遣重役数が九百七十七人、まあ言うならば大企業と大銀行の人と金のつながりが強まる傾向というようなことも言われているわけであります、効率化行政あるいはそういう中での金融再編成、合併といふのの考え方、具体的にこれから五年、十年にどう転がっていくが明確ではございませんけれども、そういうものが効率化行政といいますか、金融効率化のものにさらにこれが強まっていくといった場合に持つ社会的な諸問題ということも十分含めて考えておく必要があるのだと思います。アメリカの場合には一〇%の大口規制問題、これも直接金融、間接金融のウエートが日本と全然違いますし、日本の方ではメインバンクのない会社はつぶれるなんという状態ですから言わせませんし、それからさつきもお話をございましたが、西ドレイクの場合はメーンバンクのない会社はつぶれています。

もう一つつなげて伺いたいのは、金融における専門性と総合性のバランスという問題であります。これは日本銀行の調査ですか、ずっと前に読んだものですが、いま都市銀行のシェア是非常に厳しい条件で低下をしている。しかし、長期に見ると、八〇年代はこれでいいが、それから先は、新たな資金需要の拡大などもあってシェアをまた

拡大していくというふうな見方もあるようになります。ですから、そういう意味から言いか悪いのか悪いのかという、中小企業金融それから各種金融機関間のかきね論争などと関連いたしますが、そういう問題意識もあるのではないかだろうかという気がいたします。そういう意味で、今回銀行法あるいは関連法案の改正で相銀、信金それぞれ改善措置というか、強化措置がとられるといふことでありますけれども、私は結構な方向であると思いまして、私は結構な方向であると思いまます。

車にしろ、電気にしろ中小企業が支えているのでそれとも、そういう分野を重要視をしていくという視点ですね、今後のこの新銀行法に基づく金融政策でも忘れてはならない大事なところではないだらうかという気がいたしますが、簡単にちょっと御感想を……。

○米里政府委員　まず寡占のお話ですが、御承知のように都市銀行全体でとつてみると、この十年、二十年の間にかなり全体としてシェアダウンという傾向が見られます。どの金融機関がどの程度のシェアになれば適正かということは申せないと思いますけれども、それぞれの各種金融機関、特色があるわけでございますから、それでまた同種の金融機関の中でもそれぞれ複数が適宜競争しながら国民的なサービスを充実していくといふ形が一番望ましいというふうに考えておりまして、現在の制度はおむねそういう形になつてゐるのではないかというふうに考えております。

車にしろ、電気にしろ中小企業が支えているのでそれとも、そういう分野を重要視をしていくという視点ですね、今後のこの新銀行法に基づく金融政策でも忘れてはならない大事なところではないだらうかという気がいたしますが、簡単にちょっと御感想を……。

○伊藤(茂)委員　今後の慎重な運用をお願いをしたいと思います。

それから、さつき局長が言わされました、特に日本でということで国債の問題あるいは公共、個人部門のこと触れられましたが、今後の新銀行法下における問題として、金融における公共部門と民間の分野の問題、いろいろな問題があると思っております。

当面、大きな問題は郵貯の問題、郵貯懸ですか金融懸ですかが八月までにどう答えを出すのか。その出された方向に大蔵大臣も郵政大臣もはいと申しますが、現在の制度はおむねそういう形になつてゐるのではないかというふうに考えております。

専門機関の問題は、まさにいわゆるファイナンシャルギャップという考え方、つまりすべて同じような種類の金融機関であれば国民経済的に必要な分野へ十分きめ細かく資金が回らないのではないかというようなところからそれを専門機関につきまして、その中で相互銀行、信用金庫、信用組合と三つございまして、それぞれ対象の規模を違えながら、しかも相互にオーバーラップしながら重層的な組織でかなり国民経済的な要請にはワーカーしてまいりたというふうに考えております。

ただ、そういう取引対象の企業が、中小企業もそれぞれ変容を遂げましてニーズが違つてしまいります。

〔小泉委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席〕

そういう場合には、それを受ける金融機関の側も次第に機能のある程度拡大していくというようことで、ある面では競争を異種間でも激化しな

がら、しかも全体としての効率を上げていくといふような制度として現在それぞれ位置づけられ、またそれぞれ国民経済的に機能を拡大し実績を上げているんではないかというふうに思つております。

がら、しかも全体としての効率を上げていくといふような制度として現在それぞれ位置づけられ、他のいろいろな書面を見せていただきました。それぞれも郵政省の意見、大蔵省の考え方、その他いろいろな書面を見せていただきました。それぞれごもつともなことがたくさん書いてある感じであります。やはり財政、金融全体を預かっている大蔵省でありますから、郵政省対大蔵省といふことでなくて、もう一つ国民から見て筋の通つた論理を展開するという努力を払つていただきたいという気がいたします。

ある雑誌を今月も読んでおりましたら、特集記事で「大蔵対郵政」仁義なき郵貯戦争、それで大臣のりっぱなお写真が出ておりまして、メンツをかけて対決する渡辺大蔵大臣と山内郵政大臣といふようなことで始まっておりまして、まるでやく

さのけんかのような百年戦争の新段階なんと書いた雑誌がございました。政府内部でけんかすることは野党としてはおもしろいことですかけれど、國民から見たら困るわけでありまして、やはり國民に明快にわかる説得性のある一つの論理を權威ある大蔵省は常に出していいほしいわけであります。

時間もありませんし、私から申し上げるまでもなくいろいろな要素がある。金利政策の要素もあれば財政政策の要素、それから国全体の金融政策としての問題もあれば、つめに火をともすように少額の貯金をためている庶民の貯蓄手段あるいは生活貯金という要素もある。そういうものをどうルールを引いてしかも今日の社会に必要なよう考えていくのかというようなことになるんだらうと思います。

そういう意味で言いますと、たとえば郵貯についても一過性の要素と長期の要素とが当然あるのだらうと思います。大蔵省の考え方という書面を見ましても書いてございましたが、一過性の要素というのは、昨年の夏、秋と今日ともう大分違つて落ちついてきている。長期的に見て、大蔵省の考え方の文書では限度額の問題とか書いてあります。それが、こんなことはマル優の考え方その他で、マル優の限度額とかはみんな共通のことでいかがなものかなという気がいたします。

それから、六月一日に認可されると言われる新型預金制度。ここで一言銀行局長に苦情を言っておきたいのです。この間五月六日、一番最初の銀行関連質問のときには、うちの佐藤議員が質問しましたらえらく抽象的な話で何だかよくわからぬ話でありましたが、質問通告を四月三十日にやつて、五月六日に質問してよくわからぬお話をいただいて、そうしたら五月八日には、それが十一日ごとに届け出を行つて一日から一齊に取り扱う。いつもそなんですけども、國民を代表するとところにフェアに答えてもらわないと、一佐藤さんとの質問に対してどうこうというのじゃなくて、大蔵省は担当大蔵委員会にはきちんと説明をしてい

ただくということがルールだらうと思います。そういうことも実はちょっと反省をしてもらいたいところになるわけであります。

したがいまして、私は、幾つかの要素がある。あるいは郵貯についても一過性と構造的なものとなくいろいろな要素がある。金利政策の要素もあれば財政政策の要素、それから国全体の金融政策

な切実な話もございました。また、ある研究レポートを読みましたら、ヨーロッパの国営貯蓄銀行活団体にいろいろ御意見を伺いましたら、自助的な福祉制度としてのシルバー貯金とか、いろいろな切実な話もございました。また、生活貯金、金融機関などもございましたし、都銀のシェアダウンというようなこともございまして、景気政策に占める金利機能の役割が非常に大きくなつた。そこへ財政の問題もございまして、景気政策に占める金融政策に期待される面も非常に大きくなつてきていた。そういたしますと、どうしても今後の景気政策と

【大原(一)委員長代理退席、越智(伊)委員長代理着席】

それらについてのルールをきちんと立てて、この間も雑誌、新聞にも出ておりましたけれども、銀行、大蔵、日銀の郵政省大包團網とかいう権威のない話でない対応をすべきじゃないだらうか。い

ずれこの問題は、金融懸念の進行等と伴つて、当委員会でも小委員会などで十分な議論をしておかなければならないことではないであろうかと思いまして、この問題は、金融懸念の進行等と一緒に構成的な要因が大きかつたわけではないと思いまして、どうも構成的な要因が大きかつたわけではないと思いませんが、しかしここで過去十五年ぐらいをみると、やはり構成的な要因が大きかつたわけではないと思いませんが、しかしここで過去十五年ぐらいを

○米里政府委員 郵貯の伸びが一過性かどうかと聞いておりますが、一過性であった面もあるとおもいますが、一過性であった面もあらうと思います。昨年あたり急速に伸びたというのを見ますと、四十年度末の個人預金に占める

は、御承知のように過去においては、主としていわば金利はやや低くしておいて資金需要が常に供給を上回るというもとで日銀の窓口指導を中心とする量的調整中心の金融政策をやつてしまつたのですが、それがいろいろな状況の変化がございまして、金融の国際化というような問題もございましたし、企業の自己金融力の増大ということもございましたし、都銀のシェアダウンというようなこともございましたし、外銀なども含めた円資金の吸収その他大きな問題もございました。郵貯の前年度実績と比べてみれば一体どうなつたのかという問題もある。また、生活貯金、零細な貯蓄手段ということについても、この間に生みたない形でやつたらいいじゃないかということを提言しているということをございました。大原(一)委員長代理退席、越智(伊)委員長代理着席

は、御承知のように過去においては、主としていわば金利はやや低くしておいて資金需要が常に供給を上回るというもとで日銀の窓口指導を中心とする量的調整中心の金融政策をやつてしまつたのですが、それがいろいろな状況の変化がございまして、金融の国際化というような問題もございましたし、企業の自己金融力の増大ということもございましたし、都銀のシェアダウンというようなこともございましたし、外銀なども含めた円資金の吸収その他大きな問題もございました。郵貯の前年度実績と比べてみれば一体どうなつたのかという問題もある。また、生活貯金、零細な貯蓄手段ということについても、この間に生みたない形でやつたらいいじゃないかということを提言しているということをございました。大原(一)委員長代理退席、越智(伊)委員長代理着席

○伊藤(茂)委員 銀行局長が前にも言われた国際化の問題とか、それからオイルマネーの問題なんかにしても十倍ぐらいふえるのじやないかといふ見通しもあるようあります。日本の金融機関の対外投資活動も拡大をするでありますよろしく、在日外銀などを含めた円資金の吸収その他大きな問題もありまして、伺いたいと思いました。恐縮ですが、時間がなくなつてしましました。恐縮ですが、最後に三つ、ちょっと具体的なことを大臣に見通しもあります。日本の金融機関の問題もございまして、景気政策に占める金融政策に期待される面も非常に大きくなつてきていた。そういたしますと、どうしても今後の景気政策と金利というものは、わが国の金利体系に占める位置から考えまして、実質的な金利をアップ・ダウンさせるためにはどうしても預貯金金利の弾力的な変更が必要である。こういう情勢になつてしまつまして、さてそりといった金利の決定方式あるいは金利の決定の理念というものが二元化されてい

るというようなことが公定歩合のタイミングあるいは幅についていろいろな影響を与えておるといつたようなことから、ぜひ私どもはこの際今後の景気調整機能の円滑な遂行のために一元化が必要である、一言で申し上げるとそういうふうに考えておるわけでございます。もちろん、御承知のとおり現在経理のもとにあります五人委員会でいま熱心にその問題を審議しておられるわけですから、私どもとしてはその結論を期待しておるという状況でござります。

その一つは、週休二日制の問題であります。先ほどわが党の沢田委員からいろいろと議論をいたしましたが、郵政省といいますか郵便局側の答弁なども、まだまだあいまいなことを言っているところが、最後に三つ、ちょっと具体的なことを大臣に伺いをして、質問を終わらせていただきたいと

たら、いま郵便局だって四週五休の試行制が広がつてあるときだから、そうむずかしくないじやないかという気もいたしますし、いろいろな調整をしながら現実具体化論に入つていく、その現実具体化論というものを一体どういうふうに考えて取り組むのかということですね。

もう一つは、大臣、とにかくいま米里さんから正直な説明がございましたけれども、予算のシーリングは六月五日という報道で、総理大臣の訪欧は六月九日の予定のようですから、その前には閣議で決定をする。例年よりも速いテンポで進む。新聞記事を見ましても、何か秋から年末に読む新聞記事が毎日載つてきているみたいな最近の状況ですね。それ全体をリードされているのが大蔵大臣であることは言うまでもないと思いますから、そういう意味で言って、全体のそういうテンポというものを、臨調との関係も含めてどうお考えになつておられるのか。

それから、十五日には本会議質問もございますけれども、今後の日本の防衛、軍事同盟がどうなるのか、軍事費はどうなるのか。G.N.P. 1%以下にとどめるなんてきょうの新聞に出ていますけれども、それだつて十何%かの伸び率にならざるを得ないという計数が当然なるはずであります。それから、関連をして、一段階編成にして、最初は政治的要素を加えず、後でもつて、年末か秋あたりに政治的に調整をする部分はやるのだとか、それから三つ目には、財政再建法で、特別委員会が、大蔵委員会が知らぬけれども、持つてくるとかいう構想が何十遍となく新聞に出ております。新聞には大まかなことを言つても、わが大蔵委員会にはつきりしたことを率直に言つて、大蔵委員会が答えていただきまして、質問を終わらたいと思います。

○渡辺國務大臣 週休二日制の問題は再三事務当局が答弁をしたと思ひます。何といつても経済取

引に影響が大きい。特に中小企業から不満が一遍に噴き出すということでは困る。したがつて、そ

の方の説得をすることが先じやないか。第二番目は郵便局の問題でしょ。郵便局と一緒にこれをやらなければできない問題でございます。各官庁その他の関係もござりますから、そういう方面と一緒に、法律ができた以上は入るようになります。そこでやらなければいけない問題でございます。(伊藤茂)委員(計画的に)と呼ぶ) 計画的に言われましても、週休二日という労働条件の改善それ自体は大蔵省が主導権を持つてやることではございませんので、これは中小企業の労働条件との関係もござりますから、各省にまたがる問題であります。私の方はいつでも、法律の改正によつてそういうあく抜きができる対応できる体制になつたということは大変な進歩であつて、いままでは法律がないから、たとえそういう事態が進んでもこぢらは法律違反でできない。今度は法律違反じやなくなるわけですからできるという体制になつた。しかし、それは大蔵省が先頭を切つて労働問題をやるという話ではない話なんです。したがつて、中小企業との問題等も含めて労働省——中心になつてやるのはむしろ労働省でしょ。そういうところともよく連携をとつて前向きで進めてまいりたいと思っております。

それから、第二番目のシーリングの問題でいろいろなことが新聞に出ておりますが、私の知らぬことは、大蔵大臣が何人いるのか知りませんが、私も本当に全く知らない問題が新聞を見ると載つております。これは推測記事、だれかが言つて、それをさらに推測してうまくあつちこつちつないで出しているのじやないかという点もかなりござります。ただ考えることは、ともかく六月の総理の訪欧前に何とかシーリングの枠を示したいということで、いま努力をしておる最中であります。もう少し過ぎてみると、これも確実にできるかと言わざつても断定できない。やりたいと思つていま努力の最中であります。それで、臨調の答申が出て、それを背骨にしてさらに洗い直しをする

ということでございます。

それから、防衛費の問題につきましてはどういうふうにするのか。同じようなものがあるのです。経済協力という問題も、五年間で倍にするという、これも果たしてできるのかどうか、非常に問題があるところでございます。五十七年だけは全然ふやさないで、あと四年間で五十七年だけは全然ふやさないで、あと四年間でいうふうにするのか。最初からもう全然認めないと、いうふうにするのか、去年のような方法をとるのか、そこらも現実は固まつておらない。いろいろな政治的な問題もございましょうし、事務的な問題もありますから、もう少し詰めた上で内閣として相談をして、その上で正式に発表したいと思つております。

○伊藤(茂)委員 終わります。

○越智(伊)委員長代理 午後二時二十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後二時二十四分開議

○越智(伊)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 銀行法の改正はだれのための改正か。公共性のある銀行の法律を書き改めるという

場合にはその意義というものが一般の国民にも理解できないのでは雲の上の話になる。そこで私はこれから庶民の立場で素朴なる質問を展開したい

と思います。

まず、むずかしい話は別にいたしまして、銀行

の改正によって一般の国民はどういう利便を受けることができるのか。大蔵大臣は非常に親しみやすい話で国民にすぐ理解できるようなたとえを

展開しながら説明をすることがお上手な方でござりますから、この素朴なる質問に対しましてまずお答えをいただきたいと思います。

○渡辺國務大臣 庶民大衆がストレートに銀行法が通つたらあしたからどういうふうなメリットを感じるかという御質問でございますが、直ちに金利が上がるというわけでもございませんし、それがあしたから特別に銀行のサービスが急に改善さ

れるというわけでも実はないわけでございます。仮に週休一日で、御承知のとおり銀行の健全性というものが損なわれるということになればひいては預金者にも影響が出るし、日本の経済にも影響が出る、こういうことだとと思うわけであります。仮に週休一日もしませんが、それじゃ取引している中小企業者がストレートに喜ぶかどうかということはまだわからない問題でもございます。ディスクロージャーのようなものが訓示規定とは言ひながら出されて、現在でも銀行ではどこの銀行でもいろいろ、うちでやつている営業御案内みたいなものは出しておると私は思つております。金の使い方などでも、信用金庫などでもかなり詳しいパンフレットを配つております。したがつて、ディスクロージャーができたから、それより以上にもつと詳しくなるところもございましょうし、もうすでにそれがぐらいのことはやつておるよというところもあるらうかと思います。しかしながら、ディスクロージャーができたから、それより以上にもつと詳しく述べておると私は思つております。銀行の使い方等についてはいまよりあるいは資金の使い方等についてはいまよりはサービスはよくなる、さようにお考えであります。それから、うちでやつておるよといふところもあらうかと思います。しかしながら、ディスクロージャーができたから、それより以上にもつと詳しく述べておると私は思つております。銀行の使い方等についてはいまよりあるいは資金の使い方等についてはいまよりはサービスはよくなる、さようにお考えであります。それから庶民の立場で素朴なる質問を展開したいと思います。

○平林委員 一般的の国民は銀行法の改正があつたとしてもどういう利便があるかということでは余りませんとはこないですね。

〔越智(伊)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、それじゃ私の方から具体的な素朴な質

問をしますが、今度は国債が銀行の窓口で買える。これは証券取引法上の認可を受けてからの話でございましょうが、国債を買うという場合に、

今まででありますと、証券会社へ行つて買うと

か、あるいは証券会社の方から電話がかかってき

て、今度はこういう国債が出るのですがいかがで

すかというようなことで買い求めるとか、という形で行われてきたのが通常でございますね。今度の銀行法改正によって銀行の窓口で買えるように仮になつた場合、銀行というのはどの範囲のものまでなつたか、どういうところに行つたら買えるのか、こういう点についてはいかがございましたよ。

○米里政府委員 まだ制度が具体的に動き出してない現段階におきまして、銀行のどのぐらいの店で窓口販売をやるようになるのかということは確定いたしております。恐らくこれは認可申請の取り扱いにもかかつてくる問題であり、今後の運用上の問題かと思ひます。

○平林委員 そうすると、一般の人はこの法律が通つても一体どうなるか当分の間わからない、こういうことになるわけですね。しかしそう言われてしまふと庶民の素朴な質問ができなくなるから引き続いて言ひますが、国債はいざれかは制度が動いて認可の申請があつて確定をしていくということになるので、いつかはそういう時代が来るわけです。しかしその国債の価格というのは上がつたり下がつたりするわけですね。したがつて、その国債の価格について、いままでと証券会社へ行って、これはどうなんだろう、これは損する、これは得する、他のものと比べてどうだといふようなことを聞きまして、そうして最終的に決断して買うというものが実態の姿ですね。今度国債を販売するという場合には、銀行の窓口は懇切丁寧に説明をしたり、顧客に理解をするような形にして売つたりなどするのかどうか、これはいかがですか。

○米里政府委員 銀行の窓口で国債を売るようになりましたら、現在の証券会社と同じように、その価格の点についても顧客に十分説明するということがあります。

○平林委員 あなたのレベルからいうとつまらぬ質問かもしませんが、素朴な質問ですから。それでは、お客様が希望すれば既発行の国債も販売してくれますか。

○米里政府委員 御承知のように、募集の取り扱いについては新発債のこととを言っておるわけでござります。残額引き受けたままで、それを当初の発行条件で売るというのが募集の取り扱いになりますが、今度の法律で申しますと、十一条関係に書いておりますわれわれが俗にディーリングと言つておりますものは、既発債も売るというこ

とになります。

○平林委員 庶民ですから十一條とかなんとかと言われるでもわからぬのですから、きょうはわからぬことにしますから。

次に聞きますが、そうすると、新しく発行された国債を買ったお客様が、いまのあなたの言葉で言えば募集の扱いですね、一年か二年たまとしてどうなにしますか。

○米里政府委員 認可をどういうふうにおろすかといふ問題にもかかってまいりますが、考え方としては、自分の店で売つたものは自分で買い取れるようになりますというが普通の考え方だと思います。

○平林委員 済みませんが、その銀行の窓口で買った国債でなければ買つてくれないのでですか。

○米里政府委員 これまた認可の仕方によると思

いますけれども、既発債の売買が銀行に認められることは、自分の店で売つたものは自分で買つてあるようになれば、別にその銀行で売つたものでなくとも銀行は買えるようになります。

○平林委員 国債の利回りその他評判が悪くなりまして、どうも損をしそうだ、早目に売つてしまつた方がいいというようなときでも、銀行の窓口はいやな顔をしないで買つ取つてくれますか。

○米里政府委員 売買の話でございますから、両当事者が価格をどう決めるかという問題はあるうかと思ひますが、銀行の募集の取り扱いあるいは

○平林委員 ディーリングというものが認められましたら、それは銀行は応ずることになると思います。

○平林委員 その場合、百万や二百萬の国債なら話は別ですけれども、そのときの適正な価格で買

つてくれるのか、それとも、おまえには金を貸してあるからちょっと割り悪くしか買ひませんよな

てあります。

金者が国債を買ってそのために損をしたとい

うな場合、証券会社はいろいろ言いわけをしま

してあだ、こうだと言う。しかし銀行はそんなこ

とをやつてくれるのかどうか、またそれが広がつ

てきた場合に銀行というイメージがどうなるのか

といふような点なども私どもは考えなければいけ

ないんじやないかと思うのですが、いずれにし

て一般的に売買されている価格で売り買ひする

正な価格で買つてくれるかどうか。

○米里政府委員 適正な価格と申しますか、市場通庶民はそんな言い方しませんから私ももう一回素朴な方に戻りますが、銀行の窓口で販売する国債よりも、一般のお客の方から国債を買つてくれないかという場合が多くなることだつてあると思う

のですね。そのときでも銀行は買うといふこと

になると思うのですけれども、どうなんでしょうか。

○米里政府委員 まあ銀行も商売でござりますか

ら、お客様が窓口に持つてくればかかる場合

でも必ず買うというわけでもないかと思いますけ

ども、そこは通常金融機関としての常識的な行

動を行つて思ひます。

○平林委員 証券会社もそういうことがあるんですね。ときどき、この国債欲しいなと思つて行くと、それが有利なときは売つてくれないんだ、もうなくなりましたと言つて。ところが、どうも諸般の客觀情勢が悪くなつてこの国債は利回りが悪くなりそうだというようなときは、お客様を探して、いかがでございますと夜の七時でも八時でも電話をかけて買つ取つてくれないかと来るんですね。銀行なんかはどうなんでしょうかね。

○米里政府委員 このは個別の商売のビービア

の話でござりますのでいまから予測して申し上げ

られませんが、公器であるところの金融機関とし

てできるだけ適正な行動を売買に当たつてもどつ

てもらいたいと思ひます。

○平林委員 どうも庶民の立場で聞いているとな

かなかわからないですね。これは一般の人から見

る、そういう勘定とを分離するのが望ましいので

はないか、かのように考えております。ただ、これ

は今後さらに検討をして詰めていきたいと考え

おります。

○平林委員 ちよつとわかりました。この二つの業務を区分してそれぞれきちんと勘定していく、

こういうことがわかつたわけです。

○平林委員 次に、さつき私言いましたけれども、銀行にお

いても国債を窓口で売ることを認めた場合に、そ

の銀行が売る対象、顧客は、私は個人に限らぬだ

るうと思うのですよ。としても、この面である分は有利だというような場合には、証券会社はどうなることは言わないと思うのですけれども、しかし法人や個人の事業主などを大口の消化先としてねらうということは当然あり得ると思うのです。法人だと個人の事業主は、通常銀行からお金を借りている側ですからどうしても弱い立場であります。そういうようなことをやるのはいいことなのかいけないことなのか、いかがでしょうか。

○米里政府委員 銀行がたとえば取引先の企業に

対して大量に国債を売ることはあり得ることだと思いますし、別にそれはいけないということはないと私は思っています。ただ、その際融資機関としての立場を悪用して無理に押し込むのは好ましくないと思います。

○平林委員 銀行法の改正にディスクロージャー

の規定がござりますけれども、それは無理して売ったのか、お客様が好んで買ったのかという区分はどうやつたらできるのですか。

○米里政府委員 実際の区分はなかなかむづかしいと思いますが、銀行のビービアとしてそういう

ことがあればそれは望ましくないと考えるといふことがあります。

○平林委員 考えるだけじゃだめなんでありまして、そういう場合はどうしますか。

○米里政府委員 個別の金融機関の国債販売がど

ういうビービアで売られたのか、相手がどう考

えたのかということをチェックするには、実際問題としてなかなかむづかしい問題であらうかと思

います。何かの場合に、企業が買いたくないもの

を押しつけられたということが具体的に出てきた

ら、その段階で、その売買がどうであったかとい

うことを探検することになると思います。

○平林委員 なかなかむづかしいので、法律がで

きてから後でまた議論をしなきやならない問題が

恐らく起りこり得ると思いますが、こればかりやつていると時間がなくなるから……。

○渡辺国務大臣 この銀行の窓口販売につきましては、どういふ銀行に認可するかという基準について何かあなたの諸問機関の三人懇談会で検討す

るというお話をございまして、われわれはまだどういう基準であるかということがよくわからぬのでござります。なぜこの許認可というような行政

の根幹にかかるような問題を、何か三人くらいの委員の方にお願いする懇談会でやるのですか。

○渡辺国務大臣 窓販の認可の問題は非常に争いのあるところで、いままで騒いできたわけです。

しかし、現実には銀行は窓販もデーリングもやつていられないわけですから、有権解釈上そういう権利があるということで、それが決まらなければ前

に進まない。そこで、有権解釈というものを今度は法文に織り込んだ。織り込んだ以上は、いつかは当然そういうようなものも実施をさせる時期があつてしかるべきだ、そう思つております。その

実施の時期その他につきましては、国債の発行状況、消化の状況、公社債市場の状況、金融資産に対するいろいろなニーズ、そういうものの客観的情勢が備わったときといふふうに考えております。

○平林委員 そのときも、私は一存で、大蔵省の中だけで相談してやつちやうとうのもの一つの手だとは思

いますけれども、やはりそれぞれの業界に利害の大きな問題がござりますから、中立的な人というよりも、両業界に精通したような人を両方から出

して、どちらの業界からも公平に見られるような人を、大蔵大臣の一種の相談役といいますか、そ

ういう人の意見を聞いた上で、認可する場合はいろいろな手続その他の細かい問題もありますか

ら、そういうところでどちらに片寄ったのか、どちらに力を入れたのかというごたごたは起こして

いないし、そういう人の公平な意見の上に立つてやろうというために、これらの人を実は相談役と

いうくらいのつもりでつくりたので、何とか審議会とか委員会とかいうようなものではないわけです。(「審議会や調査会、ああいうものはだめだ」と呼ぶ者あり)だから、そういうようなものは考

えてねらいで、この程度のことやつていこう、頭で決められるんですよ。決められるんですが、実

は、そういう業界代表の方の意見も聞いて慎重を期したいと思っておるわけでございます。

○平林委員 ただ、お話を聞いていると、いつ認可をするか、どういう基準でするかとの判断を三人に任せるということは、行政の一一番重要な問題についてそれにゆだねるというかこうになる。公

正な判断を確保すると言つけれども、証券局もあるし銀行局もあるし、あなたを補佐する人はいつ

で逃げていて、態度は正しくないと実は私は思つておるのでですよ。あなたは、相談役だ、最終的にこれが決めると言うけれども、形の上ではその三人

にそういう時期とか判断してもらうという形態談会といふものでやるのだと、うかつこうで、

おれが決めると言つけれども、形の上ではその三人にそういう時期とか判断してもらうという形態談会といふものでやるのだと、うかつこうで、これから上がるか、そうかというときにあ

たは答えられないことばかりじゃないですか。それでわれわれは審議しているのです。三人懇談会で相談して、まだあれでないからなんて言つて、答えてくれない、庶民の聞きたいことについ

ても聞いてくれない。ですから私は、これはどうかなと実は思つて、いるのです。仮に窓販の問題について三人懇談会の基準その他の結論が出て、あなたが見て、まあこんなものでいいんじきない

かといふようなことで出発したとしますね。ところが予想もしなかった問題が起きたという場合、もう一回この三人に相談するのか。これはあなたが見つけて、まあこんなものでいいんじきない

かといふような相談相手なのだから相当長生きしてもらわなければ困るのですが、手直しなければならないと、三人の意見を聞いたらいといふわけにはい

かないでしょ。そこでわれわれはいま国会で、賢明なる大蔵委員長を初めてこの問題を審議してお

るのだから、基準はこんなものでいいでしょか、どうでしょかといふようなことをこううります。

○平林委員 委員会でも聞くような考えはありますか。

○渡辺国務大臣 具体的に概要を国会にかけると、いうことはないと思いますが、いろいろ正反対の意見もあるでしょうから、皆さん方の自由闊達な御意見というものはよく聞いて、そういう意見を踏まえた上で行政当局の責任者である大蔵大臣が行政事務を執行する、こういうように御解釈をいただきたいと存じます。

○平林委員 別に審議するとかなんとかでなくして、こんなものでございますが御意見がありましら、そういうようなことを、たとえばこの大蔵委員会でも委員長、理事の打合会があるでしょう、そういうところに、こんなふうになつたがといふうに出すとかしていただけませんか。われわれはまだそれでいいのか悪いのか判断できないのだから、そういう材料を提出していただけますか。

○渡辺国務大臣 これは行政権、立法権、司法権の問題がござります。司法、立法、行政は別でございまして、行政の内容についてその都度全部国会の意見を聞くということはないかもわかりません。しかしながら、当然に国会というものは国民の代表だと私は思つておりますので、そういう人たちの声を十分踏まえた上で執行していきたいと考えております。

○平林委員 委員長、そのくらいでいいですか。一基準といふものは、われわれはどれを認可するなどというところまで相談にあづからない方がいいのですが、基準といふのができたらそういう措置をとるべきだということを申し上げたいのです。それでは次の問題に移りましよう。銀行法の改正によりまして大口の融資の規制が法律で義務づけられることになります。これから若干の質問を展開するわけですが、初めに原則を聞いておきましょう。

○大口融資の規制を行う理由は何でございますか。○米里政府委員 大口融資規制のねらいは二つございまして、一つは健全経営という問題、つまり一ヵ所に極端に多量の資金を貸し込んで、もしも

の企業が倒産した場合には金融機関も共倒れになるというようなことを避けるために規制しようとのことです。

それから二番目は、資金の適正配分と申しておられます。大ぜいの預金者から預かっている金を余り一ヵ所にだけ貸し込んでしまうということは、資金の配分のやり方としても適当でない、この二つの考え方でございます。

○平林委員 規制の比率などは具体的な内容を大蔵省令に任してありますけれども、みんな二、三、四とか言つてゐるが、正式にどういうふうにするか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○米里政府委員 政令で率を決めるということにいたしておりますが、普通銀行については自己資本の二〇%、長期信用銀行及び信託銀行については三〇%、それから外國為替専門銀行については四〇%というふうに決めたいと考えております。

○平林委員 大口融資の規制比率は、いまお話し合つたとおり、大体現行の比率をそのまま法律に規定をするというような方向になるわけですが、商社手形の割引とか預金担保貸し、貿易手形等を除外するというようなこともお話しになつておりましたから、それではこれは大口融資の規制じゃなくて大口融資の緩和じゃないのか、私は実はこう思つておるわけでございます。

○平林委員 私、実はこれをちょっと方々の資料をあさりまして調べてみたのです。そうしたら、大口融資の対象になつているのは総合商社が多いようですが、いままして、たとえて言ふと、Aという総合商社は第一勧銀、協和、住友、東京銀行、住友信託などから約四千五百五十五億円借りておる。そのほかに日本輸出入銀行から千三百八十四億円を借りておしまして、合計すると五千五百三十九億円の融資を受けた。Bという総合商社は第一勧銀、三井、三和、東海、東銀、三菱信託、東洋信託等が、いままして、一つは健全経営という問題、つまり一日に日本輸出入銀行から千八百六十七億円を加えますと実に七千四百一億円借りておる。Cという総合

商社は三井、富士、大和、北海道拓殖、東銀、三井信託等合わせて四千二百二十五億円、日本輸出入銀行からは三千一百八十四億円を借りて、合計七千五百九億円。総合商社の中ではこのCという商社が一番多い。それからDという商社は富士、太陽、東京、安田、合わせて三千八十三億円で、日本輸出入銀行から千五百三十五億円ですから四千六百十八億円、つまり、都市銀行などの大口融資は、金融機関の自己資本比率に対しまして二〇%という規制を加えていますけれども、細かく検討してみると、どの都市銀行もこれらの総合商社に対する融資はいずれも一九・九%あるいは一九・八%、一九・六%、ぎりぎり、それそれ融資、今回商業手形割引などが緩和されれば自主的に融資枠が広がる、あるいは広げてやるという方が適当かどうか別にいたしまして、こういう状態でございます。

○渡辺国務大臣 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。○平林委員 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。これは、今度の銀行法改正は、大口規制を緩和するという措置になつてゐるんじゃないかと思うのですが、大蔵大臣いかがでしようか。

○渡辺国務大臣 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。○平林委員 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。これは、今度の銀行法改正は、大口規制を緩和するという措置になつてゐるんじゃないかと思うのですが、大蔵大臣いかがでしようか。○平林委員 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。これは、今度の銀行法改正は、大口規制を緩和するという措置になつてゐるんじゃないかと思うのですが、大蔵大臣いかがでしようか。

○平林委員 いままで大口規制の問題は、御承知のとおり通達でやつておったわけでございますが、今度はそれを法律から政令ということでお渡ししますと、どういふふうに決めるかがでしようか。これは、今度の銀行法改正は、大口規制を緩和するという措置になつてゐるんじゃないかと思うのですが、大蔵大臣いかがでしようか。

○平林委員 ところがBという商社になりますと、最初の一 年間に一千二十二億円返して、その前に四百二十億円返して、二年間に千七百五十四億円返す。それからCという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからDという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからEという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからFという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからGという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからHという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからIという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからJという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからKという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからLという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからMという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからNという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからOという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからPという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからQという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからRという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからSという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからTという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからUという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからVという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからWという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからXという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからYという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。それからZという総合商社は、同じ最初の一年間に一千三百三十一億円返して、その前に四百二十億円返す。

いてあつた「大口融資規制のあり方」というのを読んでみたのですが、ここでも率直に言つていますよ。「この五年間に純減させるために相当の努力をした。借り入れ返済強行額は膨大なものになつた。しかもこの過程で生じた企業の営業活動や資金調達コストの面での影響も少なからぬものがあつた」こう書いてあるのです。私はこの二年間において主力銀行に対する急激な借入金の返済の数字を見て、いきますと、これは大口融資規制の基準二〇%におさめるための駆け込みもあるかな、いま経団連の報告が言うようにこの過程でいろいろなことがあつたのかなと思うけれども、同時にこれだけの借金、融資額に対する金利負担と合わせて借入金の返済ができるたどりのところには、この期間にいかに膨大な利益を得たか、そういう証明でもあるという感じがしたのであります。これだけの余力をもつておる企業に対しまして、この銀行法の改正の機会にさらに大口融資の規制緩和をすることが果たして適当だらうか。都市銀行のサイドから見て、大口融資の実情は特定企業に集中し過ぎておるのじやないかという指摘を私はしたいのです。

たとえば今度は名前を言いますが、都市銀行の

Aは伊藤忠初め四社に対しまして自己資本の七五・八%、都市銀行のBは三井物産初め三社に対しまして六六・八%、つまり特定の貸出先に集中させておるわけです。今回の法改正はそれに輪をかける。そういう結果どういうことが起こるか。中小企業や、融資を死活問題として受け入れたいと考えておる企業に対しましてのパイプはますます細くなるんじやないのか。特に最近は、郵便局に対しても預貯金が集中して、都市銀行初め市中銀行の預金の増加が低下しておる。きのうもこの大蔵委員会にお見えになつた参考人は、都市銀行初め市中銀行の預金があえても、その八〇%は国債を買わなければならぬという実情だと言つて泣きを入れておるのですね。その金融機關がこの融資規制の緩和について一生懸命になつた、かえつて要求しておる。矛盾じやありませんか。こういうよ

うな実態を考えますと、大臣、さつきお話しになつた点から見ても、こういうふうに緩和していく

ということが適當だとおっしゃつたけれども、余り適當じやないとと思うが、いかがでしようか、再度お尋ねいたします。

○渡辺國務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、いままで野方図にやつておつた。それを行

政指導でああいう問題がありましたから、強く締めまして、それで基準をつくったわけです。とこ

うが基準をつくつても、大体守っておりますが、守られない場合もありますし、外銀銀行等もかな

り出てきているということになると、なかなか大

蔵省の威令がそう行われるとばかりは限らない。

そこで法制化をすることにしたわけです。その基

準の中で、二割、三割、四割というのも同じなん

です。それは変えるつもりはないのですけれど

も、そこで、ともかく担保として確実なようなも

の、あるいはそうでなくとも、手形や何かでも確

実だと思われるものは、第一の目的は債権確保で

すから、またもう一つは一つのところに集中して

おるのであつて、その率は変えるつもりはない

のです。

○平林委員 率が変わらなくとも、いまお話しし

たような実態ですね。国債の問題について、預金

増加は一〇%もとられてしまつてゐるのだと言つ

て銀行は泣きを入れることをやめたらしいです

よ。いま言つたようなわがままを言つて、多々ま

すます弁ずだ、率は変わらないけれども、額はど

んどんふえていくことで、しかもそのた

めに巨額な利益を得ているというようなことを特

定の企業だけに許していいのか。今日のわが国の

は、政令で定める区分ごとに、「という言葉がござります。実はそれぞれ政令、政令と書いてあつて非常に抽象的なございますが、前者の「政

令で定める特殊の関係のある者」という「者」の中にはどういうものが考へられるかといふと、考へ

方としては、御指摘のありました関連会社といふ

ようなものを含めるシステムができるようになつておる。それから二番目に、「政令で定める区分ごとに」ということを申し上げましたのは、貸し

出しこうのが典型的な一つの区分ですか

うな実態を考えますと、大臣、さつきお話しになつた点から見ても、こういうふうに緩和していくということが適當だとおっしゃつたけれども、余り適當じやないとと思うが、いかがでしようか、再

度お尋ねいたします。

○渡辺國務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、いままで野方図にやつておつた。それを行

政指導でああいう問題がありましたから、強く締

めまして、それで基準をつくつたわけです。とこ

うが基準をつくつても、大体守つておりますが、守

られない場合もありますし、外銀銀行等もかな

り出てきているということになると、なかなか大

蔵省の威令がそう行われるとばかりは限らない。

そこで法制化をすることにしたわけです。その基

準の中で、二割、三割、四割というのも同じなん

です。それは変えるつもりはないのですけれど

も、そこで、ともかく担保として確実なようなも

の、あるいはそうでなくとも、手形や何かでも確

実だと思われるものは、第一の目的は債権確保で

すから、またもう一つは一つのところに集中して

おるのであつて、その率は変えるつもりはない

のです。

○平林委員 率が変わらなくとも、いまお話しし

たような実態ですね。国債の問題について、預金

増加は一〇%もとられてしまつてゐるのだと言つ

て、そういうような除外例をつくつたので、それ

ぞれ数%実質的に額があえるということが言われ

ておるのであって、その率は変えるつもりはない

のです。

○平林委員 法律の条文の話になりまして恐

縮ですが、今度の第十三条の中に「銀行の同一人

に対する信用の供与」とございまして、括弧書き

で「当該同一人と政令で定める特殊の関係のある

者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。」というのがまず一つございます。また

「は、政令で定める区分ごとに」という言葉がござります。実はそれぞれ政令、政令と書いてあつて同じ。」

この二つがござります。私はもう時間がないから、二

つともういいたい。私はもう一回これを取り上

げます。きょうはほかの問題があるからこのくらいにしますが、そういうことも含めて——しかも

政府の金融機関までが貸し出しているのですから

、それを企業が今度銀行の肩がわりになつたよ

うなつもりでやるようなことまで広げるようなら

少し遠慮してもらいたい。その金をできるだけ他

に回して、そして公平なる資金の分配ができるよ

うにすべきだと思うので、これは要望いたしてお

ります。改めてまたこの問題を取り上げたいと思

います。

次に、日本銀行の政策委員会の問題についてち

よつと触れておきたいと思うのですが、大蔵大

臣、私はこの委員会で公定歩合政策についての批

判を繰り返して展開してまいりました。もちろん

それぞれ日銀、政府それから各政党の幹部たちの

考え方もあつたと思ひますけれども、公定歩合を

去年の八月、十一月、そしてことしの三月、二回

にわかつて下げまいましたが、最近アメリカ

の公定歩合は逆に今度は一四%に引き上げられま

した。これによつて円レートに対するはね返り等

がござりますれば相当な影響がございましょうし、物価その他にも関係するようなことになり、日本経済にも少なからざる影響があると思うのであります。このことにつきまして大蔵大臣、どういふうにお考えになりますか。公定歩合がアメリカと日本がそれ違つたことについて、日本経済に与える影響はどういうふうに考えますか。

○渡辺国務大臣 金融政策の上でどういふうこととは、それぞれの国の事情によつてやることでございますから、日本で下げて、アメリカで上げるという場合があつても仕方のないことだ。日本の方は金利を下げて、そして景気刺激をやれという要求が強いし、物価も順調に下がつてきている状況ですからそれに適応させて下がつたわけでござりますが、アメリカの方は物価は下がりつゝはあるが依然としてまだ予断を許さない。そしてともかく減税をやるということについて下院の反対が強いために、インフレになるんじゃないかということですから、インフレを抑えるというような議会对策上の意図もあつたかどうか、これは私の想像ですかによくわかりませんが、インフレマインドを打ち消さなければ政策の法案が通らないということだとおもつたから、それが非常に気になつた。そこで、日本銀行を政府から切り離すといふことを決しておこなつておらず、その定款に國の總力戦云々といふのと、國の總司令部の心文があつたものですから、それがどうしても入った。そこで、日本銀行を政府から切り離すといふこととあわせて日本銀行の独善を抑えるために政策委員会の設置を命じたというものが政策委員会ができる始まりだ、歴史だというのを読みました。ただ、私きょうこれを取り上げましたのは、この昔のことより覚えておつてこんなのに書かれたなと感心を実はしたわけござります。

○平林委員 実は私、きのう参考人で参りました今井一男さんが「資本金融行政史」という本を書きまして、それを読んだのです。当時の古いことが記録されておりまして、日本銀行が株式組織になつておることに対してアメリカの總司令部の心証が非常によかつた。しかし、その当時日本銀行は定款に國の總力戦云々といふのと、國の總司令部の心文があつたものですから、それが非常に気になつた。そこでは日本銀行を政府から切り離すといふこととあわせて日本銀行の独善を抑えるために政策委員会の設置を命じたというものが政策委員会ができる始まりだ、歴史だというのを読みました。ただ、私きょうこれを取り上げましたのは、この昔のことより覚えておつてこんなのに書かれたなと感心を実はしたわけござります。

○平林委員 そういうのは七人の人で成つておりますが、七人のうち一人は大蔵省、それからもう一人は経済企画庁を代表する者、あととの五名のうち一 名は日本銀行総裁、その他地方銀行の者とか銀行経営に詳しい者とかいうので七人で構成されています。ところが、議長を日銀総裁が兼ねているのですね。政策委員会を設けたという理由からいきますと、一つには政府と日本銀行との間をできるだけ離して主体性を持たせる配慮もあることとある。ところが、議長を日銀総裁が兼ねているの世界全般に及ぼす國でありますから、これは今後世界の會議等においてもアメリカの金利については、自分の国と上り下りなんかすることは控えてくださいよといふ話は表に出でくる話になるかもわかりません。

○平林委員 時間もないからこれ以上言いませんが、私は実は、アメリカはアメリカの事情があるし、日本は日本の事情があるのだけれども、その判断を正しくしてもらうためにはもう少し日本銀行の政策委員会といふものがしつかり機能してもよいとの趣旨で発足してしまもその精神が残つてゐるとすれば、日本銀行の総裁が政策委員会の議長を兼ねる案があのときは提示され

らいたいという希望を持っておるわけです。日本銀行に政策委員会といふのがござりますが、この政策委員会が設けられた理由といふのはどういふことがあります。このことにつきまして大蔵大臣、どういふうにお考えになりますか。公定歩合がアメリカと日本がそれ違つたことについて、日本経済に与える影響はどういうふうに考えますか。

○米里政府委員 日本銀行の政策委員会でござることは、公定歩合を設定し上げたり下げたりするかといふことは、それぞれの国の事情によつてやることでございますから、日本で下げて、アメリカで上げるという場合があつても仕方のないことだ。日本の方は金利を下げて、そして景気刺激をやれという要求が強いし、物価も順調に下がつてきている状況ですからそれに適応させて下がつたわけでござりますが、アメリカの方は物価は下がりつつあるが依然としてまだ予断を許さない。そしてともかく減税をやるということについて下院の反対が強いために、インフレになるんじゃないかといふのと、國の總司令部の心文があつたものですから、それがどうしても入つてくれないということで、きわめて便宜的に改訂つても大蔵大臣は検討すると言われたんですがれども、そういう検討する段階にいま私がこの間、この大蔵委員会におきまして日銀法の改正についても大蔵大臣は検討すると言われたんですがれども、そういう検討する段階にいま私が問題提起したことにつきましてもどういふうにお考へになるか。ひとつ検討すべきではないか、こう思つてあります。私の指摘はどうでしょ、うか、間違つておりましょか。またその指摘はもつともだというのなら、ひとつ検討することについてもやつていただけますか。

○渡辺国務大臣 いろいろな御意見でござりますが、私は実は、アメリカはアメリカの事情があるし、日本は日本の事情があるのだけれども、その責任は他の行政官庁と違つてはなはだ重いもの

らいたいといふうに希望を持つておるわけです。日本銀行に政策委員会といふのがござりますが、この政策委員会が設けられた理由といふのはどういふことがあります。このことにつきまして大蔵大臣、どういふうにお考えになりますか。公定歩合がアメリカと日本がそれ違つたことについて、日本経済に与える影響はどういうふうに考えますか。

○平林委員 いまして、金融政策の重要性が一層増加しておるという時代に、中央銀行においても外部の声を十分聞くようにというようなことで日銀の最高意思決定機関として設立されたものであるというふうに承知しております。

○平林委員 実は私、きのう参考人で参りました今井一男さんが「資本金融行政史」という本を書きまして、それを読んだのです。当時の古いことが記録されておりまして、日本銀行が株式組織になつておることに対してアメリカの總司令部の心証が非常によかつた。しかし、その当時日本銀行は定款に國の總力戦云々といふのと、國の總司令部の心文があつたものですから、それが非常に気になつた。そこで、日本銀行を政府から切り離すといふこととあわせて日本銀行の独善を抑えるために政策委員会の設置を命じたというものが政策委員会ができる始まりだ、歴史だというのを読みました。ただ、私きょうこれを取り上げましたのは、この昔のことより覚えておつてこんなのに書かれたなと感心を実はしたわけござります。

○平林委員 そういうのは七人の人で成つておりますが、七人のうち一人は大蔵省、それからもう一人は経済企画庁を代表する者、あととの五名のうち一

名は日本銀行総裁、その他地方銀行の者とか銀行経営に詳しい者とかいうので七人で構成されています。ところが、議長を日銀総裁が兼ねているのですね。政策委員会を設けたという理由からいきますと、一つには政府と日本銀行との間をできるだけ離して主体性を持たせる配慮もあることとある。ところが、議長を日銀総裁が兼ねているの世界全般に及ぼす國でありますから、これは今後世界の會議等においてもアメリカの金利については、自分の国と上り下りなんかすることは控えてくださいよといふ話は表に出でくる話になるかもわかりません。

○平林委員 いろいろな御意見でござりますが、私は実は、アメリカはアメリカの事情があるし、日本は日本の事情があるのだけれども、その責任は他の行政官庁と違つてはなはだ重いもの

と感じておるわけでございます。

銀行局にいきなりお答えを迫りますとちょっと気が毒になりますから、直接担当の労働省の担当官がお見えただいてると思いますので、労働省の担当官にこの問題について基本的なところをまずお尋ねしたいと存します。よろしくお願ひいたします。——じゃ労働省來られてませんから、順番を逆にしまして銀行局の方からお答えをいただきます。

○米里政府委員 身体障害者の雇用状況でござりますが、御指摘のように法定限度一・五%に対しまして、五十五年六月一日現在、普通銀行で○・八五%という数字になっております。ただ、これは過去の数字と比較してみますとかなり顕著に上がつてしまつておりますので、五十二年六月一日現在、三年前の数字を見てみますと普通銀行で○・三五%、これが三年間で○・八五%に上かつてしまつたというようなトレンドはござりますけれども、しかし、なお法定限度一・五%に対して低いというには御指摘のとおりでございます。

まあこの問題、第一義的には労働省の問題ではございますが、私どもも労働省の方針に沿いましておるだけの努力を払わなければいけないと思っていますし、また銀行もそういうふうに指導してまいると思います。

ペナルティーの金額はどのくらいかという御質問でございますが、申しわけございませんが、業種別の雇用納付金の額の統計がございませんので、つまびらかにしないということで御了承願いたいと思います。

○広見説明員 お答え申し上げます。

昨年六月一日現在で私どもの把握いたしておりました金融、保険、不動産業の身体障害者の雇用率の状況は○・七一%、そのうち銀行、信託業は○・八四%、それから証券業は○・四二%というふうになつております。これはいずれも全国平均を下回つておるわけでございますが、前年に比べますとそれぞれ改善いたしておるわけでござります。

それから、雇用率未達成の企業につきましては、労働省といたしましては納付金制度を進めておりまして、雇い入れ計画の作成命令とかその他適正な実施の勧告等を行つております。

それから身体障害者の雇用納付金の問題でございますが、これは個別の業種別の状況は必ずしも統計で把握する形になつておらないものでござりますので、現在のところ把握いたしております。

○渡部(一)委員 またごく奇妙な答弁ですな。そうすると、統計では把握していないのに個々には把握していて、勘定していないことがあります。個々では把握していて統計では把握していないということは、足し算が済んでないということですか。そろばんがないんだな、そちらの局には。

○広見説明員 納付金の正確な額そのものは把握いたしておらないわけでございますが、たとえば、先ほど申し上げましたように銀行、信託業はいま○・八四%の雇用率になつております。したがいまして、法定雇用率一・五%を達成するためには平均的に雇用するといたしますと○・六六ポイント雇用しなければならない。それから推計いたしますと大体約七億円銀行関係から納付金として徴収されておるということになつておるわけでござります。これは一応の推計でございます。

○渡部(一)委員 納付金の推計額としては七億近いペナルティーを払いながら、銀行はなおかつ身体障害者の問題については非常に態度の悪い状況で今日まで推移しておる。社会的な公正とかあるいは社会的に銀行業務と、いわば企業の中核的な立場であるにもかかわらず、このペナルティーの大きさは、まあペナルティーと言るべきかどうかわかりませんが、少し大き過ぎると思いますね。

特に証券が○・四二なんというのはもつてのほかだ。こういう問題について証券局長はどうお考えなのか、証券局長の方からまず伺いましょうか。

いうようなことも一つの原因かなあと思います

が、その辺の実態について一度十分事情を聞いてみたい、このように考えております。

○渡部(一)委員 外に出る業務が多いから雇用が達成しないというようなことを言つたら、あなたは局長を首になるほど抗議されますよ。その答弁はちょっと取り消した方がいいのじゃないか。私はあなたの将来のためにそれはまずい答弁だと思います。

だから、外に勤める業務が多いからと言うのだから、労働省とかけ合つてそのペーセンテージを変えなければならない。それがあなたの仕事でしょう。それにもかかわらず、いまどろくなつて外務員が多いから身体障害者の雇用というものは少ないものであると公然とあなたが弁明をされたとしたら、あなたは国際障害者年に最も不理解なる国家公務員としてその責任を追及しなければならぬ。私はいまそういう立場で物を言つてもいいわけなんだ。あなた、ちょっとそれは口のきき方を変えなさいよ。問題ですよ。あなたはこれから変わんな。あなたたちはこれから調べると言つても理解なんだから、そら言つるのは当然なのかもしれない。銀行局長の方はもう用意しているけれども、あなたの方は用意してないのはわかっているから、特に心配だから言つただけれども、その答弁は取り消した方がいいのじゃないか。心からざげを表明して、そういう答弁はやめた方がいいよ。

協力なさつて国際障害者年にちなん身体障害者の雇用率を他産業に比べていち早く達成するという

よう方向で考えるべきではないか。そうでないと、週休二日制のような企業の方向づけをいち早く銀行でやろうとしているときに、余りにもその社会的な任務について無理解だというそしりを免れなくなつてしまふと私は思いますが、どうでしょうか。

○米里政府委員 実はディスクローラーにつきましては主として資金の運用の概要というようなものを考えておりまして、銀行の組織、人事、待遇といったような面については余り考えてなかつたわけでございますが、御提案もございますので、なお研究してみたいと思つております。

それから銀行のペーセンテージ、先ほど申し上げましたように短期間にかなり上がってまいつておると思いませんけれども、なお決して十分ではないと思いますので、私どもも労働省の線に沿つて十分銀行を指導していきたいということを重ねて申し上げておきます。

○渡部(一)委員 ではこの問題に対する今年じゅうに十分の改善をなさるよう私はこの場で御要請しておきたいと思います。

私は、最近の銀行経営の、特にこの改正案における銀行及び証券業務の相互乗り入れあるいはその他のかぎね論争というものが長い間にわたり激烈な紛争を呼んだのを承知いたしておるわけでござります。銀行对証券の問題は、国内においては国債の窓販、ディーリング等の問題が中心ではございますが、この委員会のいままでの質疑を見てみますと、国際的に外債発行の引き受けの問題が相当大型の問題になつており、企業から見れば間接金融ではなく、銀行からお金を借りるような形ではなく、直接金融つまり金融市场から自分がお金をかき集めてくるという方向に向かっていきますが、この問題は、この委員会のいままでの質疑を見ても、国際的に外債発行の引き受けの問題が相当大型の問題になつております。

今年の統計は承知いたしておりませんが、

年度におきまして、こういう外債発行の引き受けという形で日本に流れ込んだ金は五十年度十七億ドル、五十四年度三十五億ドルというよろな、ラウンドで申し上げましたが、数字があるということを承っているわけあります。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕  
この数字を見ましてもますますこの数字が急上昇していく、こう思うわけであります。そうすると銀行と証券という関係はこの銀行法の中で海外の問題についてどういうふうに今後判断していくか、その境目はますます微妙かつあいまいなものになりますと私は思われます。そのときの基本的な方向につきまして銀行局長、証券局長おのおのの立場でまず簡明に基盤的な立場を御表明いただきたく思います。

○米里政府委員 銀行と証券の海外における業務の問題でございますが、基本的にはやはり進出先の国の慣習あるいは法制といふものが十分尊重されなければならない。同時にわが国の銀行、証券がそれぞれ海外に出ていくべき立場を勘案しながら、しかしできるだけ、わが国の国内の法制、たとえば証取法六十五条といったようなものについて実質的に影響を与えないようにしなければならない、そういうふうな点を勘案しながら、しかしできるだけ、長期的な方向としては自由化の線に沿い、その国の法制をより取り入れていくような形で進めるべきではないかというように考えております。

○吉本(宏)政府委員 基本的にはただいま銀行局长がお答えしたとおりでございます。現地法制に即して措置をするということが妥当ではないかと考えております。

たた私たちが若干懸念しておりますのは、日本の銀行の海外現地法人が外債の引き受け等をいたす場合に、親銀行の影響力が非常に大きい、実質的に親銀行が引き受け幹事的な業務をやってしまふ。言うなれば、現地法人はそのダミーであるというような形で本件が進行するといったしますと、これは日本の法制上の六十五条問題というのがやはり関連してくるわけでございます。そういうのがや

ります。  
ただいまも申し上げましたように、現状ではまだそこまでいつていないのでないか、このように考えております。

○渡部(一)委員 御両所がもうすでに問題を指摘されましたように、これはとんでもない問題があります。言つてみれば、銀行の現地法人を国籍地主義で考えるのか、その海外の属地主義で考えるかという差になりますし、証取法六十五条の趣旨から考へれば、海外の銀行支店に対しては国籍主義をとつて証券業務を禁止し得るけれども、現地法人は形式的には外国の法人で、国籍主義で割り切れないというこの二つの問題に真っ二つに分かれています。いま証券局長が仰せになりましたように、親銀行の影響としてダミー化された支店がそういう行動をとることについてどこで線を引つ張るかということになりますと、一々きわめてあいまいきわまるルールになってしまいます。

そうすると、当銀行法の審査の際に、あるいは関連、証取法等の審査の際に、こうした問題をいまいよいよ見ましてもいろいろな合意をつくってまとめておるわけです。

それで、この三局合意というものが、時代により若干の緩急ございますけれども、漸次緩和していく、できるだけ現地法制に従つて、できることには相互乗り入れでやっていくとというような方向で持つていくということについて、これまた三局が合意しております。

ただ、具体的に個別にどういうふうに緩和していくかというようなことは、いろいろな問題が起つてまいりましたときにケース・バイ・ケースで三局集まりまして相談しながら、しかし基本的には世界の経済がますます一体化しておりますし、制度も一体化してまいりというような傾向がございますので、そういった意味合いで余り厳しくといふことはコンセンサスを得ていると思つております。

現在のところこうした問題についてどういう方向でいかれるおつもりなのか、局間の完璧な合意はできているのかどうか。言つてみればちょっと気理してこられたことはわかるのでございますが、

このあいまいな状況を今後どういう方向でなさるのか。また銀行局長がお認めになつたように、この方向は結局海外において証券と銀行のかきねがどんどん下がつてきて自由化の方向へ向かつて進んでいくという方向性があることをお述べになります。

ただいまも申し上げましたように、現状ではまだそこまでいつていないのでないか、このように考えております。  
されましたように、これはとんでもない問題があります。言つてみれば、銀行の現地法人を国籍地主義で考えるのか、その海外の属地主義で考えるかという差になりますし、証取法六十五条の趣旨から考へれば、海外の銀行支店に対しては国籍主義をとつて証券業務を禁止し得るけれども、現地法人は形式的には外国の法人で、国籍主義で割り切れないといふこの二つの問題に真っ二つに分かれています。いま証券局長が仰せましたように、親銀行の影響としてダミー化された支店がそういう行動をとることについてどこで線を引つ張るかということになりますと、一々きわめてあいまいきわまるルールになってしまいます。

そうすると、当銀行法の審査の際に、あるいは関連、証取法等の審査の際に、こうした問題をいまいよいよ見ましてもいろいろな合意をつくってまとめておるわけです。

それで、この三局合意というものが、時代により若干の緩急ございますけれども、漸次緩和していく、できるだけ現地法制に従つて、できることには相互乗り入れでやっていくとというような方向で持つていくということについて、これまた三局が合意しております。

ただ、具体的に個別にどういうふうに緩和していくかというようなことは、いろいろな問題が起つてまいりましたときにケース・バイ・ケースで三局集まりまして相談しながら、しかし基本的には世界の経済がますます一体化しておりますし、制度も一体化してまいりというような傾向がございますので、そういった意味合いで余り厳しくといふことはコンセンサスを得ていると思つております。

現在のところこうした問題についてどういう方向でいかれるおつもりなのか、局間の完璧な合意はできているのかどうか。言つてみればちょっと気理してこられたことはわかるのでございますが、

いま銀行局長からお答えがございましたが、私どもいたしましても基本的には時代の趨勢に即して現地法制によつて自由化するというのが筋道ではないかというふうに考えております。そういう意味で実際問題としていまの邦銀の現地法人における出資比率とか銀行免許の取得の問題、こういった点につきまして関係局、特に銀行局、国際金融局と相談しながら現実に即して処理していくたい、このようにも思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように外債の公募発行、公募引き受けの問題につきましては、六十五条問題といふかなりむずかしい問題が控えておりますので、現在直ちにこれを外すということは問題があるのでないかというふうに考えております。  
きかといふことにつきまして、御指摘のように大臣も、現地法人は形式的には外国の法人で、国籍主義で割り切れないといふこの二つの問題に真っ二つに分かれています。いま証券局長が仰せになりましたように、親銀行の影響としてダミー化された支店がそういう行動をとることについてどこで線を引つ張るかということになりますと、一々きわめてあいまいきわまるルールになってしまいます。

そうすると、当銀行法の審査の際に、あるいは関連、証取法等の審査の際に、こうした問題をいまいよいよ見ましてもいろいろな合意をつくってまとめておるわけです。

それで、この三局合意というものが、時代により若干の緩急ございますけれども、漸次緩和していく、できるだけ現地法制に従つて、できることには相互乗り入れでやっていくとというような方向で持つていくということについて、これまた三局が合意しております。

ただ、具体的に個別にどういうふうに緩和して

いくかというようなことは、いろいろな問題が起つてまいりましたときにケース・バイ・ケースで三局集まりまして相談しながら、しかし基本的には世界の経済がますます一体化しておりますし、制度も一体化してまいりというような傾向がございますので、そういった意味合いで余り厳しくといふことはコンセンサスを得ていると思つております。

現在のところこうした問題についてどういう方向でいかれるおつもりなのか、局間の完璧な合意は



的な機関が要るのじやないかなと私は思つておる。しかもその判断がきわめてむずかしい自由化の方向、日本にとってはそれこそ天照大神以来の大改革とでも言つていいこの国際化という大問題に對して、日本の金融業界を今まで抱えに抱え込んでこられた大蔵省が、あらしの吹いている港の外に小舟に乗つたわが金融業界をこぎ出させるといふのはちょっと大きさかもしれません、それが近い決意を持つて当たらなければならぬといふことを三局長だけの権限と責任でやれるか、それほど責任を持つちやつていいのか。私は、三局長の御実力があればこそ今日までうまくいったのだろうとは思いますけれども、それだけじやもううまくいかぬ時期に来たのではないか、これはもう重大的テーマとしてかかるべき対応システムをつくるべきときが来たのではないか、対応研究を大テーマとして上げるべきときが来たのではないとさつきから言おうとしているのです。銀行法全部やめろと私言っているわけではありません。銀行法の改正が間違つているわけではない。ただ不足しておると私は言つておる。これほどの大きな波に対しても何かの対応策が要るのではないかと申し上げ、その対応が出てくる方向性、それに取り組む氣構えあるいはそういう意思をいま問うておるところであります。どうでしようか。これは大臣にお答えいただいた方がいいのかもしれないが、どうぞお答えいただきたいと思います。

○渡辺國務大臣 現在の銀行法でそういうような国際情勢の現実にうまく適応できない、言われてみるとそのとおりであつて、国内のかきね論争だけでもこれはやつと押さえ込んでやつてきたといふ実情なんとして、ともかく海外までやる暇はなかつたということ、これも事実なんです。しかしさらに国際化が進むということになつてしまいまします。だから先ほどから局長が言つているよ。やはりこれに似たような話が雑談で出まし集まってペーティーなんかやつてくれたんだすと、なかなか逃げて通れないということでござります。だから、大きな圧力がかかるておる。だから、円の為替相場を張つている人たちに聞くと、日本政府の持つていていますか、けんかばかりやつていていますかと言つたら、非常にうまくやつていてるといふんな言い

しかし日本がこれだけ国際社会において経済的に大きな役割りを占めるようになったわけですから、三局長會議ばかりやらしておくわけにもないかない、何らかそこについてもつておきますが、どういうことを法制問題も含めまして検討していきたい。次はすぐというわけにはまいりませんが、そう何年もかけないうちに検討の結果を得るが、そういふことを法的問題も含めまして検討してきくよなことを法的問題も含めまして検討していきたい。次はすぐというわけにはまいりませんが、どう何年もかけないうちに検討の結果を得るが、そういふことを法的問題も含めまして検討して

きくよなことを法的問題も含めまして検討していきたい。次はすぐというわけにはまいりませんが、どう何年もかけないうちに検討の結果を得るが、そういふことを法的問題も含めまして検討していきたい。次はすぐというわけにはまいりませんが、どう何年もかけないうちに検討の結果を得るが、そういふことを法的問題も含めまして検討して

ます。これが研究する部面と一緒にいきますぐ何

ます。これが研究する部面と一緒にいきますぐ何かの答えを次から次へ出す実施部隊とが要るといふことを結論を下すという奮勇をあるわなければならぬだらうと、私はその担当になられる方に深い同情を申し上げたいと思ひます。しかしながら笑つておられないのだし、考え方込んでおられるわけでもないのだし、そして現在の銀行法の枠縛り

が、ふんどしにたとえて言うと緩んでいるふんどしを締めるならまだわかる、だけれどもふんどしを外れちゃつてなくなつていてる部分がたくさんあるんだからこれは締め直すと言つたて締める方法がないよな部分だつてある。もうふんどしを

うのはきわめて多くなつてゐる。ドル建てばかりじゃない。つまり、日本の円というものの自体が国際通貨化してしまうといふ状況にある。それ

と、國內の貸出金利と国際的な自由金利とにこうギャップがあつたんでは、どうしても国内の貸出金利といふものは空文化してくる。この

貸出金利について非常にあおられてくる。

○渡辺國務大臣 御趣旨は尊重してまいりたいと

思います。私もこの間フランクフルトとかロンドンとか歩いてきてまして、銀行、金融の連中みんな

のところへ並んでいるなんといふのは、電報と電話と為替相場がつながつていてるいまの世界の状況

の中でも、もう気違ひざたであると私は思うのですね。それ自体が日本の大きなマイナスになつて

いる固定金利のおかげで、われわれはもう大変

もうけさせていただいておる、がんこきわまる大

蔵省の反対側の手を打つば必ずもうかる、これは

どうりがたい商売はない、私が今日背広を着て座

つておられるのは大蔵省のおかげですなんて私に

ぬかしたやつがいる。私はこれを見ておりまし

て、本当に何とも言えぬ気がいたしておるわけ

で、やはりしばらくたつと無理を生じてくると私

は思うわけですね。

また、日本の企業がいま次から次へとインバク

トローンの借り入れを国際市場で増大させてお

る。これはもうとめるわけにいかない。むしろ、

日本の企業がそういう勢いでインバクトローンを

多く組むということ自体が、三千五百億ドルとい

う膨大なオイル資金といふものを還流させる一つ

の手続にもなることですから、むしろ世界的なレ

ベルからは奨励しなければならない問題だらうと

私は思うわけですね。

ところが、国内の貸出金利と国際的な自由金利

とにこうギャップがあつたんでは、どうしても国

内での貸出金利といふものは空文化してくる。

この貸出金利について非常にあおられてくる。

○渡辺國務大臣 御趣旨は尊重してまいりたいと

思います。私もこの間フランクフルトとかロンドン

のところへ並んでいるなんといふのは、電報と電

話と為替相場がつながつていてるいまの世界の状況

の中でも、もう気違ひざたであると私は思うのですね。それ自体が日本の大きなマイナスになつて

いる固定金利のおかげで、われわれはもう大変

もうけさせていただいておる、がんこきわまる大

蔵省の反対側の手を打つば必ずもうかる、これは

どうりがたい商売はない、私が今日背広を着て座

つておられるのは大蔵省のおかげですなんて私に

ぬかしたやつがいる。私はこれを見ておりまし

て、本当に何とも言えぬ気がいたしておるわけ

で、やはりしばらくたつと無理を生じてくると私

は思うわけですね。

また、日本の企業がいま次から次へとインバク

トローンの借り入れを国際市場で増大させてお

る。これはもうとめるわけにいかない。むしろ、

日本の企業がそういう勢いでインバクトローンを

多く組むということ自体が、三千五百億ドルとい

う膨大なオイル資金といふものを還流させる一つ

の手続にもなることですから、むしろ世界的なレ

ベルからは奨励しなければならない問題だらうと

私は思うわけですね。

ところが、国内の貸出金利と国際的な自由金利

とにこうギャップがあつたんでは、どうしても国

内での貸出金利といふものは空文化してくる。

この貸出金利について非常にあおられてくる。

○渡辺國務大臣 御趣旨は尊重してまいりたいと

思います。私もこの間フランクフルトとかロンドン

のところへ並んでいるなんといふのは、電報と電

話と為替相場がつながつていてるいまの世界の状況

の中でも、もう気違ひざたであると私は思うのですね。それ自体が日本の大きなマイナスになつて

いる固定金利のおかげで、われわれはもう大変

もうけさせていただいておる、がんこきわまる大

蔵省の反対側の手を打つば必ずもうかる、これは

どうりがたい商売はない、私が今日背広を着て座

つておられるのは大蔵省のおかげですなんて私に

ぬかしたやつがいる。私はこれを見ておりまし

て、本当に何とも言えぬ気がいたしておるわけ

で、やはりしばらくたつと無理を生じてくると私

は思うわけですね。

の国債の償還期がぶつかってきますが、その償還される国債がいま市場で、言つてみれば自由な金利がついているわけであります。そうすると、その自由な金利についている国債マーケットというものが、日本の二年ものの定期金利あるいは定期預金等と金利水準を争うことになるでしょう。そうすると、固定金利で構えているという名目が、昭和五十八年、五十九年、六十年にはもう吹き飛ばされてしまう。そのときに国債の借りかえをやうとか、あるいは固定金利に抑え込みをしようとか、という行政指導自体がもうナンセンスな時代になつてくる。日本は自由化をしたいとかしたくないとかというもののじやなくて、みずから持つている膨大な国債残高によつて、一方は吹き飛ばされ、一方は日本企業の、それこそ世界に現金を求めて進出しようとする、国際的な信用供与を受けようとする日本企業のその鼻息でつぶされてくる、こういう状況にあるわけですね。

そうすると、ことしは昭和五十六年ですから、まだ時間があると言えばあるわけでありますけれども、こういう状況についての地ならしはもうす

でに開始されていいのではないか。この三年間とい

うものは、三年間余裕があるかどうか。私はせ

いぜい一年か一年半と思うのですが、こ

の間において、日本の金融政策について、海外市

場とのリンクについて、海外市场金利との調整について、あるいは日本の金融市场の国際化の問題について、もう少し基本的な立場が明示されてい

いのではないかと思ひますが、どうでしようか。

○加藤(陸)政府委員 大変御示唆に富むお話でございまして、私は、ちょうど国内の金融市场と海

外の金融市场との接点を担当しておるわけでございます。

まことに、いろいろ御指摘のとおりのよ

うな事が進行しております。

答弁が長くなるといけませんので、一、三具体的な点を申し上げてみますと、ただいまのプライ

ムレートが、アメリカは一九・五、当方が、短期

ただ、この場合、金利と申しますのは、通貨の

力によって、キャピタルロス、キャピタルデイン

というような問題が介入しますために、そこに直

接のスプレッドというのが働きます。したがつ

て、先ほどの外貨預金、円預金の問題、インバク

トローンの問題、現実にごらんいただきますと、

もうよう見込みがあれば、直ちスプレッドが働き

まして、そこで調整されるという問題がございま

す。

この問題は、當面日本のファンダメンタルズが、要するに、物価なり経常収支なりの動向がいい方向に向いておるということであれば、将来の円が強くなる。強くなる通貨の金利は低いわけです。弱くなるともう金利は高いわけです。そこで、そういう調整作用が働きます。

それから第二点は、日本の金融市场は、波打ちは短資の市場はほとんど自由になつております。言い過ぎになりますが、かたい部分もござい

ますけれども、まあかなり自由になつておる。そ

こで、調整作用も働きます。

ただ、御指摘のように、外為管理法が昨年の十

一二月一日から施行されまして、日本經濟をもう一

段質量ともに大きくするためには、自由化をしな

ければいけない。經常収支が逆転しておるとい

う問題がございましたが、大蔵委員会の御審査の際

も、これを発案したときと全く条件が違つてしま

いか、にもかかわらずやるのかという御質問を當

委員会においても受けたわけでございますが、私

としては、外から言われてやるのはなくて、日

本經濟を質量ともにもう一段オーダーを上げるた

めには自由化しなければならないんだという考

え方を申し上げまして、御賛同を得たわけでござい

ますが、そういう考え方で、昨年十二月一日に、

状況が必ずしもよくなかったのですが、踏ん切つ

たわけです。そういうかくこうで徐々に徐々に日

がなくなつてしまつてまことに恐縮でござい

ます。よろしゅうござりますか。

最後に、証券の問題につきましてまとめてち

ょと申し上げておきたいと存じます。

本の経済を国際経済と余り差のないようにしてい

ます。だ、当面は、いま申しましたように、円の先行き

についてコンフィデンスがありますので、金利差だけでは短資が動いていない、そういうかくこう

のヒヤリングにおきまして、銀行法に証券業務を明記し、すぐに実施させよということを主張され

たのは都銀代表のみであったと承つておりますが、たとえばフランが四五名ダウンしております

が、たとえば円の方は一・何%ぐらいのダウンで済んでおります。が、たとえでございます。

○渡部(一)委員 いまのお答えをいただいて私は痛感するのですが、まさにこの問題についてこれから質問を始めなければいけないような応酬の口ぶりになつてしまつて恐縮でございま

すが、私は、こうした国際化に関する諸問題についての討議、討論が薄いうちに、この銀行法とい

う仕立て直しの着物をせつかく用意したんだけれども、その仕立て直しの着物が案外と背丈に合つていいで、着た途端からもうつんつるてんが変

わらないような気がして仕方がない。要するに、いまの国際化の時代において、ただいま御指摘いたきましたように、ファンダメンタルズの強い

日本経済といふものが非常に救われている面がある、しかし、そのファンダメンタルズの状況が悪化した状況であつたら、このままの金融的な対応では济まなかつたと私は思うわけでございます。

そうしますと、わが方にどういう対応が残されているかというと、対応は非常に少なく、打撃は

はなはだ大きいと言わなければならぬないと存じます。その意味で私は、現在日本経済が奇跡的に、

ある意味では非常にフロックが続いておりまして、こうしてうまい状況というものが継続している

わけではなくが、この問題についての対応が残され

て、こうしてうまい状況というものが継続している

わけではなくが、この問題についての対応が残され

て、こうしてうまい状況というものが継続している

わけではなくが、この問題についての対応が残され

て、こうしてうまい状況というものが継続している

わけではなくが、この問題についての対応が残され

るわけあり、そういう計画でありますならば、

よほど失敗がない限り、いわゆる借換債を含め

ましても今日の規模を大きく上回るような国債發行というのはあり得ないというふうに考えられる

わけであります。したがつて、場合によりまして大量發行ということ、そもそもそのこと自体が、

当局の計画では財政再建の線に沿いまして發行額を減少させる方向にあるものと理解をいたしてお

るわけあり、そういう計画でありますならば、

銀行の即時実施を考えるのではなく、今後の国

債發行の中で國債個人消化の伸展を見きわめた上

で配慮していいという意見が介在するといふこと

も、ある意味でうなづけるわけであります。し

かも銀行に窓販を認めた場合に、銀行が力の弱い

中小企業等に対しまして押し込み販売をしたり、

とは、ある意味でうなづけるわけであります。し

かも承つていいわけであります。

また、銀行間の格差といふものもかなり格差を

それがあるということは当委員会に指摘されてお

りますが、そうした問題に対してどういうよう

指導をなさるかという問題については、まだ詳細

に承つていいわけであります。

そのため、銀行間の格差といふものもかなり格差を拡大するおそれがあるので、それはあるのではないかと思つわけですが、そうした問題に対する対応としては、たゞおもに認められる三人懇談会につきまして、ございまして、これまで議論をされたら、第三、認可の基準でございますが、認可法によりますと、銀行は認可がなければ営業としての公共債の証券業務ができるとされておりますが、

営業であるかないかは営利性と反復継続性で判断するというふうに承つておるわけであります。銀行法によりますと、不特定多数を相手にする場合は銀行法上の認可が必要となつておるわけでありまして、こうしますと、この二つの法律の間に認可の基準があり、表現の仕方が異なつておるわけであります。この二つの法律が、一つは投資者保護の問題であり、一つは預金者保護のためという異なる表現と趣旨を持つところから生じているところでも理解しているわけであります。この二つの表現といふものが法律の運用上の多大に大きな問題を生じると思われるものでございまして、この両者の整合性をどのようにつけていか、ぜひお伺いをしておるわけであります。

第三番目は、銀行法上で付隨業務として位置づけられております投資目的の売買の具体的な中身についてお尋ねをしたいわけであります。投資目的ということの範囲を広くとりますならば、実質的にはかなりな程度までデーリングもできるということに究極的にはなるものと思うわけですがございますが、認可制度をとつたことの意味はそうなるとなくなつてしまつたわけでございまして、認可をとらずに、Aから買ってBに売るというような市場の仲介者としての機能をすることなど、これを反復継続すること、あるいは結果的にそうなることを慎むというためには行政指導が非常に必要であろうと思ひますので、その点当局の御意見を承つておきたいと思うわけでございます。

第四番目に、イコールファーティングにつきましてお尋ねをしておきますが、金融界と証券界の双方につきまして、競争によりまして国債の個人消化の伸展を図るということは初めの意図であったかと思ひますが、この競争条件が違うという状況、たとえば私は必ずしも証券の肩を持つておるわけではございませんが、ある意味での中小企業者の色彩がまだ色濃い証券業者に対しまして同じ立場でスタートさせるのではなく、かなり競争条

件の違うところで一気にスタートさせるということがありますと問題が生ずるのではないか。その点の配慮、その点の行政指導のニーズ、そういう面につきましてお尋ねをしたい。

以上、まことに恐縮でございますが、同僚議員の御理解によりまして最後にこの四問追加させていただきます。

○吉本(安)政府委員 いろいろ御質問がございましたが、私と銀行局長とそれぞれ答弁をさせていただきたいと思います。

まず第一に、窓販の認可の時期、そのときにどういった基準あるいは条件を考えておるのか、こういう御質問でございます。

いまましても、私ども三人程度の中立的な立場にある議論によりまして窓販会を開設させていただきたい、そこでこの認可の時期等につきましていろいろ御意見を承りたい、このように考えているわけであります。

それではその際にどういったことが問題になるのかということでございますが、第一には、やはり國債管理政策上の要請、そういう立場から國債の安定的消化を推進する必要があるわけでありますけれども、この点につきましてはどういうタイミングを選んだらいいのかということであります。

それから第二に、こういった銀行に窓販を認められた場合には、これは銀行の新規参入ということになると、その点当局の御意見を承つておきたいと思うわけでございます。

○米里政府委員 諸君の御質問がございましたが、これは銀行がただ国債を売るだけでも、いざいざにせよ融資金融機関に新発債をめ込むとか、あるいはある銀行が投資的目的で保有している国債を資金繰りのために解説いたしております。そういうことで、仮にある銀行がたまたま親密な関係にある機関投資家に新発債をめ込むとか、あるいはある銀行が投資の目的で保有している国債を資金繰りのために親密な取引先の会社に売却する、こういった単発的、偶發的なものは営業とは見ておりません。したがいまして、こうしたものについては特にこの認可を要しないというふうに考えておりますが、たゞ申し上げましたように、証取法の観点からはやはり投資者保護ということが基本概念でございます。したがいまして、社会通念から見て大抵これは営業だなどということになれば、免許制の問題がございましたけれども、銀行がただ国債を売るだけだけでございませんで、そのはね返り玉の問題とかあるいはその際の価格は市場価格でやるかどうか、そういうふうに考えております。

それから第三に、いろいろございましたが、大体以上、私どもの方からお答えいたします。

○米里政府委員 投資の目的を持つてする有価証券の売買とは何かということについて申し上げます。ここで言ふ投資の目的というのは、証取法上の営業に含まれない一切の有価証券の取得または

それからもう一つ、そもそもこういった窓販あるいはディーリングを認める場合に問題が非常に多いのではないか。たとえばイコールファーティングの問題はどうか、め込み販売と申しますか押しほみ販売と申しますか、そういう点がないのでないか。たとえば余資の運用という形で、有価証券をもあわせて検討を加えなければいかぬ。窓販について実施する場合のそういうた証取法上の規制もとらなければいかぬ、このように考えております。

それから証取法上の認可と銀行法上の認可に若干の食い違いがあるのではないかという御質問がございましたが、これにつきましては、私どもは証取法上の営業と申しますと、通常営利の目的をもつて反復継続して証券取引を行うということで解説いたしております。そういうことで、仮にある銀行がたまたま親密な関係にある機関投資家に新発債をめ込むとか、あるいはある銀行が投資の目的で保有している国債を資金繰りのために親密な取引先の会社に売却する、こういった単発的、偶發的なものは営業とは見ておりません。したがいまして、こうしたものについては特にこの認可を要しないというふうに考えておりますが、たゞ申し上げましたように、証取法の観点からはやはり投資者保護ということが基本概念でございます。したがいまして、社会通念から見て大抵これは営業だなどということになれば、免許制の問題がございましたけれども、銀行がただ国債を売るだけだけでございませんで、そのはね返り玉の問題とかあるいはその際の価格は市場価格でやるかどうか、そういうふうに考えております。

○大原(一)委員長代理 堀昌雄君。 いろいろございましたが、大体以上、私どもの方からお答えいたします。

○堀委員 大変難航しておりました銀行法案が四月の終わりごろに駆け込み提案というか、こうして提出されました。しかし、五十年來の法案が本日私が最終の質問者ということで採決になることになりました。この前、本会議で少し私の基本的な考え方については議員の皆様に申し上げ、今後の方針についての問題を申し上げたわけでありま

すけれども、実は今後の金融問題の中で、最も重要な問題は二つあるのではないか、こう私は考えておるわけでございます。

一つは、国際的に金利は自由化をされているの

管理金利といいますか、金利調整審議会とかいろいろなところで人為的に金利が決められておるという現状であります。しかし、今日の国際的な情勢でありますから、当然日本も、金利が自由化をされなければ対応ができない段階になると思つてゐるのであります。私は、昭和三十八年ごろから金利自由化問題を当大蔵委員会で申してまいりましたから、すでにもう十八年たつであります。十八年たしまして、確かに少しは前進いたしましたけれども、依然としてまだそういう人為的金利で日本の金融が動いているということは、私から見ると大変残念なことだと思っています。なぜございます。そこで、この金利の自由化問題について、一体日本銀行としてはどういうふうに今後の問題を含めて考えておられるかを最初に日銀裁からお答えいただきたいと思います。

○前川参考人 私どもも、これからの金融政策の中心は金利政策であろう、金利機能の活用ということが非常に必要になるであろうと思っております。それは、量的な規制があるとか預金準備率であるとかいういろいろな方策もござりまするけれども、国際的に資本移動が非常に活発になってくる、これは不可避の事態でございます。そういう事態に対応いたしますためにも金利機能が十分にそこで発揮されることが必要であろうといふふうに思つております。私どもも金利の自由化という点につきましては、あらゆる機会をつかまして、自由化の推進に努めておるわけでございまして、できるものから逐次自由化を進めておるというのが現状でございます。いま先生がおっしゃいましたように規制金利がまだ残つております。

非常にむずかしいところ、預金金利という問題についてまだ自由化が進んでおりません。しかしそれも、たとえばCDとかいうものについては自由化をいたしたわけでございまして、今後もそういう方向に進めていきたいと考えております。

○前川参考人 預金金利の問題は、欧州はかなり自由化されておるところがありますが、アメリカも、この間の一九八〇年の銀行法改正で八六年から自由化といふようなことでありますから。

○前川参考人 おっしゃいましたとおり、短資業者者、農中、全信連も入りますけれども、短資業者

化というようなことがありますから、私も、一足飛びに預金金利の自由化ということを考えているのではないでありますけれども、最近日本銀行はこの四一六期における資金余剰に対応して政府の短期証券で売りオペレーションをやられたと承知しておるのありますけれども、この内容についてちょっと簡単に御報告をいただきたいと思います。

○前川参考人 季節的に四月、五月は非常に資金の余剰期になります。これは毎年そういうことでございますが、本年はその幅が一段と大きくなつておりますまして、四月、五月両月を合わせますと約五兆円の資金余剰が出るわけでございます。その資金余剰をどうやって吸収するかということでございますが、日本銀行の貸し出しにつきましても回収いたしました。それから手形を買っておりました分も売り戻したわけでございますが、まだ資金余剰がかなり残つておるわけでございます。これを吸収する方法といたしまして、日本銀行の手形を売つて売り出し手形で吸収するかある手形の手形を売つて売り出し手形で吸収するか、この二つの方法があるわけでございますが、

本来日本銀行の売り出し手形といふものは日本銀行が新たに債務を負うわけでございますので、それがよりも、日本銀行の持つておる資産を売つて吸収するか、この二つの方法があるわけでございます。これを進めていたくことが、今後の国債問題を含めての金利自由化の新しい道を開くことになりますからそのとき、年に二回くらいしかありませんけれども、しかしやれるときにやれる範囲でうなるとやれるのは四、五月のこの売りオペレーションと十一月ごろにまた資金余剰が来ると思いだらうか。短期証券の売りオペレーションがやれるのは資金余剰時期に限られておりますから、そ

に売りまして、短資業者から転売を認めるということをいたしました。

○堀委員 いま総裁は、できることから金利の自由化をやりたい、こうおっしゃいましたね。もしもならば、私が聞いておるところでは、今後なお一兆円ぐらい売りオペレーションをなさる、こいつのように承知しておるのであります。この一兆円全部をそういうふうにして公募でやれとは言いませんけれども、要するにその幾らかを――あとは今度おやりになつたように短資なり農中なり全信連、そういうものでやられるのもいいのですが、部分的に公募によって金利の自由化というもの新しい道を開く時期が来ているのじやないだろうか。短期証券の売りオペレーションがやれるのは資金余剰時期に限られておりますから、そ

に売りまして、短資業者から転売を認めるということをいたしました。

○堀委員 私が金利自由化問題というのを昭和三十八年ごろに考えましたのは、金融政策の勉強をいたしておりますとそこには公定歩合操作と準備率操作とオープン・マーケット・オペレーションと三つあるのだというのが諸外国の状態であります。ところが、日本では、公定歩合と窓口規制と二つだけしか当時はなかつたのであります。そこでいろいろ調べてみると、オープン・マーケット・オペレーションが一番広く効果のある金融政策の手段ではないのか、その中での大事なことは金利が自由化されなければこういうオペレーションはできないということから、正常な金融政策を広範囲に推し進めるためにはやはりネットになつたものでございまして、もちろんいまの性格のものでありますから、必ずしも公募入札に限れというわけではありませんけれども、これまでに比べれば私は一步前進だ、こう見ておるのではありませんけれども、今後ともやはり機会をとらえてそうやっていただきたいと思うのであります。

そこで官房長官、きょうここへ御出席をいたしましたのは、実は、日本の金融問題の今後の問題では、民間金融機関のあり方と政府関係の金融機関のあり方、ですから公的な金融と民間金融、

こういう問題が、いまは金利自由化問題を一つ挙げたわけでありますけれども、二つ目の非常に重要な課題だ、こう考えておるわけあります。そ

こで金融の分野における官業の在り方に関する懇

談会というのが官房長官のお手元でいま講議が尽くされつたあるようございます。そもそもこの金融の分野における官業の在り方に関する懇談会を設置されたことになった本来の目的といいますかお考えはどういうものであるのかをちょっと伺いたいと思うのでございます。

○宮澤國務大臣 懇談会が設置されました直接の動機と申しますと、実は、もう御案のことなどでございますが、昨年の末にいわゆる個人年金を創設するということを決めました際に政府と自民党の合意に端を発したわけでございまして、個人年金を発足させることには問題がありますけれどからを目途にすることになりますけれども、このことに関して、民間がやっているところの業務に官が新たに進出することには問題があるという意見が政府部内に一方にございました。そういうこともございまして、そのあたりをどういうふうに考えたらいいのであらうか、あわせました。今後の金利の決定はどのようにあるべきかといたようなこともひっくりめまして、公平な第三者の立場から検討してもらつたらどうであらうか、こうしたことでの懇談会が設けられるに至つたわけでございます。

○堀委員 いまのお話を伺っておりますと、個人

年金という一つの具体的な問題があつたんだと思いますが、あわせて、昨年大変郵便貯金に預金が集まるという現象もあつたためにわざとこの問題といふのは民間の金融機關からも非常に問題視されておるということになつたと思っておりますので、こういう懇談会を設けられたことは私は適切な措置である、こう思うのでありますけれども、きょう官房長官にもお越しをいたしておりますのは、民間金融と公的金融というもののあり方の問題を私なりの考え方述べながら、日本銀行総裁を含め皆さん方の御意見を少し伺いたい、こう思つておるわけであります。

この間私本議院でも触れたわけでありますけれども、実は二月十日の当委員会におきまして、私は、財政投融資の見直し問題を中心にながら国

債特別会計というものをつくつたらどうかという提案がしてございます。これは、実は現在の国債発行がなかなかむずかしい条件にますござりますし、同時に、発行当局が完全にフリー・ハンドを持ったいないということも発行の対応を大変困難にしている面があるというふうに考えたものでありますから、そこで、そういうことをひとつ合理的にやろうということのためには国債特別会計というものをつくり、そこで大蔵省はフリー・ハンドで国債を発行できるようにしたらどうかという問題を取り上げました。

同時に、郵便貯金というものは、これは国民が公的な金融機関に預けておる預金であります。が、公的なるところに集まつたものはできるだけその使用を公的なる側に限定していくたらどうか。そうしますと、仮にことし八兆九千億郵便貯金がふえる、それならばこの八兆九千億で全部長期国債なりその他の国債を買つたらどうなるかというとの提起であります。これは一つの考え方であります。

八兆九千億買いますと残りは三兆程度になりますね。十二兆二千七百億ですから三兆余りというのは市場に出したらどうか、これが私の考え方でございました。

実は、昭和五十六年の国債の発行というのは、現状で見ますと償還や借りかえなんかがあるから大体十一兆円実際には出でいくということになるようであります。資料をこの前財務局に見ていただいたのです。その中で、そういうふうにやりましたらいまの三兆円ぐらいなら非常に公正な価格が市場で決まるだらう、無理に押しつけるわけではありませんから、その差額だけは財投の方穴があく。穴があいたのは民間資金を政府保証債その他で活用しますから、ことしは、五十六年は資金運用部で三兆五千億しか引き受けないということになつてきましたから、そのかわり財投の方穴があく。

○前川参考人 おつしやるよう、これは財政に関係して考えなければなりませんが、一遍には——渡辺大臣もこの間から話はわかる、急にはいかぬ、それは私もわかります。だから方向を一つ定めることが今後の日本の金融政策で非常に重要な問題だ、こう私は考えておりまして、そうなれば、いろいろなトラブルが非常に減つてくるのではないか。要するに、公的なところで集めたものは民間でひとつ使用する。こういうふうにやるべきではないか、こう思つておるのであります。

そこで日銀縮裁に伺いますが、最近の資金の需要状況で、経済各部門の資金過不足の状態といふのは一体どういふうになつておるかをちょっと簡単にひとつお答えをいただきたいと思うのであります。

○前川参考人 いわゆる資金の流れと申しますが、マネーフローのことであるうかと思ひます。が、公共部門の資金不足が五十四年中は十七兆四千五百億、法人企業部門の不足が六兆七千億、個人部門と申しますが、民間部門の資金余剰、これが二十兆一千億というのが五十四年度の計数でございます。

○前川参考人 これはちょっと前の方を見ましても、それで集めた金はひとつ公的なところに主として使

おうではないか、民間が集めた金は主として民間で使うようにした方が問題が少ないというのが私の基本的な考え方なんです。というのは、銀行側にすれば自分たちが苦労して集めた金を政府が公的に持つてしまつ。持つてしまつてしまうだけではなくて、郵便貯金で、民間の銀行が集めようと

しておるところ、競合しておるところでもまた民間の金を持つていく。それではちょっと政府のやり方はひどいではないかというのが私は一つのベスにある問題だと思います。ですから、そのところを少し整理をして、民間で集めたものは民間に使おいてそういう債券類の処理で処理をすればよろしい。ですから、その整合性といふものは全体として考えなければなりませんが、一遍には——渡辺大臣もこの間から話はわかる、急にはいかぬ、それは私がわかります。だから方向を一つ定めることが今後は財政再建ができるかどうかという点にかかる限界が出てくるということが期待できるのではないかというふうに思つておりますが、すべてこれは財政再建ができるかどうかということにかかる限界が出てくるということが期待できるわけでございます。

○前川参考人 もし財政再建が着実に実施、実行されることでありますから、日銀は客観的な立場でお答えをいただいたわけであります。

そこで、このような資金不足はしばらくは続きます。財政、この中期経済政策というのをもとにして国債の発行、償還というのをこうずっとデータを調べてみたのでありますけれども、この中期試算では五十九年に新規国債の発行といふのは六兆七千九百億円、こういうことになりますして、それから後は全部六兆七千九百億円を発行するという前提で物が組まれておりますから、これは一つの試算ですからこれでいいと思ひますが、実態はやはりそんなわけにはいかないだろう。要するにこれから財政再建で、公共事業も抑える、何も抑える、まあしっかりと一遍抑えてみるが、一応特例債の発行というものがけりがつけば、それからはやはり日本経済というものは拡大するわけですかね。日本経済の拡大に伴つて公共部門もやはり拡大をやつていかなければならぬんで、この六兆七千九百億という数だけで物事は動くわけではございませんから、そう考えてみますと、やはり公共部門は不足がかなりずつと引き続きあるだろう。その公共部門の不足を、郵便がふえて、私はそれがカバーしておれば問題はない。さらにもしいまの公共部門の不足を超えるほどになつたとするとならば、そのときにはまた新しい角度で検討

が必要な時期も来るかもしれないけれども、公共部門の不足部分を郵便貯金がカバーをする範囲まで、これは国債の発行の問題はかなり下がってきますが、いま政府は四三%ぐらいしか地方債をやつてないで、あと民間に皆、これも地方銀行を持たしているわけですから、ひとつ郵便貯金で地方債も買いましょう、公共部門はみんな一手に郵便貯金で買いましょうというふうになれば、地方銀行も中がすいてしまいますし、この入れかえがまた変わってくる。ですから、要するにいま非常に民間と公的部が複雑になつておるもの徐々に少し整理をしていくて、こう物の動きや区切りをつけていくということになれば、問題は非常に望ましい方向に発展をするんじゃないだろうか、私はこう考るわけです。

そういう点で、これは官房長官はこの問題のあれじやございませんが、大蔵大臣はどうせ伺います。

が、経企庁長官、通産大臣と私も何回も閣僚である宮澤長官とは論議をさせていただきおりますので、私がいま申し上げましたような構想についての御感想をひとつちょっと承りたいと思います。

○宮澤國務大臣 堀委員からずいぶん長いこと御教授を受けおりますし、ことにしばらく前でござりますが、戦後のわが国の経済の発展を願ひ思ひます。

て、座談会で御一緒になりましたときに、経済の各分野において自由化といふのははずいぶん進んだ、しかし金融だけは、ことに金利だけはそうなつていません、なぜかという問題点を御指摘になりましたことをいまでも私記憶しております。やはりそこいろいろ事情はあるものの、努力しなければならないたくさんさんの問題があるのではないのだろうか。ただいま言われましたようなことも、私が専門でございませんので詳しくそしゃくして申し上げることはできませんが、今後解決しなければならない問題点を御指摘になつておられるのでないかと思って承りました。

○堀委員 そこでこの問題について、大蔵大臣は最後にして、郵政大臣は私がいま申しておるよう

な考え方についてはどうお考るになるか、ひとつ承りたいと思うのです。

○山内國務大臣 どうも本当の専門、いわゆる所管ということではございませんので、的確なお答

えはできないと思いますけれども、昨年郵便貯金が四月に最高の金利になりました、いずれ下がつたいくであります。十二月に下がつたのでござりますが、したがつて七月ごろから大

分ふえてまいりまして、十一月以降一月、二月、三月はこれは実際減つております。四月は伸び率が減つている、こういう情勢であるわけでござい

ます。

そこでいろいろどういうのが適正な貯金高であるかということは非常にむずかしい問題だと思

うのです。これはなかなかだれがコントロールして

も、お金預けられる方が銀行もそれから郵便局

をもずつといろいろ研究をされまして、いまのと

ころはこれが一番有利じゃないかとというでお預けになれるのでございまして、なかなか計画的にい

くかどうかという問題、もし計画的にいくものとすれば、これは堀先生のおっしゃるような方向に持つていけるものだと思いますが、私はなかなか

そういうふうには計画的に、まず前提条件としてお

うまいかないのではなかろうかというふうに思

うでございます。

○堀委員 郵政大臣、私は、計画的に郵便貯金をふやせなんて一言も言つてないですよ。郵便貯金い

まふえているわけですね。これは国民が預けてい

るのでして、国民が預けてふえておるものも減ら

すよどうな何らかの政策をとるなんということは、これは国民不在の政策ですからね。それは許せる

ことです。だれが、要するに選択の整理をきちんとしたらどうかということを言つて、大蔵大臣いかがでしようか、交通整理

している。大蔵大臣いかがでしようか、交通整理

論。

○渡辺國務大臣 私は、この前もお聞きをいたし

まして一つの考え方である、しかし一遍にすぐや

ることはできない。現実に財投の金が約十九兆、

そのうち五十六年度では郵便局からの財源が約半分、約九兆弱です。一方、財投の需要というの

いろいろございまして、それらの需要をどうして

なくするか。問題は、財投需要があるから年金と

郵便局の金を集め、国立学校だと電電公社

だ、日本航空だ、開拓銀行だ、全部まいているわ

けですね。だから郵便局のお金の分だけを切り離

しちゃって、そこで国債を引き受け、どうせ市

市銀行にとれば、都市銀行というのは全然中身が

違うのです。第一、都市銀行の預金構成という

のは、個人貯蓄よりは法人貯蓄がうんと大きい銀

行なんですね。片一方で郵便局というのは個人預

金ばかりなんですね。要するに預金構成が全然違

う。いろいろな点で仕組みが違うものが何でもい

いからイコールフットティングにしろというの

は問題があると思うのです。同じ条件でやれる

条件のもの同士がイコールフットティングで競争す

るというのならわかるのですが、それはそういう

ことで、私はこのイコールフットティング論とい

うのはおかしいと思っていますがね。いまの山内郵

政大臣、計画的にと言う。私は計画というのはだ

めだと言つておるわけですよ。自由にやれと言つ

ているのですから。社会党の中で昭和三十八年以

来自由にやれ自由にやれと、かえってどうも自民

党の方の中にそうでもない方があるぐらいなん

で、だからこらちよつと思い違いをしないで、

私が言つているから計画的なんというふうに思

ひでください。ここだけは完全に逆なんです。

そういうことですから、私は自然の成り行きに

任せると、要するに国の方の公共の資金不足とい

うものに、まだ当分追いつかないのですよ、少々

郵便ががんばつてみたつて。だからいま私は余

り郵便の頭を押さえるようなことをしないで、交

通整理をきちんとしたらどうかということを言つて

いる。大蔵大臣いかがでしようか、交通整理

論。

○堀委員 私がいま伺つてるのは具体的なプロ

セスの話ではなくて、考え方はどうかと聞いてい

るわけですよ。要するに民間のものは民間に、公

的なものは公的で、いま入り乱れていますから

ね、あなたの言うように時間がかかりますよ、現

実に動いている構造を徐々に、私の言うのはシス

テム転換論ですかね。それは時間がかかるけれ

ども、そういう問題意識を持つて方向に向かつて

徐々にやつしていくというふうにみんなが考

ねば

れば、小手先でどこかだけをちょっとしようつた

つてだめだと思うのですよね。だから私は、大蔵

省の事務当局の方にも言つておるのですけれど

も、財投に少し順位をつけたらどうか。要するに公共性が高くて、単に資金運用部の金だけではなくて、一般会計から入れなければならぬものもあるわけですからね。そういう利子補給とかなんかという問題を含めて公共性の順位をつけて、私がやることは、安い金利のものを提供するということではないのです。開発銀行一つ例にとりまして、開発銀行というのは確かに戦後に非常に重要な役割りを果しました。しかしま開発銀行がやることは、安い金利のものを提供するということではないのです。開発銀行といつ機関がやりますよ、民間も一緒にやりましょうということで、協調融資のしんになれば、省エネの問題でも技術革新の問題でもいけると思うのです。今度は特に地域開発なんというのは全く民間ベースの金利でいいんですよ。だから物の考え方がそこで切りかわっていきませんとまずいので、そういうところはほとんど開銀債を出して民間債を引き上げればいいわけです。それで見合うものでやらないということになれば、見合わないような仕事は落ちていきますからね。だから私はこの前から、行革問題について、この前官房長官も御出席いたしましたからお聞きをいたいたいわけですが、量的な問題ではなくて質的な転換を図ることによって結果的に量的減少が起こるというシステム転換をやりましょう。ただそれはいろいろなところで、この間は電電公社問題をやったわけでありますが、量的な問題ではなくて質的な転換を図ることによって結果的に量的減少が起こるというう事は現象面の議論になり過ぎておるわけです。現象の議論の前にシステムを考え直して、その中からその現象は将来どう変わっていくかといふことに変わるわけですから、そこを考えた方がいいんじゃないかな、こういうことを問題提起をしておるわけです。考え方についてのお答えをもう一遍大臣から。

○渡辺国務大臣 私は一つの考え方だ、そう思つ

ております。それをさらに突き詰めれば、国債発行するなら郵便局に国債をじかに売らしてしまつたらいいじゃないかという議論も出てくるわけですね、郵便局で集めた金で国債を優先的に引き受けたのですから。それなら、貯金する人もあるから貯金部門は置くにしても、郵便局の窓口で貯蓄国債をどんどん売らしたらいいということも一つ成り立つわけです。いろいろな問題がござりますので、今後の国債発行の状況等と絡めて、それについては十分検討してメリット、デメリット、将来の展望、全部勉強してみたいと思っております。

○堀委員 官房長官がお急ぎでございますので、最後に一言だけ、懇談会にいま私が申し上げておるような現象面の話は最後でいいんじゃないかと思います。懇談会の運営に私の意見も反映させただけあり方を、公的と民間というものをどういうようになりますので、その点だけをお含みいただいて、この懇談会には八月の末ごろまでに位置づけをして、将来的にいかにあるべきかと思ひます。要するに、今後の日本の金融構造の変化を、公的と民間というものをどういうようになりますが、この二つのビジョンが立たない限り、小手先だけではいけませんとまずいので、そういうところはほとんど開銀債を出して民間債を引き上げればいいわけです。それで見合うものでやらないということになれば、見合わないような仕事は落ちていきますからね。だから私はこの前から、行革問題について、この前官房長官も御出席いたしましたからお聞きをいたいたいわけですが、量的な問題ではなくて質的な転換を図ることによって結果的に量的減少が起こるというう事は現象面の議論になり過ぎておるわけです。現象の議論の前にシステムを考え直して、その中からその現象は将来どう変わっていくかといふことに変わるわけですから、そこを考えた方がいいんじゃないかな、こういうことを問題提起をしておるわけです。考え方についてのお答えをもう一遍大臣から。

〔大原〕委員長代理退席、委員長着席  
○渡辺国務大臣 私は一つの考え方だ、そう思つ

率なものだということならば国民経済的にまたその部分は考えなければならない問題があるだろう。私なりに都市銀行との関連で少し郵便貯金の問題について調べてみました。私の方の計算ですから計算が間違っているという問題はあるかもしません。きょうすぐ御指摘はいただけないと思ひますから、また後で委員会があつたときに関係の方からこの私の計算についての意見は出していただけで結構なんありますが、まず郵便貯金と都市銀行とを並べて昭和三十五年から五十四年まで支払い利子率、経費率ということで実は試算をいたしてみました。

支払い利子率、経費率は各年度の預貯金平均残高で支払い利子、経費を除した比率であるという考え方でありますし、民間は税金率を除いてござります。民間は各年度下期計数であります。郵便貯金は貸出部門をあわせておりますので、その分だけ経费率が幾分高めに出るということはあるだろうと思ひますが、出所は主として日本銀行の資料によつておるということをございます。

そこで昭和三十五年を一つ例にとりますと、郵便貯金の支払い利子率は四・七七%、経費率は二・〇五%、計六・八二%でございまして、都銀の支払が大変幸いだと思います。ひとつお願ひいたしまますが、よろしくございましょうか。

○宮澤国務大臣 懇談会には八月の末ごろまでに結論を出していくいただくことでテーマをお願いいたしますが、ようやくまとまらなかったので、このままでは、なかなかむずかしいのですが、一応郵便貯金特別会計の営繕費というもので調べたわけですが、まだ別ですが、仮に郵政特会全部で見てもこの市銀行の計数を一つ調べてみました。そうしますと五十年三月から五十五年三月までの設備投資額は四千四百十三億となつてゐるのです。

それに対して郵貯の方の設備投資ですが、これはなかなかむずかしいのですが、一応郵便貯金特別会計の営繕費だけです。だからそれはちょっと少な過ぎるということになれば、きょうも私もちょっとと聞かしていただきました。そこでは要するに都銀の方が効率が高いといふ状態がはつきりしております。ところが五十年で見ますと、五十五年是非常にふえたんですねがデータがなくて、五十四年しか正確なものがないので五十四年で見ますと、郵貯は支払い利子率が五・七五%、経費率〇・九五%、計六・七七%、計七・六四%と完全にこの問題は逆転をいたしました。

そこで今度は一人当たりの効率といいますか労働生産性に関連したデータをちょっと申し上げますと、この資料は都市銀行は全国銀行財務諸表分析をとりました。郵貯は国の予算と特別会計予算書であります。昭和四十年からですが、昭和四十

年を一といたしまして都銀は、まあ五十五年のデータもありますが、五十年はどうかというのを見ますと預金量は五・三倍になつています。人員は

昭和五十年に一・四九倍になりました。一人当たり預金量の伸び率はその結果三・五倍になります。

た。四十年上期と五十年上期の比較であります。

ところが郵貯は四十年の一に対して五十年に貯金量は八・八九にふえました。人員の方は一・一九しかふえていないのです。そこで結果的に一人当たり貯金量の伸び率は七・四四といふことになります。

いまして、都市銀行の二・五倍比べて七・四四倍。実は大変な一人当たりの預金量、要するに郵貯における労働生産性は高いといふ一つのデータでございます。

それに対して郵貯の方の設備投資ですが、これ

はなかなかむずかしいのですが、一応郵便貯金特別会計の営繕費だけです。だからそれはちょっと少な過ぎるということになれば、きょうも私もちょっとと聞かしていただきました。そこでは要するに都銀の方が効率が高いといふ状態がはつきりしております。ところが五十年で見ますと、五十五年是非常にふえたんですねがデータがなくて、五十四年しか正確なものがないので五十四年で見ますと、郵貯は支払い利子率が五・七五%、経費率〇・九五%、計六・七七%、計七・六四%と完全にこの問題は逆転をいたしました。

そこで今度は一人当たりの効率といいますか労働生産性に関連したデータをちょっと申し上げますと、この資料は都市銀行は全国銀行財務諸表分析をとりました。郵貯は国の予算と特別会計予算書であります。昭和四十年からですが、昭和四十

年を一といたしまして都銀は、まあ五十五年のデータもありますが、五十年はどうかというのを見れば一千二十四億円ですから都市銀行五行に対して四分の一しか設備投資を行わないでやつてゐる。こういうことになるわけであります。

実は最近第一勧業銀行は新館を建造されたようですが、これは銀行局の方で私が言つていることが正確かどうかちょっと確認してください。

○米里政府委員 第一勧銀は大体六百億円でござります。三菱はちょっといま手元に計数がございませんが、四、五百億であつたかと思います。

○堀委員 私はこの前地方銀行大会に出席をいたしました。大蔵大臣がお役人の書いた原稿はちょっと横に置きました。大変なことを言われました。要するに銀行はりっぱな建物をつくるけれども入りにくい、かえって郵便局の方が入りやすいんだ、だからそれは銀行も少し考えろ。私は、大変適切な指摘がありましてさすがに渡辺大蔵大臣だな、こう思つたのであります。

そこでこの問題について一つ資料を御紹介します。郵便貯金に対する主婦の意識調査といふのを昭和五十六年四月埼玉県地域婦人会連合会がやつておられるわけであります。この調査の中で「郵便貯金に対するイメージ」というものが問われておるのであります。その中のウエートが一番高いのは何かと云いますと、七〇・三%あるのですが「小額でも気軽に利用できる」。これは国民のニーズの調査ですからね。それから、これは重複しませんけれども、「郵便局は入りやすい」。これが四番目で六二・一%。まさに渡辺大蔵大臣指摘のとおりなんですね。三番目が「貯金を引出しやすい」で六八・七%。銀行の場合も預けるときは大変きげんがいいのですが、引き出しにいくとどうも何か自分が預けるのじゃないかという感覚はないものだから出そうと入れようとしてこのところ非常にフリーなので貯金を引き出しやすくなるんですね。次に実は「安心感がある」。これはやはり国がバックあるということで大きな意味がありましたよ。その後が「利回りがよい」というので五四%くらい。これは私は国民が郵便局を持つておるニーズを非常に具体的にあらわしておると思うのです。そういう意味で私は前にも申し上げましたけれども、三木総理のときの予算委員会における総括質問で、定額貯金をこれは大変いい品種ですよと生中継で全國の方が聞いておる中で紹介したことがあるのですよ。それ以後なんだんあえてきたから多少はそういう問題についてどこが考えなければいか

ぬかと申しますと、日本には貯蓄銀行というのがないままであります。今度の法律で貯蓄銀行法といふのはなくなるのです。貯蓄銀行法の一番肝心などは何かというと複利で預金を預かる、こういふことだと思います。銀行局長どうですか。

○米里政府委員 おっしゃるとおりだと思います。

○堀委員 この六月一日からようやく貯蓄銀行法がなくなるけれども、銀行も戦後三十六年たつて初めて貯蓄銀行を兼営しておるところらしいことになるわけですから、これまでなかつたわけですね。そうしますと、第一に日本では郵便局が貯蓄銀行業務を戦後ずっとやってきた、私はこう考へておられるわけです。

そういう意味で各国の貯蓄銀行を少し調べてみます。この貯蓄銀行の特性とは何かというと、預ける者は個人に限られておる、これが一つの特

性ですね。それから貸出先は国民か國か地方自治体に限定されていますね。例外は少しはあるかも

しれませんが、主としてそういうふうに限定され

ている。そしてそこでは個人向けのファイナンスはやらないというかこうになつておる。それ

が現在各國にある貯蓄銀行の現状のようと思つ

です。

そうすると、いまの郵便貯金というものが、だ

んだいろいろなことをやりたいと言つておられ

るけれども、私の考え方からすると、郵便局で集

めておる十年の定額貯金というものは一覽払いの

貯蓄国債だ、私はこう見ておるわけです。アメリカでは貯蓄国債を発行しておるけれども、日本は

それしかわる貯蓄国債を郵便局の定額貯金といふ形態で発行しているんだ、こう考えているわけであります。

○堀委員 大蔵大臣、郵便局はいま私が申した貯

蓄銀行的な存在だ、これについての御感想はいかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 そういう面もございます。ござ

いますが、問題は金利の問題、金利が貯蓄銀行にしては高過ぎる。まして国がやつておるわけ

であります。それで、問題は金利の問題、金利がどう

かであります。だから安全、確実であることは一番いい。それから

免税問題、この問題で限度管理がきちっと行われていません。そこらに問題点がある。いろいろそういう問題点がござりますから、そういうような問

題点も踏まえて検討する必要があると思います。

三九

日本の場合は国営を、最小必要限度のものは必要だが、果たしてそんなに大きな規模にしていく必要があるかどうかという根本問題があるということをございます。

○堀委員 これは民主主義の国家ですかね。いはいでしょ。民主主義の国ですね。私も、市場経済でいいと思っているわけですよ。しかしそこは国民のニーズがありますからね。国民のニーズに逆らって減らす必要はない。しかしながらふえないと思ふべきです、これは。これはこの間たまたま異常にふえただけで、私はそんなにふえると思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。国や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融

懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最重要に考えたい、こういうふうなことがお述べになられておるよう拝見をいたしました。確かに物価の安定といふことは非常に大事なんですが、その物価安定が金融政策だけやれると私はそうは思つていないのです。物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最重要に考えたい、こういうふうなことがお述べになられておるよう拝見をいたしました。確かに物価の安定といふことは非常に大事なんですが、その物価安定が金融政策だけやれると私はそうは思つていないのです。物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融

懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融

懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融

懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そこで、金利の一元化という問題を大蔵大臣がおつしやいました。日本銀行の方がさっきの金融懸でござりますかの方に意見をお出しになつて、日本銀行が金利を考えるときにはともかくも物価の安定を最も重要な面から見ても、金利を保証することはできないと思つていい。さつきのように、運用のところがきちっとなれば、これはまた徐々に解決される問題だと思つているのです。國や地方の公共不足を超えてなおかつふえてくるようなら、そういうときには考える必要はありますよ。しかしいまどもじやないがそこへ行ってないのでですから。そういう意味では私はそういう点で考えていいんじゃないかと思う。

そういう面を含めると、私は、いまの何でも一元化で処理をすると、これが国民経済に望ましいんではなくて、やはり郵貯の中には全国民が貯蓄をしているのであって、そういう意味で銀行とはやや性格が違いますからその区切りをはつきりするという前提に立てば、私は生活金利というものが郵便貯金にあつてしかるべきだ、こう思うのですが、郵政大臣のお考えを承りたい。

○山内国務大臣 いま金利二元化ということは、もう御説明するまでもなくやつてているわけですが、考え方方が違うのですからどうしても

二つの流れになつてあることはやむを得ないし、一つの考え方ともう一つの考え方を調整をしながら決めておるのが現在のやり方であるうと思つてございます。したがつて、郵便貯金は何でも預金者の利益の増進を図るだけではなくて、民間の金融も配慮しなさい、こういうことでござりますので、大蔵省と調整をしながらやっていいるということです。いまはそういうこととで、われわれはそういう方法をとり、それが一番いいと思つておりますが、いま堀先生から重大な御提案といいますか貴重な御提案ございまして、なるほどそういう考え方もあるなということで、それでほどの辺にその境をとるかということになると、何百万円以上持つてゐる人はあなたの利子は下がりますよ、何万円以下持つてゐる人はあなたのは高いのですよといふうふうにやつていくかという点が、ひとつ検討もしてまいりますけれども、一つの考え方であるというので貴重な御意見として拝聴いたしておきます。

○堀委員 いまの郵便貯金関係はこれで終わりまして、次に、さつきからずつと議論になつてお

ります國債窓口の関係のことをちよと申し上げておきたいのですけれども、三人の学識経験者でこれからこの問題の調整が行わられるようあります。私も尊敬しておる方たちがすでに報道されておりますから、このことは大変結構だと私も思つておるのであります、ちょっと私の窓口に対する考え方を申しますと、これからそうやつて公的

部分と民間部分を分けようという方向でものを発展させる所としますと、ともかくいつまでも長期国債を銀行に持つてもらうということは必要がなく

するという前提に立てば、私は生活金利というものが郵便貯金にあつてしかるべきだ、こう思うのですが、郵政大臣のお考えを承りたい。

○山内国務大臣 いま金利二元化ということは、もう御説明するまでもなくやつているわけですが、考え方方が違うのですからどうしても

二つの流れになつてあることはやむを得ないし、一つの考え方ともう一つの考え方を調整を

しながら決めておるのが現在のやり方であるうと思つてございます。したがつて、郵便貯金は何でも預金者の利益の増進を図るだけではなく

て、民間の金融も配慮しなさい、こういうことでござりますので、大蔵省と調整をしながらやってい

いるということです。いまはそういうこととで、われわれはそういう方法をとり、それが一番

いいと思つておりますが、いま堀先生から重大な御提案といいますか貴重な御提案ございまして、なるほどそういう考え方もあるなということで、それでほどの辺にその境をとるかということになると、何百万円以上持つてゐる人はあなたの利子は下がりますよ、何万円以下持つてゐる人はあなたのは高いのですよといふうふうにやつていくかという点が、ひとつ検討もしてまいりますけれども、一つの考え方であるとい

うので貴重な御意見として拝聴いたしておきます。

○堀委員 いまの郵便貯金関係はこれで終わりまして、次に、さつきからずつと議論になつてお

ります國債窓口の関係のことをちよと申し上げておきたいのですけれども、三人の学識経験者でこれからこの問題の調整が行わられるようあります。私も尊敬しておる方たちがすでに報道されておりますから、このことは大変結構だと私も思つておるのであります、ちょっと私の窓口に対する考え方を申しますと、これからそうやつて公的

部分と民間部分を分けようという方向でものを発展させる所としますと、ともかくいつまでも長期国債を銀行に持つてもらうということは必要がなく

するという前提に立てば、私は生活金利というものが郵便貯金にあつてしかるべきだ、こう思つております。

○国債発行というものの中身をちょつと見ますと、市中に八兆八千億ぐらい出たのは、五十三年

ころがそのまま残っているのですね。五十二年かな。ちゃんとデータがどこかへいってしまつてわからな

いのです。資料を持っていたのですけれども、どうか。また専念できるような条件をつくるのが

私は国の任務ではないかと思っているのです。さ

っきの考え方方に立ちますとね。それで窓口なんど

いうものは要らない。

○ディーリングは、おととしの十二月二十六日に佐々木金調査会長に来ていただきて原価法、低

価法の議論をいたしましたときに、ともかく短期

証券は当然ひとつ銀行もディーリングに参加させ

るというものが私の意見なんですね。今度ディーリ

ングまでいかないで、日銀が短期証券をオペレー

ションされるのですが、私の考え方をお聞い

ておきたいと思います。

もう時間がないものですから、まだいろいろ伺

いたかったのですが、ちょっとはしょりまして、

大蔵大臣、実はきのう参考人として信用金庫連合

会の小原会長に来ていただきました。私は、三月

の段階で大蔵省の方にはちょっと調査をお願いし

てあったわけですが、財務部の仕事は、現在御承

知のよう、国有財産の管理と資金運用部の取り

扱いと公務員住宅の管理と信用金庫の検査、この

四つがいま四十ほどある財務部の主たる仕事の

ようですね。いろいろと私なりに検討してみまし

て、資金運用部の処理は財務局でやつたってやれ

るのではないか。自治体が金を借りに来るわけ

ですから、これは自治体が来ればいい。それからも

う一つは、公務員住宅の管理なんというものは一

県でやらなくたって、財務局でやつて、ときどき

き人間が行って調べればいいことですから、これ

も何も財務部に置く必要はない。国有財産は、農

業をやつていらっしゃる皆さんいろいろ土地関

係の問題がありますからね、これはちょっと東京

まで来ていう話は無理ですから、県庁所在地の

財務部でやらなければならぬ。そうすると、前

の三つは財務局でやれるではないか。だから、財

務部を縮小して、国有財産管理だけを財務部に残すという形にすれば、いまの行政改革に非常に適合するのではないか。そこで多少浮いてくる人員も踏まえて、今後の窓口問題というものは検討され

てかかるべきではないだろうかなと実は考えていました。ただだんだん減つてくるのではないだろうか、こうい

うふうに私は考えておるわけでございます。

○国債発行というものの中身をちょつと見ますと、市中に八兆八千億ぐらい出たのは、五十三年

ころがそのまま残っているのですね。五十二年かな。ちゃんとデータがどこかへいってしまつてわからな

いのです。資料を持っていたのですけれども、どうか。また専念できるような条件をつくるのが

私は国の任務ではないかと思っているのです。さ

っきの考え方方に立ちますとね。それで窓口なんど

いうものは要らない。

○ディーリングは、おととしの十二月二十六日に佐々木金調査会長に来ていただきて原価法、低

価法の議論をいたしましたときに、ともかく短期

証券は当然ひとつ銀行もディーリングに参加させ

るというものが私の意見なんですね。今度ディーリ

ングまでいかないで、日銀が短期証券をオペレー

ションされるのですが、私の考え方をお聞い

ておきたいと思います。

もう時間がないものですから、まだいろいろ伺

いたかったのですが、ちょっとはしょりまして、

大蔵大臣、実はきのう参考人として信用金庫連合

会の小原会長に来ていただきました。私は、三月

の段階で大蔵省の方にはちょっと調査をお願いし

てあったわけですが、財務部の仕事は、現在御承

知のよう、国有財産の管理と資金運用部の取り

扱いと公務員住宅の管理と信用金庫の検査、この

四つがいま四十ほどある財務部の主たる仕事の

ようですね。いろいろと私なりに検討してみまし

て、資金運用部の処理は財務局でやつたってやれ

るのではないか。自治体が金を借りに来るわけ

ですから、これは自治体が来ればいい。それからも

う一つは、公務員住宅の管理なんというものは一

県でやらなくたって、財務局でやつて、ときどき

き人間が行って調べればいいことですから、これ

も何も財務部に置く必要はない。国有財産は、農

業をやつていらっしゃる皆さんいろいろ土地関

係の問題がありますからね、これはちょっと東京

まで来ていう話は無理ですから、県庁所在地の

財務部でやらなければならぬ。そうすると、前

の三つは財務局でやれるではないか。だから、財

務部を縮小して、国有財産管理だけを財務部に残すという形にすれば、いまの行政改革に非常に適合するのではないか。そこで多少浮いてくる人員も踏まえて、今後の窓口問題というものは検討され

てかかるべきではないだろうかなと実は考えていました。ただだんだん減つてくるのではないだろうか、こうい

うふうに私は考えておるわけでございます。

○堀委員 いまの郵便貯金関係はこれで終わりまして、次に、さつきからずつと議論になつてお

ります國債窓口の関係のことをちよと申し上げておきたいのですけれども、三人の学識経験者でこれからこの問題の調整が行わられるようあります。私も尊敬しておる方たちがすでに報道されておりますから、このことは大変結構だと私も思つておるのであります、ちょっと私の窓口に対する考え方を申しますと、これからそうやつて公的

部分と民間部分を分けようという方向でものを発展させる所としますと、ともかくいつまでも長期国債を銀行に持つてもらうということは必要がなく

するという前提に立てば、私は生活金利というものが郵便貯金にあつてしかるべきだ、こう思つております。

○国債発行というものの中身をちょつと見ますと、市中に八兆八千億ぐらい出たのは、五十三年

ころがそのまま残っているのですね。五十二年かな。ちゃんとデータがどこかへいってしまつてわからな

いのです。資料を持っていたのですけれども、どうか。また専念できるような条件をつくるのが

私は国の任務ではないかと思っているのです。さ

っきの考え方方に立ちますとね。それで窓口なんど

いうものは要らない。

○ディーリングは、おととしの十二月二十六日に佐々木金調査会長に来ていただきて原価法、低

価法の議論をいたしましたときに、ともかく短期

証券は当然ひとつ銀行もディーリングに参加させ

るというものが私の意見なんですね。今度ディーリ

ングまでいかないで、日銀が短期証券をオペレー

ションされるのですが、私の考え方をお聞い

ておきたいと思います。

もう時間がないものですから、まだいろいろ伺

いたかったのですが、ちょっとはしょりまして、

大蔵大臣、実はきのう参考人として信用金庫連合

会の小原会長に来ていただきました。私は、三月

の段階で大蔵省の方にはちょっと調査をお願いし

てあったわけですが、財務部の仕事は、現在御承

知のよう、国有財産の管理と資金運用部の取り

扱いと公務員住宅の管理と信用金庫の検査、この

四つがいま四十ほどある財務部の主たる仕事の

ようですね。いろいろと私なりに検討してみまし

て、資金運用部の処理は財務局でやつたってやれ

るのではないか。自治体が金を借りに来るわけ

ですから、これは自治体が来ればいい。それからも

う一つは、公務員住宅の管理なんというものは一

県でやらなくたって、財務局でやつて、ときどき

き人間が行って調べればいいことですから、これ

も何も財務部に置く必要はない。国有財産は、農

業をやつていらっしゃる皆さんいろいろ土地関

係の問題がありますからね、これはちょっと東京

まで来ていう話は無理ですから、県庁所在地の

財務部でやらなければならぬ。そうすると、前

の三つは財務局でやれるではないか。だから、財

務部を縮小して、国有財産管理だけを財務部に残す

ことになります。ですから、それで結構です。

○堀委員 それで結構です。

○名本説明員 ただいま財務部の事務につきまし

てお話をございましたけれども、財務部につきま

しては、昭和四八年に集中可能なものは局へ集

中する等のことを行つたとして、その後もいろいろ

の合理化をいたしております。多分、今度の第二

臨時行政調査会におきましてもいろいろ御議論が

あることと思いますので、その経過を十分慎重に

見まして検討を進めてまいりたい、かように考え

ます。

○堀委員 それで結構です。

○名本説明員 その次に、これは最後ですけれども、今度の証

券取引法の一部を改正する法律案の提案理由の説

明、この前渡辺さんが読まれたものの第三に、

「外国の譲渡性預金証書及びコマーシャルペーパー」

の国内における円滑な流通を確保するため、こ

れらの取り扱いを証券会社も行うことができるよ

うにする必要があることにかんがみ、証券会社の兼業制限に関する規定を改正することとしております。」こういうふうになつております。それでいま改正案が出ておるわけですね。

国際化の伴で向こうからCDも来る。向こうからCDも来る。それを日本では扱える。しかし、外国のものだけ扱うではなくて、日本のものもやられたらどうか。というのも、いまの日本のCDは三ヶ月から六ヶ月と限られているわけですね。そうすると、三ヶ月からゼロの間というのは、企業側とすればちょっとあいだを取っているわけですよ。これはリスクレスでなければ

いけないから、アメリカでもこの問題については、実は格づけが行われております。ムーディーズといふのとスタンダード・アンド・プアズというのとが格づけを行つて、コマーシャルペーパーが出ておるわけですが、こういう問題を含めて、日本では三

カ月と一週間ぐらいですか、アメリカは、三十日以内のところはレギュレーションQで制限をされていますからCDを出せない。だから、三十日といふこの幅でやつておるようですが、日本の場合は三ヵ月、六ヵ月になつてゐるから、三ヵ月までの間がかなりありますからね。これはひとつ日本でもコマーシャルペーパーを発行して、そういう

○吉本(答)政府委員 御指摘のよう、今回の評取法の改正の中で兼業制限の規定を若干緩和しております。これは、海外のCDあるいはCPが国内に入ってきた場合、銀行と証券会社が相乗りりの形でこれを取り扱わせるようにしたい、こういう趣旨でございます。

がでしょうか。

く今度ここで制度をつくった以上、こういうふうにあなたも提案しておられるのだから、これはぜひ問題を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ささらに先生御指摘の、国内でCPを発行するということについても前向きに検討したらどうかと思いますが、この点につきましては、御承知のように、CPの発行形態を今後ど

いう形にするのかとか、あるいはアメリカの場合は格づけがござりますけれども、日本でそういうふた企業の格づけができるのかどうか、この格づけがないとディスクロージャーの問題との関連などございましてちょっとぐあいが悪いのじゃないかという問題がございます。さらに法制的に、現在の商法でこういったCPのようなものが一体出せるのかどうかというような点もございます。こういった点について十分検討をする必要があるのでないかというふうに思っております。

ただ、こういう短期資本市場において今後新しい証券類が出てきた場合には、やはり銀行と証券が相乗りの形でこれを取り扱うというのが一番望ましいのではないかと思っております。これは今後の検討課題ということで御理解をいただきたい

○堀委員 少しはみ出しますが、一つだけ申し上  
と思ひます。

「経公社債情報」の五月四日号をちょっと見ており

ましたら、「窓販への準備本格化」ということで、「債券売買には複雑な手法を駆使」ということでもいろいろなことが出ているのです。その中でちょっと気になりますのは、ともかくこれから窓販や

いろいろなことが起るんだからいまからその体制をやろうと言われる、それはいいのですけれども、これまで法律がなかったのですが、今度この法律が成立をしましたら、銀行法の十一条ででき

ちゃんと取り扱いその他が規定をされることになるわけですね。これまでには法律がなかったのですから

ら多少有権解釈でやつたとかなんとかいうことがあるのですが、今度は法律ができてきちんとつながる

たのだから、そして皆さんの方でも三人委員会の委員の方たちで委嘱をしていろいろな検討をして

窓販をやる時期を決めたい、こういう姿勢をしておつれるときこそ、いまの法律の事項と分つてしまふ。

をやめてよろしいということができるまでの差は、結構大きい

けです。ですから、法律がこれから発効して窓版

もやりますよということで皆さんがやっている中で、ごそごそいろいろなことをやるということは適切を欠く。具体的な問題は時間がありません

ラブを代表して、ただいま討論に付されました四法律案に対し、今後の期待、不満を残しながらもその前進部分もあることを評価し、賛成の意見を

表明するものであります。

銀行法は、昭和二年に制定された古い法律のままでありますため、その後の経済社会情勢の進展に適応しない面が多く、その改正は多年の懸案でありましたところ、近年に至り各種の金融資産に対する国民のニーズの多様化、経済の国際化の進展等、銀行をめぐる経済金融環境の構造的な変化もあり、加えて先進主要国においても金融制度の改革が実施されてきたところであり、わが国での全面改正案を初め関連の諸法案が提出されたのであります。

各法律案について、まず銀行法の改正部分、十六条に及びますが、その主な点について主張を明らかにいたします。

第一に、目的規定を創設し、銀行の業務の運営について銀行の業務の公共的性格を明らかにするとともに、自主性を尊重する旨を規定することにしており、このために必要な行政としていること

の責任と金融機関のみずからの責任もまた重大と言わなければなりません。

第二に、みずから招いた結果とはいながら国債等の大量発行の状況の中で公共債の分野における銀行の役割割りを明確化する見地から、銀行の証券業務の取り扱いを制度的に明文化することとしていることなどあります。このために起こる領感紛

争も影響も大きいことを考え、慎重に対処しなければなりません。

第三に、銀行の資金運用の安全性を確保し、銀行信用の広く適正な配分を図るため、従来とかかって批判のあった大口信用供与規制を法定化することとなり、わずか前進をしたのであります。これが適正、厳肅な運営が今後求められるところであります。

第四に、銀行が自主的かつ創造的な努力を通じて社会的要請に対応する道を開くため、業務及び財

○沢田委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由ク

産の状況に関する開示制度の充実はより多くの委員から求められてきたところであり、いまだ不十分な点なしといたしませんが、一步前進と思われます。今後政府がこの期待にこたえられることを強く求めるものであります。

第五に、内外交流の進展に対応して外国銀行の規定を整備したこと及び長年の懸案であり世界の流れでもあります週休二日制へ向けて從来の土曜日の営業義務を今回はなくして一步前進したことであります。この実現が条件整備とともに速やかになされんことを期待してやまないものであります。

また、一年決算制への移行等の措置が講ぜられてきたところであります。これも運営面に多大な不満、不備を残しますが、その誠意を信頼し、理解するものであります。

次に、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案につきましては、経済社会情勢の進展に即応して業務範囲の拡充を行う等、中小企業金融制度の充実と整備改善を図るものであります。今後とも中小企業金融の円滑化及びそれぞれの特異性を充実し、一層の適正な行政運営を期待するものであります。

また、証券取引法の一部を改正する法律案につきましては、銀行の公共債についての規制による証券業務について明文の規定が設けられるごとに伴い、証券取引法上の取り扱いを明確にするための規定の整備を図るほか、最近における証券市場の変化に対応し、その健全にして正常な運営が求められ、投資者保護に資するため、所要の改正が行われたものであります。

最後に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、このたびの銀行法の全面改正に伴い、関連いたします法律につきまして所要の規定の整備等が図られたのであります。

す。

以上、四法律案の内容を見ますに、当初の答申から見ますと重要な点で欠落、後退をしている

ことがあります。この際、不満ながら賛成するものであります。

以上です。（拍手）

○総質委員長 簿輸幸代君。

○総質委員長 簿輸幸代君。

○総質委員長 私は、日本共産党を代表して、銀行法案、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互

銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について、一括して反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、銀行法案を中心とする四法案が、経済、金融構造の変化への対応と金融の効率化をスローガンにして大銀行中心の金融制度の再編成を行おうとするものにほかならないといふことです。

銀行法案は金融制度の基本法と言われるものですが、今回、銀行の業務範囲の弾力化、営業所の設置等の許認可権の弾力化、営業時間の弾力化、増資の自由化などが図られています。このような弾力化措置は、都市銀行などの大銀行の支配力強化となる業務の多様化、同質化を一層促進し、金融の効率化を推し進めるものにはなりません。

さらに、中小企業金融制度の改正についても、信用金庫の法人会員資格の資本金の限度額を政令事項とし、四億円に引き上げていますが、これは

金融の効率化を推し進めるものにはなりません。

また、中小企業金融の円滑化のため、中小企業金融機関としての専門性を損なうものであります。さらに業務範囲の拡大などについても、貸し出しの大口化や業務の同質化の方向で、中小企業専門金融機関をも含め全体として金融の効率化を促進しようとするものです。

反対の第二の理由は、今回の改正が国民生活の安定、日本経済の民主的な再建に役立つ金融制度

の改革を求める国民の要求には全くこたえていないことです。

今回の銀行法の全面改正は、一九七〇年代前半に頻発した大銀行による為替投機や大企業、大商社の買い占めのための資金供給など、反社会的な行為について大銀行の社会的責任を追及する国民的批判が直接の契機となつたのです。

しかるに、今回の改正は、銀行の自主的かつ創造的な努力を妨げないよう留意すべきであるとの考え方を強調し、業務規制の多くは法律になじまないということで排除されています。さらに、法律上根拠規定を設けることになった大口融資規制についても、大企業への信用供与を規制するためのポイントでありながら、現行の通達によるよりも大幅な後退となつてあるなど、全くしり抜けとなつています。

しかも、銀行の公共性を確保していくためのデスクロージャー制度は基本的に銀行の自主性に任されていました。行政監督権や処分権は、子会社に対する立入検査権の規定が新設されるなど若干の改善点もあるものの、全体として現行法の不十分さはそのままにした上、勘定行為に対する罰則規定などは現行法よりも後退させています。

反対の第三の理由は、銀行等への公共債に関する窓口、ディーリングの認可が、大量国債の継続的発行と大銀行の中小金融機関及び国民への消化押しつけを容易にする体制づくりにはかならないということです。この窓口やディーリングによつて、都銀等大銀行と中小金融機関の格差はさらに一層広がり、系列化と金融再編成のことがなることは明らかです。

最後に、今回の改正で、銀行等の休日にについて「政令で定める日」とすることによって金融機関の週休二日制への道が開かれたことは改善措置としては評価するものです。早急に週休二日制が実施できるよう強く要求して、私の反対討論を終わります。（拍手）

た。

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 「賛成者起立」

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 「賛成者起立」

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○総質委員長 「賛成者起立」

○総質委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

す。銀行法の改正問題につきましては、金融制度調査会が大蔵大臣から「経済金融情勢の推移にからみ、銀行に関する銀行法その他の法令及び制度に関し改善すべき事項並びにこれらに関連する事項について、」意見を求める旨の諮問を受け、審議を開始して以来、実に六年、答申が出されてからでも二年を経過した今日、昭和二年に制定され以来半世紀にわたり機能してまいりました現行銀行法の全文を改正することとする銀行法案が、ようやくここに、当委員会において可決されました。

この間、国民各層、各界から多くの意見が開陳され、また、当委員会におきましても、あらゆる機会を通じて、金融制度のあり方等について論議を重ねてきたところであります。

今回の法案審議に当たりましても、銀行の公共性と社会的責任、大口信用供与規制の適正な実行、ディスクロージャー制度のあり方、銀行の証券業務の意義と認可の時期等について熱心な質疑応答が交わされました。ただいま可決されました新銀行法が成立、施行されることによりまして、銀行が、金融構造の変化等に対応して、健全経営を一層確保しながら、国民経済的、社会的要請に適切にこたえていくことが期待されるのであります。何と申しましても、新銀行法の目的とするところを適確に実現していくためには、一に、この法律が、いかに適時、適切に執行されるかにかかっていると申してお過言ではなかろうと考える次第であります。

本附帯決議案は、かかる観点から、政府において、銀行法その他の関係法律の運用に当たって特に配慮すべき諸点を取りまとめたものであります。

個々の事項の内容につきましては、案文の文言で十分御理解いただけるものと考えますので、その朗読によつて内容の説明にかえさせていただきます。

銀行法案に対する附帯決議(案)

近年における我が国の経済社会構造の変化、は、その健全かつ効率的な業務の運営を通じ、公共的機能を一層適切に發揮することが緊要である。よつて銀行法その他関係法律の運用に當

たつては、次の諸点に特に配慮すべきである。

- 1、国民の社会的ニーズにこたえるよう個人金融の拡大を図るとともに、中小企業金融の円滑化のため、引き続き条件整備に努めること。
- 2、証取法上の認可に当たつては、国民経済的視点に立ち、直接金融・間接金融の現状、今後の見通しなどを検討し、混乱のないよう慎重に措置すること。
- 3、大口信用供与規制については、制度の趣旨を踏まえ、適正な実行を確保すること。
- 4、業務及び財産の状況に関する開示制度の充実強化に努め、自主的かつ積極的な対応を促進すること。
- 5、金融機関の週休二日制を速やかに実施するため、郵便局・農協等預貯金業務を行う諸機関を含めた必要な体制を具体的に整え、金融機関利用者の理解を得られるよう積極的に努力すること。

以上であります。

○綿貫委員長 お諮りいたします。

○渡辺国務大臣 ただいま議決いたしました委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

以上であります。

○綿貫委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

お詫びいたします。

本動議のごとく本案に對し附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

大蔵委員会議録第二十七号中正誤  
ペジ 段 行 誤 正  
二 二 二 受認  
三 二 二 ですねだから、 ですね。だから  
二 二 支払い保障面 支払い保証面